




古澤北冥稻葉君山

合著

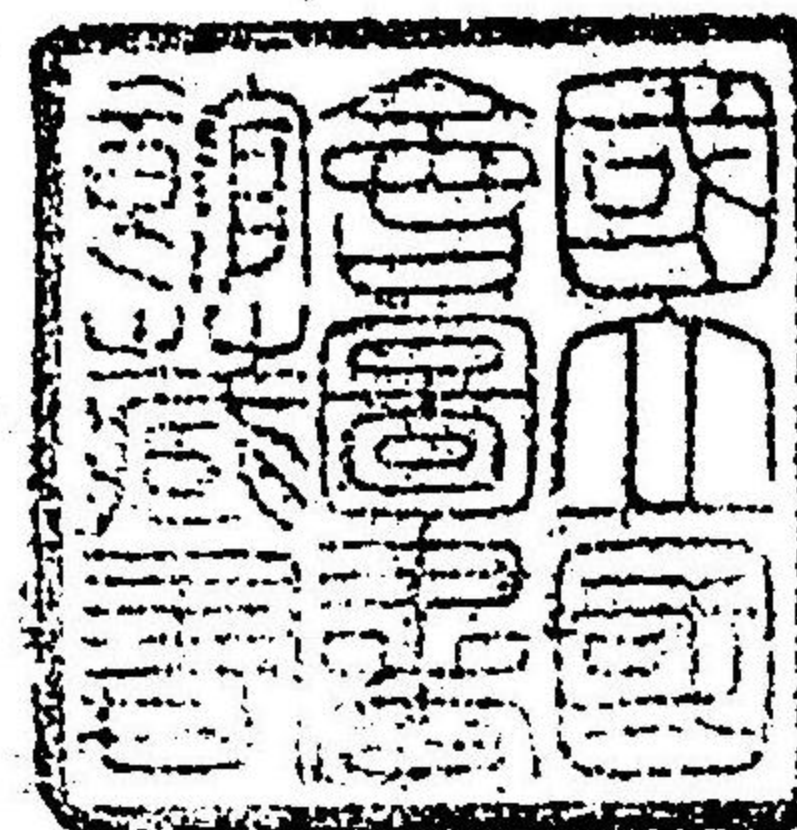
# 小方丈

完

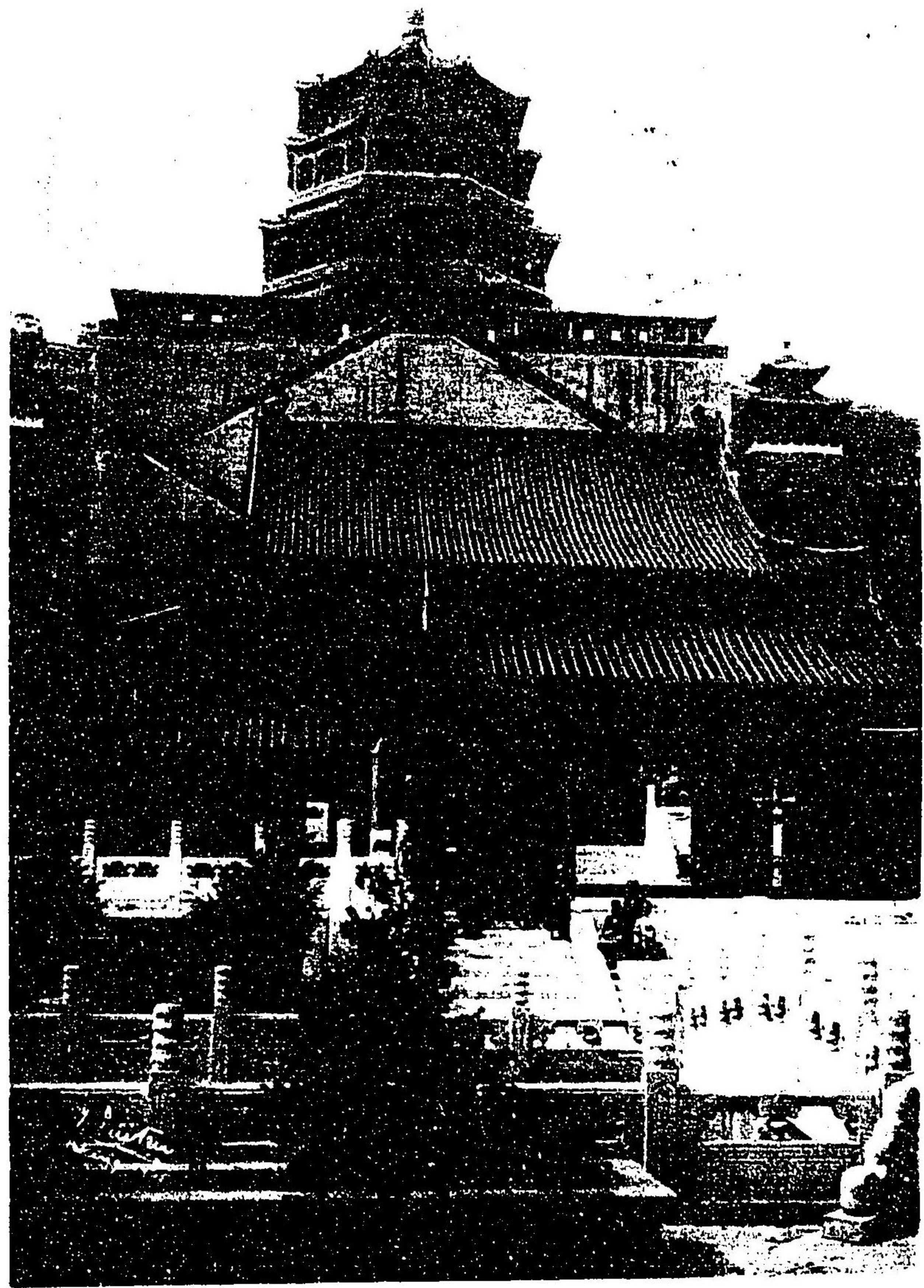
北 清 遊 記	并 州 集 下	并 州 集 上	燕 京 抄 下		燕 京 抄 上	沽 上 集	北 京 佛 香 閣 全 景	目 次
------------------	------------------	------------------	------------------	---	------------------	-------------	---------------------------------	--------

292.21

H8592



33845



行印社會式株印京東

開香佛山壽萬京北

## 北方支那の研究を促す(代序)

今や吾邦に於ては、前には東亞同文會の留學生を清國に派遣するあり、之に繼で或は實業團體、或は鑛業團體の視察員を派遣するあり、清國研究の氣運、蔚然として興起するの感あり、是れ頗る邦家の慶とする所たり、斯時に當りて研究の方針を鞏固且つ緊密ならしめざるあらんか、今日の慶運は、後來十分の満足を視るに及ばざらん、吾人が清國研究と北清との關係を説述するは敢て留學方針の研究に資せんと欲するの微意に過ぎず。

從來吾邦人は北清研究に於て甚だ疎畧なるを免れず、從て北清に關する興味も亦頗る索然たる者あり、北清と云へば直に團匪を意味し、危險を意味し、非生産を意味しつゝあり、然も北清の眞意義は如此殺風景なる者に非ず、北清や其幅員に於て、其生産力に於て、而して其學術的趣味とに於て將に南清に駕して

凌かんとする者あり、北清や今日に於ては貿易の曙光漸く陸地の一點を照せしに過ぎず、然も西北には滿洲の大平原あり、東南に山東省の高角あり、直隸省は大だしき沃土に非ずと雖も、渤海の富源は之を補て剩あり、更に陝甘より山西河南を抱き長城を隔て、内外蒙古に入る、此間の幅員や、生産力や、供給力や、汪洋として禦ぐ可らざる者あらんとす、近來日本より輸出さるゝ木材、燐寸、棉絲、海産物の増加は、主として北支那貿易の進歩に職由せり、牛莊より輸出され吾日本人に非常の廉價を以て供給さるゝ大豆豆粕は、一歳五六百萬兩餘の額に上ほり該市の如きは吾日本との關係に因て存立せるの感あり、又芝罘に於ける日本人の船舶業者は、近時山東省と東三省沿岸に來往して其間に少からざる利源を收得せり、彼の長蘆の生鹽の如きは、今日に於ては輸出を禁ぜられつゝあるを以て如何ともしがたしと雖も、將來解禁の日に達着せば北支那貿易に一大革命を與ふる程の原力を有せり、更に進で口外貿易の一端たる羊毛毛皮の買占めに着手せんか、天津の一市の如きは一層貿易の完全を視るを得可し、

學術的趣味に於ては之を南清に比して更に津々たるものあるを覺ゆ吾人毎に北京を解釋して謂らく北京は清國の全土に亘りたる規矩を縮小したる都會なり、北京は直隸の一角たるには相違なしと雖も、其地は天子首善の都なれば、禹域の内外は舉て此一都に集注し、或は廣東人あり、或は安徽人あり、或は山西山東のものあり、或は滿洲人あり、ナベット人あり、或は蒙古人あり、之に伴ふて風俗習慣一樣ならず、宗教の如きはラーマ教、道教、佛教、マホメット教の諸教を包括し、此等の諸信徒は、各自特殊の生産に従ひつゝあり、歴史の研究は、唐、五代、宋を經、金元二朝に到りては最も多くの史趣を北清に留めたり、殊に明朝の規模は今の順天府に於て十分の視察を得可く、支那の國運に一大變更を與へたる捻匪、日清戰爭及び團匪の研究の如きは最も趣味ありとせん、吁嗟北清の大野は吾邦人の檢討を需めつゝあり、支那を研究するの諸君、希くは先づ北京を研究せよ、行て雍和の黃瓦、景山の綠樹、さては大液の晴波と蘆溝の曉月を看よ、然る後ち君が馬首を南北にして口の内外を研討せよ、蓋し大に收

得する所のものあらんとす。

四

因に記す、世の北清貿易史を研究する者、單に天津牛莊芝罘等の諸港を講説して以て得たりとなすは大なる誤謬なり如上の諸港は北支那の一門戸のみ、北清には常洋兩關の區別あり、常關は大清會典編成時代の貿易口にして主として陸上貿易の關門たり、近く宣化の張家口の如き、遠く庫倫、恰克圖の如きは、即ち北清の生命を持續せし至大の關係ある地方なり、此關係を古來持續し常洋兩關に跨りて貿易する者は一ルンブ人あるのみ、北清貿易を説て塞外に思及せざる豈に遂に語るに足る可けんや。

二

吾人は前回に於て、北支那の意義を汎釋せり、曰く北支那は之を南支那に比すれば幅員廣弘にして生産の需要涯限あるなし、曰く史趣に於て、自然の景致に於て、最も興味多し、又曰く説て塞外に到らざるは、未だ以て北支那を語るに足らざる也と、吾人は今塞外に於ける事情の一斑を録して卑見の架空に失せざる

を告げ、再北支那研究の下手を促進せんと欲す。

世人は毎に塞外を想像して白沙黃草の地となし、沙磧荒涼の天と爲す、然り、塞外の一角は慥に世人の想像に負かざる者あらん、かの荒々たる黃草は死し、漠々たる白雲は封せり、水冷かに石裂け、時に橙黄色の法衣を着けたるラーマ僧が鐵錫を振て寒月に嘯ける、十萬の駱駝鳴鈴森肅として秋風の撲々たるに寬步せる、寔に塞外の景致たりとせん、然もかの天地のサブタイムに參透し、超然として曠世の觀を抱かしむる、塞外の天地に若くものあらんや、青吉斯汗や窩瀾台や巴都や蒙哥や八思巴や宗喀巴や或は劍を以て立ち或は經を以て出づ、其出づるや、其立つや、眞個に吾人をして森嚴なるものあるを嘆せしむ、天地の人生を感化する果して多しとせば塞外の景致や決して剛健なる日本人に忘れしめざるならん歟、吾人嘗て北京に遊び、謂へらく以て漢族を研究す可し、以て直隸を知悉す可しと、然るに吾人の希望は十分なる効果を與へざりき、然り北京や到底斯種の研究に資するに足らざるなり、北京や眞個に陝甘地方より塞外

序

五

に關連し之が史蹟及び貿易に於て大に研究するの興味を勃興せしむ、何ぞや、其地理風俗は、塞外事情に通せざる、將に容易に解釋する能はざるあらんとす、吾人が毎々説て塞外に及ばざるは、共に北支那を語るに足らずとなす所以也、試みに光緒會計表に示されつゝある塞外の形勢を摘示せんか、曰く理藩院より支給せらるゝ喇嘛餉は三萬一千七百十五兩強より二萬九千一百七兩餘に上下せり、曰く熱河の馬乾は一萬二千四百六十五兩八錢、熱河餉は十萬七千兩乃至十一萬五千兩餘なり曰く察哈爾、吉林、烏里雅蘇臺、科布多、塔爾巴哈臺、伊犁等の餉額は二百四十萬兩強なり、曰く熱河旱河生息は二千九百八十四萬兩餘に上ぼり、新疆の歲入多きは二百十九萬兩より少くも百九十萬兩に出入せりと、此等は何れも北支那に至大なる關係を有せる者たり、吾人又た嘗て張家口貿易の盛況を聞き、漢口より天津を経更に通州より陸運せられつゝある茶引が六七八月の交に到りては、一日一萬頭の駱駝と、五百頭の騾子の通過するものなるに思到し英露商の張家口に於て力を致しつゝあるを知り、感慨爲に久しきを覺

えざりき。

且夫れ從來支那に於て最大なる史蹟を残せしものは、一として中國の所謂邊警に非るは無し、道光同治以後、海氣亦た騷然たりしと雖も、邊警や未だ驟かに靜平ならざる者あり、同治の初年に起りたる陝甘の東干は、同地方に於けるマホメッド教徒の叛亂にして、乾隆時代に征服せられたる餘燼の再燃と視る可き歟、かれマホメット教徒や、中央亞細亞より天山北路に侵入し、更に寧夏より蘭州に入り、一方長城に沿ふて張家口に入り、進んでは山東の一部直隸北京及び通州に迫る、もし之に雲貴の回族を合せば其衆四千萬人に上ほるべしと傳ふ、左文襄が陝甘に督撫せる、撚回兩匪の勁敵に抗し、頗る策を苦ましめし者あり、同治年間の左疏は載せて盾鼻餘瀋奏議に在り、此奏議に徴すれば北京朝廷が如何に塞外を重要視しつゝありしかを想像せしむるに足る、宜なり雍正乾隆の智力兵力を兼ね、尙ほ西藏のラーマを懷柔し、此の政策に倚て纔に漠南漠北を牽掣せんと欲するや、是れ即ち昨今端郡王の消息詳かに問はれずして董福祥

の戒警屢ば景山の草木を動かす所以なり。

榆塞以外の天地も亦た一律に論ぜらる可き歟、但た盛京省は清祖發祥龍興の山河にして近時露清密約の巨案亦た中外を搖かせしを以て、人の耳目に接到せしこと汎ねく且つ之を研究するの利便は極めて多し、故に吾人は奉天吉林及びハルビン地方を知る甚だしき困難を見ず、もし夫れ興安の起伏する處、ヤークサ、ニブナユーの故趾を討ね、更に邊門より四盟に入り轉じて熱河、イーソンの上游を探討せば、更に妙なりとせん、要之に北支那の意義未だ邦人に會知せられずして外人の足跡既に到處の山河に偏からんとす、即ち北支那に於ける大要を提擧し、敢て再び邦人の研究を促す、未だ卑見の淺陋を顧みるに違あらざるなり。

明治壬寅夏六月

北冥、君山記

緒言

一題して北方支那といふ、所記未だ必しも其名に中らすと雖も、著者嘗て北地に客遊せり、記事亦た客中の圖目に關し、北支那の紀聞に屬せざるは莫し、即ち其地に居て其境を究め、其境を究めて其誌に及ぶのみ、

一此編を記述するに當り小村長城君の指示を得しこと極めて多し、マ、教記事は川上貞信師の教に負ふ所亦た少からず、特に錄して感謝の意を表す、

一卷首に挿みたる佛香閣の全景は、北京萬壽山に於ける西太后所營の一となす、世人之を稱して頤和園といふ、清朝に制作無し、もし一代の模型を索むれば、南北唯一の頤和園あるのみ、乃ち獨出して讀者に其一斑を知會せしむ、

一知る者は言はず、言ふ者は知らずとせば、少しく知て少しく言ふも亦た不可なりとせず、

明治壬寅夏

北冥 君山 并記



# 北方支那 目次

## 卷首

北方支那の研究を促かす (代序)

## 沽上集

- 一 天津の現況……………二
- 二 天津の過去……………二
- 三 天津將來の貿易……………三
- 四 衝鴨子……………四
- 五 紫竹林の發達 其一……………五
- 六 紫竹林の發達 其二……………六
- 七 現今の紫竹林……………七
- 八 日本租界の便否……………七
- 九 天津城……………八
- 一〇 天津の語言……………九

一一 天津の設備……………十

一二 天津に關する詩歌……………十二

一三 津錢の計算法……………十三

一四 獨流鎮と長髮賊……………十四

一五 天津の飯館子……………十五

一六 長蘆鹽 其一、其二、其三、其四、其五、其六、其七、其八……………十六

燕京抄 上

一 北京……………二十七

二 北京城沿革……………二十八

三 紫禁城……………二十九

四 北京の稱呼……………二十九

五 北京人の聲音……………二十九

六 北京四聲……………三十一

七 北京官話と滿洲話……………三十一

八 滿洲朝廷の國語維持……………三十二

九 北京の道路 其一、其二、其三、其四……………三十二

一〇 北京の暗渠……………三十七

一一 景山……………三十八

一二 青葉の北京城……………三十八

一三 萬壽山、玉泉山……………三十九

一四 家屋の構造 其一、其二……………四十一

一五 天棚……………四十四

一六 北京人の衣服……………四十四

一七 飲料水……………四十五

一八 食物……………四十五

一九 行通機關……………四十七

二〇 北京の金融……………四十八

二一 北京の通貨……………五十

二二	當十の通行	五十一
二三	馬踏銀、外國銀	五十二
二四	銀錢の長落	五十二
二五	九九、九八の説明	五十三
二六	銀鈔、錢鈔、日子票	五十四
二七	北京人	五十四
二八	漢禮と滿禮 其一、其二	五十五
二九	辨髮と帽子	五十八
三〇	旗人の婚禮 其一、其二	五十八
三一	漢人の婚禮	六十一
三二	旗人の葬禮	六十二
三三	漢人の葬禮	六十四
三四	滿人の祭禮	六十五
三五	滿人の祭禮	六十六

三六	北京婦人の瞥見	六十八
三七	北京の反面 其一、其二	七十
三八	右北平	七十六
三九	救忠坊	七十七
四〇	鷄鳴巷	七十八
四一	狗と犬	七十八
四二	漢軍旗人	七十八
四三	田賦	七十九
四四	山東人	八十
四五	莊園、旗莊、牧場、民田、屯田、學田、免科田、土司	八十一
四六	乾隆の奏銷 民田	八十二
四七	各省徵稅の概要	八十三
四八	收稅の役員及時期	八十三
四九	申票收稅の方法	八十四

五〇 糧差の田賦請負……………八十四

五一 租税の請負と宋元の撲買……………八十五

五二 加一費の徴收法……………八十六

五三 税率……………八十六

五四 屯田制度……………八十七

五五 雜稅……………八十八

**燕京抄 下**

一 北京の宗教……………八十九

二 北京地方の喇嘛信徒……………九十

三 雍和宮の喇嘛……………九十

四 黃寺……………九十一

五 鬼神殿……………九十一

六 十八羅漢……………九十二

七 歡喜佛……………九十三

八 薩埵の術……………九十三

九 喇嘛と回族……………九十四

一〇 羅刹……………九十五

一一 八思巴、蒙古文字の製作者……………九十六

一二 元季の喇嘛……………九十七

一三 明朝と紅喇嘛……………九十七

一四 紅喇嘛と黃喇嘛……………九十七

一五 轉生の説……………九十八

一六 活佛聖蹟……………九十九

一七 達賴喇嘛、西藏の政體……………百

一八 清朝と喇嘛 其一、其二……………百一

一九 喇嘛の眷族……………百三

二〇 理藩院の喇嘛劄……………百三

二一 何秋濤氏の喇嘛論……………百五

二二 露西亞領の喇嘛教徒……………百五

二三 喇嘛の起源……………百五

二四 喇嘛雜聞……………百九

二五 西藏の四部……………百九

二六 西藏記 上、下……………百十

二七 西藏歳事……………百十三

**并州集 上**

一 北京貿易史……………百十七

二 北京に於ける俄羅斯館史……………百十八

三 蒙古縦貫鐵道 其一、其二、其三、其四、其五……………百二十二

四 庫倫……………百二十五

五 庫海……………百二十六

六 恰克圖貿易史……………百二十六

七 張家口貿易の概要……………百三十二

八 索引……………百三十六

九 黑龍江貿易史……………百三十六

一〇 滿洲に於ける森林……………百二十八

一一 康熙帝の御製文集……………百三十九

一二 乾隆帝の窩集行……………百三十九

一三 滿洲源流考、窩集名考……………百四十二

一四 吉林、黑龍江の森林……………百四十三

一五 唐滿洲……………百四十五

一六 八旗……………百四十六

一七 睿親王と史可法……………百四十八

一八 支那文書の佚亡……………百四十八

一九 黑龍江考……………百五十一

二〇 索倫考……………百五十二

二一 漢族とトルコ制度……………百五十二

并州集 下

一	金源語言の研究	百五十五
二	金史舊國語解考	百五十六
三	滿洲、曼珠、滿珠	百五十九
四	羅林の意義	百六十
五	弱水考	百六十一
六	庫基島	百六十三
七	保定府	百六十三
八	入股文 其一、其二	百六十四
九	西安	百六十六
一〇	歸政と遼寧	百六十六
一一	聲大實小	百六十七
一二	墨賈低利	百六十七
一三	牛莊	百六十八

一四	沒濟營	百六十八
一五	遼河	百六十九
一六	白運と義和	百六十九
一七	張德成	百六十九
一八	中西紀事	百七十
一九	遼遼數	百七十
二〇	除暴安良	百七十一
二一	貨幣	百七十一
二二	津錢	百七十二
二三	寶錢局	百七十三
二四	陝川 其一、其二、其三	百七十三
二五	警務	百七十八
二六	保甲局	百七十八
二七	男耕女織	百七十九

二八 三十九仙……………百七十九  
 二九 保全……………百八十  
 三〇 君子自重……………百八十  
 三一 名と利……………百八十  
 三二 漢如雨……………百八十一  
 三三 漢字漢文 其一、其二、其三、其四……………百八十一  
 三四 大豆……………百八十四  
 三五 盛京平原……………百八十六  
 三六 山東移民……………百八十七  
 三七 芝罘の經濟……………百八十八  
 三八 牛皮……………百九十  
 三九 芝罘の船舶……………百九十一  
 四〇 米……………百九十三  
 四一 京通……………百九十三

四二 吳會……………百九十四  
 四三 鹽……………百九十四  
 四四 北馬……………百九十四  
 四五 變法……………百九十七  
 四六 顧炎武……………百九十八  
 四七 太公在此……………百九十八  
 四八 關帝、天后、孔子……………百九十八  
 四九 女紅燈……………百九十九  
 五〇 齒……………二百  
 五一 奉天の通貨 其一、其二、其三……………二百  
 五二 清明時節……………二百三  
 五三 契稅 其一、其二……………二百三  
 五四 通商上の漢字……………二百四  
 五五 車圖軌、書開文……………二百五  
 五六 磁器……………二百六

五七 油房……………二百七  
 五八 倭寇……………二百八  
 五九 光緒二十三年……………二百九  
 六〇 紅事、白事……………二百十  
 六一 支那婦人の足……………二百十一  
 六二 回族 其一、其二、其三、其四、其五、其六……………二百十四  
 六三 羊毛……………二百十六  
 六四 西路、山西、北口……………二百十六  
 六五 脱、抓、剪……………二百十七  
 六六 康熙四十四年の上諭……………二百十八

附 録

北清遊記……………二百十九

北方支那 目次終

北方支那

北冥 古澤 幸吉 著  
 君山 稻葉 岩吉

沽上集

沽とは海水の滲入する處、即ち清國直隸省、天津縣を貫流する白河の中流より、下流一帶の地の通稱にして、沽と呼はるゝもの實に七十有二、葛沽、鹹水沽、西沽、東沽、塘沽、太沽、等皆な其の例なり、天津縣は津關、津門又は七十二沽上の稱なり、此地が北省第一の輸入港にして上海廣東の間に出入しつゝある、專管租界の經營や、民政廳の設備や、世人の既に熟知する所、吾輩の茲に發するの要を視す、唯だ清國が未だ官禁を布いて海外に輸出せしめざる長蘆鹽の大要、津錢の計算法、言語や、地理や、風俗や、尙は未だ世人に紹介せられざる者あり、吾輩今抄して沽上集といふ、亦以て天津研究の一斑に資するを得んか、



## 一 天津の現況……………上陸の困難

天津の將來は、頗る疑問に屬せり、天津は將來に於ても尙ほ今日の如く繁盛を保ち得べきか、今や我國は天津に一百萬の資を約十五萬坪の日本租界に放下し、北清貿易の根據地たらしめんとす、此事業や果して見込ある可きか、日本より北清航路に依りて天津に旅行せんとする者は、天津は如何にも白河の下流に在り、太沽に近運せる地方なるを想像す可しと雖も、吾輩は初航海の時に於て此想像の太たしき相違なるに駭けり、郵船會社の立神丸又は玄海丸は、芝罘出帆の後、大約十八九時間にして黄河の海面より白河の河口に到着するを得可し、碇泊の地點は太沽なりと聞けば、セメテハ太沽の砲臺位は瞥見し得可きを想像す可しと雖も、投錨の地點は砲臺を距る近きも七哩遠きは十三哩の沖合に在り、此より支那マヤンク又は小蒸汽船に依りて、旅客及び貨物は塘沽に向ふものとす、郵船會社に於て北清航路の最終點を太沽と記載しあるも、實際は太沽海上十二三哩の沖合と知る可し、旅客は此れより塘沽に到着せんには運賃二圓を要し、四五時間を費さざる可らず、如此苦痛と煩勞とを嘗め、塘沽に上陸すれば山海關方面より來れる榆津鐵路は、吾等を待受けて天津に運去るなり、而して此間正に二時間を費す、

## 二 天津の過去……………白河の濁流

天津は今日貿易港としては些の價值を有せず、尙ほ我が新海港の如きか、吾輩は舊守的性質に強偏せる支那人なればこそ天津の繁盛を今日に維持したれといふを憚らず、今日の如く列國各自居留地を設け、天津其物の關係性質昔日の如く單一ならざるに到りては、天津の過去を顧み今更に將來の衰退を想像し得可きなり、地理學者の説に依れば、白河は築土作用の最も強盛なる河流にして河身は年々に埋却せられ、築土は歲々に昂上しつゝありと、嘉慶年間の刊行物に據れば天津は渤海を距る僅に二里とあり、實に吾か十二町内外に當る、當時一方には海を控へて海外に出づるを得可く、一方にはペイホーの河身に遡洄して通州より張家口貿易の通路に連接するを得たりしならん、天津か勃然として隆起せしは、今より九十四五年前にあれば、當時の天津を目して北省第一の港口となせしは必しも失當の言にはあらずし也、而も地理學者の所説を以て考ふれば、白河は年々一キロメートル浚渫的沖積上を増築するとせば、今日は七十四キロメートルの築土の擴大を見たる割合なり、今や天津民政廳は、白河の浚渫工事に従はんとす、而かも人工的對抗は、白河の上流を掩ふレースの水蝕作用によりて運搬せらるゝに逢は、到底之を防止すること能はざる可し、

## 三 天津將來の貿易

天津か港灣として些の價值なきは既に之を説けり、天津は尙ほ他に貿易港たる不適當なる事實あり

一 昨年の貿易額を視るに輸入額の三千九百四十萬兩に對し輸出額は僅に八十八萬兩にすぎず、殆ど輸入額の五十分の一に相當せり、苟も貿易口として此の如き片貿易は他に比類を視ざる所にして、此は明に天津の單に消費地たるに止まり、附近に於て著しき物産の輸出す可き無を示すものならざる可からず、即ち天津は單に輸入港たるのみにして到底貿易港とは稱す可らざる也、而して其輸入港として目せらるゝも亦た唯た歴史的關係に過ぎず、決して他に其特長の認め得可きあるか爲にはあらざる也、然るに今や一方には英國の秦皇島の設計著々として完成せんとし、カシキ湯河のステーションは直に一線を北京に通せんとせり、而して他方には關外鐵路を利用して滿洲の内部より蒙古に通せんとせり、形勢實に此の如し、然らば將來直隸山西陝西はた東三省の經濟的關係は一に秦皇島の運命に係れりと云ふ可し、而して天津は能く之れに對抗し得可きか、或る論者か天津は自然下方塘沽に其位置を移さる可しといへしは、寧ろ姑息の説に過ぎざるなり、

#### 四 衛嘴子

天津は明朝に發達せし都會にして初め天津衛と稱せられたり、當時白河の河口、渤海の濱に位し、更に燕南の氣風を受けしを以て人情慄悍語言粗獷なり、世、天津人を目して衛嘴子ウエイヰといふ、衛は天津城鎮を意味し、嘴子は口美惡クモカなきを意味す、吾輩若し北京に入りて街上を視るに有繫ウヰ繫殺の下首

善の都城たけありて苦力馬夫に到る迄て應對辭合甚た謙容あり、轉して天津に到らば言語極めて粗獷にして、加ふるに南省の濁音と山東のぎあゝを交へ慄悍なる衛嘴子の來往、極めて騒々しきを覺ゆ、もし東京を以て北京に比す可しとせば、天津はそれ長崎たる可きか、歴史を案するに天津は由來事端を發くの地たり、かの衛嘴子の如きは燕南唯一の特色を呈せるものなる可し、因に記す、同治九年に於ける天津教堂虐殺事件に關して、曾文正公は皇帝の上諭を奉し來て教案を査せり、其中に津人を示して曰く、天津風氣剛勁、人多好義、其値止隨聲附和者尙不失爲義憤所激云々とあり、李鴻章氏は、曾公に反して曰く、昔者僧格林沁シノコ外夷に抗して敗績し、帝庭又た賊氛の漫々たるありしに、津郡の民一人の義兵を擧ぐるなし、之を稱して好義の徒となすは誤れり云々、吾人は李伯の見の文正に比して超絶せるものあるを信せんとす、

#### 五 紫竹林の發達

吾輩は從來紫竹林と天津城とを混稱せり、尙ほ牛莊と營口とを混稱するか如し、吾輩の天津貿易地となすは、其實天津に在らずして城外紫竹林及杏花村一帶を指すものにして牛莊は僅に營口の一部たると同一なる關係あり、抑も紫竹林は今より二十年以前に於ては細草茫々として行人を迷はしむ底の地方にして僅に紫竹庵なる草堂を存せしのみなりき、此地に於ける外人居留地の最初の經營者

は、佛人にして、津城の東南大約二十五六町に位し、白河は其西北を抱いて流れ、老龍頭のステーションは對岸に位置せり、形勝の地なりと謂つべし、當時紫竹林の河岸は尙ほ二千噸乃至四千噸以上の汽船を浮ぶべく、潮水干満の差は七八尺乃至十一尺に及べりと云へは今日の如き甚しき不便を感せざりしなる可し、佛國傳道會社先づ居留地經營の設備に着手せしより紫竹林の旺盛遂に南方諸港に雁行するに到れるなり、

### 六 紫竹林の發達

紫竹が外國居留地として發達せしは全く外國ミッションの力にして傳道會社がフランスタウンに西洋形の長屋を建築し、之を外國人と支那人の別なく一般に貸與せしより居留地の体裁著しく引き立ちぬ、當初は支那人の來住を居留地内に禁したりしかくは居留地發達の見込なしと信しければ茲に支那人を吸集することに着手せり、抑も支那人は天津城の内外に住居し營業に従事しつゝあるも、清國政府の威信は、彼等の利益を保護するの點に於て十分なる安固を與るものに非ず、茲に於て彼等は治外法權の外人居留地に生息せんことを希望し、フランスタウンに移住する者案外に多く紫竹林は忽にして著しき旺盛を觀るに至れり、加之當初外國人の權利は關稅の一點に於て支那人よりは著しき恩恵に浴せしを以て、かれ支那人は利益上より打算して外國人の名義又は買辨たるを希

望せり、買辨は、普通にコムフラドリルといふ、素より番頭の性質をす有れとも、當時のコムフラドリルは資本と勤勞とを以て外人に委託して商業を營まんとする者なりき、この故に外國人の商行爲を營まんとするものは、喜んで紫竹林に居移し、我は支那語を脩學し、彼は外國語を研究し、遂に紫竹林の發達を觀るに到れり、

### 七 現今の紫竹林

現今の紫竹林は佛國居留地第一位を占め、シーピン、ホンタリー、ウリウエン、ミーナヤン等の各洋行は三層樓又は四層樓を構へ、街衢には支那巡查を配置して風紀を維持し、樹木を兩側に植え、瓦斯燈は處々に排置せられ、飲料水は水道を設けて全市に布及せられたり、ゾイクト、アロードは之に接し英人米人は茲に銀行、會社、洋行等を設け、各自争ふて壯大なる家屋を建築せり、居留地の形勢旺鬱として北支那の廣原を漠視するの概あり、日本商館の多くは、從來皆なフランスタウンに在りき、今日に於ては英國居留地に移住せしもあり、要するに紫竹林は宛然たる小歐洲の都市を想見せしむるの値あり、最も水運の利便を占むるはフランスタウンにして英國居留地の半面なり、

### 八 日本租界の便否

日本居留地は天津城と紫竹林との中間に介在しつゝあれば、一見して頗る地の利を制し得たるの觀

なきにあらざるも、水運の便を得る事甚だ困難にして且つ地域も狹隘なり、假りに白河の沿岸を建物の間口に比すれば此間口たるや甚だ狭く、徒らに廣きは不用勝なる奥行に過ぎざるなり、三十萬餘坪の廣大なる面積を有する我居留地も一等地二等地は僅々五六千坪に過ぎずして其大部分は即ち奥行と稱せらるべき方向に在るなり、加之居留地將來の發達を下するに日本租界は今日に於てフランス租界發達時代に於けるか如き各種の要件を占むる能はず、第一日本人には私人の事業として傳道會社の如き大設計を望む能はず、さりとて政府も亦た之を國家事業として施設するに非ず、第二日本は佛租界其他の租界か施せし恩惠以上の便利を與ふる能はず、第三今日支那人の智力富力は當時の支那人に非ず、唯此三者のみにても租界の發達頗る困難なり、吾輩は、天津の將來を推して多大の希望を屬する者にあらざるが故に、此方面の經營設備を省畧して之を秦皇島又は牛莊方面に轉するの機宜に適するを想ふなり、

九 天津城………城地の得失

天津城は白河と永定河とグレートカナルの三水相會合する三岔口サンサウと稱する地點に在り、一方は北京通州トウシュに通し、一方は遠くグレートカナルを通して揚州に向ふ、此れ有名なる支那の大運河なり、城は東西南北の四門を有せしも獨逸元帥ワルデルセー伯の命令の下に城壁は悉く撤去せられ、担々たる馬車道と變したり、而して當時鎮海拱北等の諸門の面影、今復た認むへからざるなり、唯た一女牆あり津城の内外及紫竹林を圍繞す、一土牆に過ぎずと雖も、尙ほ高さ一丈周回七里に及ぶ、同治年間に起りたる捻匪を防ぎ得しは即ち此の女牆に依れり、天津城は如此當年の面影を存せず、この地方の人民にとりては、弔す可きに似たりと雖も、決して然るに非るなり、元來城池なるものは人文の發達を阻害するものにしてワルデルセー伯の果斷なる處置は、寧ろ天津の幸福たらずんばならず、抑も城池は生民の保護を條件とすれど、保護は遂に束縛に陥るなり、而して束縛は即ち官兵か貪婪を満足せしむるの利器となり格克となり、當初築城の善意は全く没了せられ、流寇を防止せんよりは、寧ろ流寇を招來せしめしめたるあり、されは何れの都城に視んも城内の城外より殷富なるは絶無と謂て可なり、城内は僅に旗民官兵の居住に過ぎず、商估は争ふて城外至便の地に移轉するなり、吾輩今天津の殷盛を説くも天津城内を指稱するに非ざるも、また因由の存する所を知る可きなり、

一〇 天津の語言

天津人の語言は、南省の音韻を混し居るに似たり、經濟上より視れば、天津は天津の天津に非ずして南人の天津なり、一日南人なくんば天津として謂ふも得可けんか、南音の加味せらる亦た恠むに足らざるなり、若し仔細に津音を分拆せば直隸の聲音に加味せるに南音を以てし、更に山東の音聲

を混し、又た山西陝西ポーハイ地方の諸音を含有するに似たり、然れども如此きは音韻家の精細なる研究に過ぎず、

## 一一 天津の設備

天津は國初より重鎮たり、雍正年間雍正に天津水師營を添設し滿州都統を以て之を統ふ、専ら捕盜護漕の二事を管す、又た天津河標營を添設し、河道總督を以て之を統へ、専ら治河を爲し、均しく天津鎮と相表裏す、當時並に海氛なし、官を設け戍を置き詳備するの要を見されは次を以て裁併せり、道光二十二年粵浙の海氣は進て遼海に及ばせしを以て改めて大沽協副將一缺を設け、津鎮共に新兵四千七百名を添ふ、咸豐八年には又た協標を海口に改設し左右の六營を置て兵制漸く増す、然も己未庚申の際に科爾沁の僧王、旗綠數萬人を調し、歳に餉數百萬を糜し、海口に經營せしが一瞬して又た振はす、同治初年、大臣崇厚、津沽通永協標内に就て迭次挑練し、兵三千を以て洋式を操習せしもこれ亦た十分なる兵備を見る能はざりき、故の李鴻章の直督たるに到りて天津の設備始めて全きに到れりといふ、想ふに李氏半生の心血は天津に在りき、東西機器局を起し、大沽砲臺を修め、天津水師營を起し、武備水師兩校を創め、孜孜として帝庭の環衛たらんとせり、今、李氏の奏議に徴するに同治九年十月廿六日、英翰なる人は上疏して銘軍西去畿輔空虚なりとなし淮軍の郭周兩大枝

を北直に招致せんとするに對し、李は大に天津の設備を論せしことありき、今該疏を摘録して參考に資す、曰く

津郡の形勢は、水を以て險となす、九河の下游に當れり、今直境の五大河は、皆城外の海河に匯し、而して東方、海に入る、郡城は獨り五大河及び海河の南に在り、前明衛城の舊基に係る、狹陋尤甚し、前明は補濶を控扼するを以て要となせり、其城河北に在れば失險となす、今日海氣を控扼し京畿を屏障するを以て要となす其城の河南に在るも亦た失險となす、此れ古今建置時勢の同じからざる、必ず變通宜に適す可きなり、(中畧)今若し運河の北岸に據り屹として一城を築き圍むに砲台礮船を以てし、兼て子牙、大清北運諸河の險を用ひ以て津より通に赴くの喉牙を硬塞せば、只た布守人を要するのみにて之を海口に較れば尤も依據あるに似たり、京城も亦た一遺蔽多し(中畧)臣再四籌畫するに惟た各省の解存あり、津局の練餉制錢百餘萬串現に戶部に在り、可否臣に准せば項内に於て存節動用檢實籌辦せん云々、

念ふに該上疏は後日天津水師營設備の基本にして三岔口の口頭屹として居留地を併置せし所以なり、庚子の變匪匪蜂起せり津門の裕祿因循にして事を決せず、遂に李相一代の心血を將て之を群兒の手に委ねフツクフホルトの敗屢空しく行客をして嗟嘆せしむ、吾等尙は之を記せり、水師營

の我が日本軍に歸せしは三十三年七月十四日の拂曉にして、廣東より星馳せし李伯の三岔口を横りしは、十月十五日の下午なりしことを、

### 一二 天津に關する詩歌

元の王懋德の詩に

極目滄溟浸碧天、蓬萊樓閣遠相連、東吳轉海輪稜稻、一夕潮來集萬船

明の徐中行の謝茂秦李于鱗諸人と天津城に上ほりし時に

搖落千山客思哀、城樓面々海雲開、漁陽秋色三邊盡、碣石悲風萬里來、南北烽烟聊對酒、

古今懷抱此登臺、明朝更有龍山約、羌笛胡笳莫漫催、

國朝の朱竹垞八月十五夜に天津に在り、賦して曰く

北里商歌倚笛牀、層城秋色轉蒼涼、關河西望猶千里、烏鵲南飛更幾行、冷落自零叢桂樹、

深杯無那貯金香、習池不改山翁興、倒載還同舊葛疆、

### 一三 津錢の計算法

清國貨幣制を案するに北京に於ける戶工兩部の直轄なる寶泉局及び資源局は歴代の通貨を改鑄せり、かの康熙重寶、乾隆重寶、咸豐重寶、光緒重寶と稱する青銅貨は即ち兩局發行の制錢なり、北京は

之を京錢と稱し、天津は京津に音の相近きより津錢とは稱せらる、今津錢の計算法を查するに津人の一百文と稱するは實數五十個にして一千文と稱するは實數五百文即ち一吊文の實數なりと知る可し、然るに天津に於ては各種貨幣の相場日々に變動し、或は九九と現はれ或は九六に變し、從て青銅貨の銀貨に對する相場にも著しき變動を招くに到るものなり、一例を示せば九六の相場に於ける津錢は九百六十六を於て一千文を通稱し、其實數は四百八十個に過ぎず、九九の相場に於ける時は九百九十文を以て一千文を通稱し其實は四百九十五文に相當せり、而して此九九九六等の稱呼は各自の相場を規定する單位たるなり、今、市上に於ける一圓銀に對する津錢の相場を録すれば左の如きものあり、

三十四年	二月一日	一、九五〇
	二月二日	一、九五〇
	二月三日	.....
	二月四日	一、九五〇
	二月五日	一、九七〇
	二月六日	一、九〇〇

二月七日	一、九八〇
二月八日	二、〇〇〇
二月九日	二、九八〇
二月十日	一、九八〇
二月十一日	二、〇〇〇
二月十二日	二、九八〇
二月十三日	二、〇一〇
二月十四日	二、〇六〇

右表に示す所に依れば、錢は漸次下落の傾向を有し、一見我邦商人の利益なるかを想像すと雖も、其實情を査するに、全く戰亂役に於ける私錢の亂鑄に歸因する者なりと知る可し、

一四 獨流鎮と長髮賊

天津の東北十五六里にして獨流鎮あり、嘗て王家口に到るの途次該鎮を過ぐるを得たり、人口は一千五六百以上もあらんか、鎮城の創設は明の中葉に在りしも、後には團匪の焚掠あり、前には髮匪の戰亂あり、敗殘の光景行人をして長嗟せしむ、今蒙古コルナン王僧林格沁傳を案するに曰く天王洪

秀全既に江寧に踞り國都を爲し、亟相林鳳祥等を遣はし十萬の衆を糾合して北犯せしも天津に敗れて前むも得ず、獨流に踞て自ら固む、咸豐四年正月僧王大臣勝保と軍を合せ獨流を攻破す、賊靜海より東城陳官桃園杜九の各村に竄る、追擊して又大に之を破る、今、獨流鎮は寔に長髮賊の根據地たりしなり、而して今又團匪の難に逢ふ、蓋し天津より山東河南方面に竄るゝの要路たればなり、王家口は獨流を去る五里、人口五千以上の小都會なり、團匪の頭目張德成の斃るゝ處となす、張や天津に敗れて獨流に據り、更に王家口に据らんとして能はず、尙は髮賊の亟相林鳳祥の轍を踏むに似たりとせんか、俯仰感慨久之、

一五 天津の飯館子

天津北門外に狹斜の巷あり、纔に一輛の車を通し得るに過ぎず、土人呼て候家後といふ、壁連り軒接し、戸戸として阿嬌を藏さゝるなし、而して天津の茶園飯館は主として此間に在り、有名なるは義和成、聚盛成の兩館とす可し、二者は共に支那料理屋にして各數百人の客を收容す可し、天津は由來奢侈の地にして且つ一般商估の取引を談する一に飯館茶園に於てせり、されは候家後の繁昌は想像に耐えたるものあり、今支那料理屋の内容を聞くに彼等は主として山西山東兩省の人に屬し、南省人の來りて斯業に従ふは先づ絶無と謂つ可きか、且つ料理屋は、飽迄も單なる料理屋にして飽と

飲の以外には、藝娼を宿するの規矩あるなし、もし之れありとせば、近時の俄か料理屋ならんか、料理は客の嗜好に應じ單子を出たして點菜せしむ可しと雖も、魚翅や海參や鴨子は一卓の主人公として自餘の菜料を説明せらるゝ場合もあり、酒は主に紹興酒を用ひ、間々燒酒を用ゆ、客の嗜好に應ずるのみ、豫め定例あるなし、藝妓の周旋亦た一般に行はる、今其主なる種類を擧ぐれば、第一は班子なり、班子は藝妓の最高に位し、南方美人を以て出色とせり、かれは客の求めに應じ、尊者を從へて堂に入る、多く行はるゝは、胡弓なりとせんか、要する縮容を賣るは彼我共に同一なりと雖も、異なる所は、單に歌謠を侘りて杯盤の間に周旋するの例なきに在り、かれらは種々の花名を有し或は金翠、金寶或は小翠、小寶と呼ばれ落子一派を睥睨して昂然花柳の上游に王たらんとす、落子は往昔我國に行はれたりし白拍子の類なり、かれは別に歌場を設け、衆落子相共に場にはり合奏して客を悦はしむるものとす、天津に於て最も盛名ありしは校書雙鳳なりとせん、因に記す、侯家後は戸數七八百に過ぎざれども娼家妓家櫛比の傾きあり、別に相公下處と稱する美少年の異窟ありしと雖も近時之を廢せりと聞く、津門雜記といふ小冊子あり、之れに就て點檢せば津門の半面又た十分に悉知す可し、茲には其大要を掲ぐるのみ、

### 一六 長蘆鹽 其一

北支那に於ける生鹽は、四川の山鹽よりも多量に産出せられ、且つ至廉なり、吾鹽は岡山縣味野に於ける野崎貴族院議員の所有に係る鹽田と其製作法とを觀て生鹽業の頗る複雑なる手段を要するを知り、去つて北支那に游ひ沽上に在る歲餘、沽上生鹽業の如何にも單純なるに吃驚せり、北支那の鹽は未だ官禁を解かされは、今日之を海外に輸出する能はずと雖も、支那政府は果して永遠に此種の法令を持続せらるゝや否や、予は遠からずして不法不正なる鹽法の解除を見ることあらんと思惟す、果して然らんには北支那の鹽は日本の一大勁敵なり、否な日本の幸福なり、之を利するものは勝ち、否さざるものは敗る、決、今日に在り、念ふに北支那の生産は鑛業と鹽業との二者に在り、開平の炭山が既に外國人の手に歸せしを知らば、北支那の鹽田は何日までか外人の虎攫を免るゝを得可き、以下録する所は史あり、誌あり、實歴あり、證據あり、錯綜の嫌なきに非ず、讀者幸に之を諒せよ、

天津は農業を以て成立する都會ではない、全く鹽業を以て過去に繁昌を極めたのである、併し天津は決して製鹽の土地の全部を占むるものにはあらず、長芦の製鹽か悉く天津に壟配を受くるの故を以てかくも著しき繁昌を見るに到たのである、長芦鹽の産地は天津を巨る東南二十里山東街道に沿へる滄の附近である、滄は人口五六千内外を有する小都會である、此地は明朝時代に於て唯一の生



鹽場であつた、當時滄地方は長芦茫々として一帯の草蕩であつた、それで此地方より製出せらるゝ生鹽に長芦の名を負はしたものである、後ち天津に鹽運衙門が移されたが依然舊名を襲用して人民の稱呼に便ならしむるのである、順天府志に徴すれば、長芦の生鹽は芦臺を以て第一となし、乾隆皇帝は、芦臺玉砂の名を賞せられたり云々とある、其他歴代の皇帝は、或は上諭或は詩歌を賜はれて時の鹽政を獎勵されてあつた、

### 長蘆鹽 其二

前陳の如く、長蘆鹽の製配は從來滄州に製配衙門を置きて之を取扱へしが其後天津に移されたのである、要するに直隸省の土質は多量の鹽氣を帯び且つ雨量の少ないといふ二點に於て、先天的に製鹽家に資する便益が少くない、されば政府に於てもその利權を占斷し國庫の潤澤を計るの策として政府自らの專賣的商業となし、豪商連と結托し、豪商以外には新業に従ことを禁したのである、此制度は近く宋元明より連續して行はれてゐるのである、最も長蘆鹽法の發達したのは明代の制度であつた、清國政府は乃ち此の制度に準つて鹽法を全國に施行したが、長蘆鹽法は就中最も完備したものである、政府は從來總督巡撫以外に皇帝の欽派に係る鹽政大臣を置き、而して清國中の主なる鹽運使は三名あつたのである近來長蘆の鹽運使は其舊名を存するのみで、實權は直隸總督の手に收め

られた、然も長蘆鹽政の名目は依然存せられてゐるのである、

### 長蘆鹽 其三

清國が鹽業を政府事業に專占したるに付ては古來より學者間に殿しい爭論が行はれた、即ち一方は自由生産論で一方は官業論であつた、吾輩は長蘆鹽を以て先天的に生産の利便が多くて、別に當局の保護を要しないと即斷するもので、勿論之に向て自由産業を主張せんとするのであるが、此説は何人にも分かりきつたことであらう、併し清國政府か之を斷行せない理由は何處にあるか、頗る研究の値がある、吾輩の觀測に因れば、鹽課—鹽稅は單に生鹽業なる一種の營業稅と見ることは出來ない、從來北京朝廷は可成丈間接稅を増加して直稅を減じた、即ち直稅を減じ所謂仁政でふ美名の下に幾萬の醜奴を蔑くすといふ筆法なのであるまいか、此點より視れば鹽稅は營業稅でもあり、土木稅でもあり、通過稅でもあり、教育稅でもあり、船舶稅でもある、而して道般雜多の稅を一括して鹽課の一目に附加されたのであると即斷し得るのである、京津間の事例を擧ぐるに通州より天津、天津からグランドカナルに通ずる白河の漕運は、南方の貢米等を運搬するのであるが、此等の漕運業に使用さるゝ船舶は、天津に於ける鹽業家の義捐に屬するもので、京津間に七八千隻もある、政府は單に鹽業家が不當の利益を壟斷するのを默認して、一面には政府の施設及要求を隨時に命令するの

である、天津に於て天津都統衙門の門前に三岔口と稱する地方がある此地に有名なる鐵橋がある、又た天津の北門から西沽に向ふ方面には浮橋がある、此等の浮橋はかれこれ四個程もあるが、凡て天津鹽商の義捐に屬するものである、又た天津の縣學や育嬰學堂は凡て鹽商の手によりて成立した、吾等は歴史と口碑とに徴するに、鹽商の社會的施設に貢獻せし事例は、斑々として争はれぬ事實である、即ち政府が永遠に鹽業を官占に付するといふ理由は間接税を増加するの一策であることも明瞭になるのである、

#### 長蘆鹽 其四

直隸省の三分の二は何れの地方でも生鹽業に適して居ると視做すことが出来る、北京は大沽海岸を距る大約四十里の高地に在るが、その井水は尙ほ多量の鹽分を含蓄して居るのである、通州は白河々口より五十里以上の上流にあるが、夏時旱魃の日などは、白河々岸の一帶は、結晶された生鹽が斑々として視られ得る、此地方は潮水干満の度が著るしくある、嘗て北京地方が例年になき霖雨に遇ふた、爲に長蘆の生鹽が非常に缺乏したことであつた、その時一般人民は淡食せざるを得なんだ、然るに一人の老婆があつて街民に立て市民に説明して曰く、汝等然かく愁ふる勿れ、汝等軒下の土を煮て生鹽を採れと教示した、市民は此教に基いて私鹽を製し幸に淡食を免れたといふ小説話が傳つ

て居る、併し此等は凡て長蘆地方より三十里又は二十五里以上の山地に屬するのである、鄭天津領事の話には、直隸中池鹽のある地方があつて、土民は皆此の池鹽に依つて生活して居る、偶々長蘆の生鹽が此地方に行く時は、大鹽が來たと云つて大變に賞美することである、閑話休題、吾等の今茲に説明せんとする長蘆地方は何處にあるか、即ち太沽の河口より南北兩海岸なる直隸省一帶の海岸にて四里乃至十里位内地に喰込んだる地方は舉て長蘆の鹽を産出する者として許されてゐるのである、長蘆鹽法志には鹽園場、芦蕪場等の十餘場と記載されてあるが天津地方の鹽場は白河々ルナの構成作用と共に年々に下流に向ふの傾向がある、昔時は鹹水沽地方にも有名な鹽田があつたが今日では寂寥たるもので僅に塘沽の上下に散在する位のものとなつた、

#### 長蘆鹽 其五

製鹽の方法は、風力と日光とを利用する丈けである、滿潮の際を伺て、製鹽家は海水を鹽池に滙蓄する、その海水は風車仕掛けの運水器によつて、更に鹽灘即ち鹽田に導く、その導かるる線路は大の溝を規則正しく鹽田の四方に穿ちたるもので、鹽田の地面は中央より四方に漸次に高い勾配を付けて置く、而して鹽田の地質は單なる粘土を堅く平に固めたるものに過ぎないものである、日光と風力の強弱干濕により多少の相違はあるが大概一晝夜半にして一回の結晶を視ることが出来る、

この一旦結晶したものを掻きあつめて製鹽とする至極單簡なる組織である、長芦鹽法志に因れば、鹽商は政府より一枚の鑑札を下附される、而して此鑑札面に記載されてあるだけの生鹽を鹽場から買取り、之を一包二百五十斤の包装に作り易へて各地方に售出するのである、日本が遼東半島に於ける生鹽に付き調査したるに一石の賣價十六七錢に相當するので、當局は其廉價に吃驚したとのことである、生鹽地方に最も適當の地方は芦臺の海岸である乾隆が芦臺玉砂の賞を賜はれたことは前述の通りである、吾輩が長芦鹽を以て松永や赤穂の生鹽と比較するに結晶形が此等諸鹽に比して頗る大きく且つ苦味の少ないのである不幸にして長芦鹽は未だ専門技師の踏査を視ないので、吾等は明瞭なる化學上の説明を與ふることの出来ないのは遺憾である、唯た茲には製鹽法の簡易なると製鹽の地域並に廉價に産し得ることを保證するに止むるのみである、

### 長蘆鹽 其六

天津の城外に老龍頭といふ地方がある、此地方から上下白河々岸に沿ふて幾多の丘陵がある、是は即ち鹽丘と呼はるゝ鹽堆である、その高さ三丈に餘り巾七八間を有し後方に傾斜して居る、此鹽丘こそは天津鹽商の共有熟鹽を畜積し置くもので鹽運使の管轄の下にある、即ち産出地方から運搬された生鹽は此地で制規の包装に作り易ひて熟鹽とするのである、近年生鹽の發達著しく年々に三十萬兩

餘の鹽額を剩すとのことである、三十三年六月天津紫竹林他境の際、團匪が此鹽丘に潜伏して居留地を包圍したことがあつて我輩には此鹽丘が忘れ難い一種の印象を留むるのである、閑話休題、天津鹽商が如何なる方法に因て營業して居るかも亦た研究に値することである、今其一斑を摘録すれば、第一は領引の手續である、鹽法上に於て引といふ字句は鹽を賣買する鑑札をいふので、此れは明代の常語を襲ふたものである、鹽商が斯業に従事せんとする時、親戚の連帯を以て常人の身元を保證し鹽運使に請願する、そこで運使は調査を経て鹽商たることを公許する、一旦公許されたる鹽商は春秋二季に運使に引の下附を請求するのである、引の性質は營業税と生鹽税と表明された者で一引三百斤と限られをある、營業者は自己か指定されたる專賣地域の領引に應じて生鹽を鹽灘から買取り得る丈けで領引以外に賣買することは出来ないのである、鹽と引との二者は此の如く相關連して居るので、即ち政府にては天津縣が一歳に何千萬斤の熟鹽を需要すると假定し、其額を案して引の數を決定し之を鹽商に下附する、鹽商は定められたる土地に於てのみ、商買するのでその限境を越ゆることを許さぬ、若し商人に於てその專賣地域の銷路が善くないといふので他方面に轉賣せんとしても是れ亦た許可せぬ規定である、長芦の引地區域は遼々直隸、山東の一部、河南の三府に迄て擴大せられ、府縣州鎮は皆な精細に運使の製配を受くるのである、如此く政府は、鹽其物の買賣は

勿論、銷售地域に到るまで一定の法規の下に束縛することであるから、人民は他に如何なる廉價の生鹽あるに關らず、之を購求することか出來ない、諸弊の百出は全く茲に基くので政府は所謂私鹽の制裁を勵行するである、此の私鹽といふのは即ち密賣買のことで政府の鑑札を所持せずして私に售買に従事するものである、前明には錢法、鑿法、茶法、鹽法等を制定し大に勵行したるものであつた、清朝に至つても亦たこの鹽法を襲用しつゝあるものである、石渠餘紀の紀鹽禁に曰く

小民利を以て扞問する者二、曰く私鑄、私鹽、私鑄は官錢より濫惡なるに非れば利を獲る所なし、私鹽は官鹽より美且つ賤に非れば利を獲る所なし、特に引課を以て上、度支を佐くるが故に、屬禁を立てざるを得ず、世祖入關の日威令嚴肅にして姦民未だ敢て犯さず、雍正の初、運河口に私漕するを稽查せり、六年官引私銷の禁を嚴にす、時に湖廣の鹽貴し、姦商汝寧各縣行ふ所の淮鹽を以て湖廣に運售し、轉するに芦鹽を以て汝寧に私售す、所過の州縣以て利となし而して汝寧終歲一引を銷せず、膠り謂へらく民間は官鹽を食ふを願はず、ハイイン氏奏して民累となす、乃ち州縣に令して督銷せしむ、時に淮鹽南侵して浙引行はれず、鎮口開口をして私を緝せしむ、浙江總督李衛議して江南に私鹽は十家連座の法を請行ふを覆す云々

### 長蘆鹽 其七

道光年間は一時鹽務の衰頹した時であつた、當時の記録に徴するに、長芦の行鹽銷地は直隸河南二省に連り、額引は一百一萬六千四十六道、每引行鹽三百斤、徵課銀四錢六分六厘零より五錢一分四厘に到つた、實課は合計八場で徵銀一萬三千餘兩、鹽價は每斤錢二文五釐より十四文に至り歲額引課は徵銀六十四萬七千三百七十三兩としてあつた、而して道光二十一年より二十九年迄は實徵五十二萬二千五百五十三兩有奇であつた、昨今では行鹽銷地は七十六萬内外に在るとの事である、因に記す、長芦の鹽商は道光以後邊警海氛の絶えざるより、政府の勸誘に従ひ抬槍費といふ一項を鹽稅に加へられた、それは政府の製銃費用に充てたのである、又た年代は不明なれど北京政府が國帑潤澤の際に五百萬兩を天津の鹽商に強貸した事がある、鹽商は其後咸豐年間に及び、元利を揃へて完済したるに關らず、政府は今日に於ても幣利の目を置いて何の關係もない津商から徵稅することに成て居る、要するに吾輩の所縁は未だ長芦鹽を紹介するに足りないのである、然も直隸に於ける製鹽業は頗る注目すべき價值を有して居るので、北直利源の一半は茲に盡きたりと云つて宜しい、吾輩は清國か何時迄も輸出を禁じて政府業とする事の不可なるを信じ、又た政府者の爲めに計るも斷然民業に一任し貿易品となして海外に輸出するの勝れるを主張する者である、

松江李受諭す、鹽の場に産するは五穀の地に生するが如し、宜しく場に就て額を定め一説の後其

之く所を問はされは國と民と兩ら利せん又曰く天下皆私鹽なれば天下皆官鹽なりと此論鑿々行ふ可し、丘仲深の大學衍義補には海運を復するを言ひ、而して杜子美の詩の雲帆轉遼海、稷稻來東吳を引き證となす、予も亦た子美の詩を引て云く蜀麻久不來、吳鹽擁荆門と、もし今日の法の如く各々行鹽地界あらば吳鹽安んぞ蜀に至るを得んや人人杜詩を誦し而かも此故事を知らず、所謂誦詩三百授之以政不達者云々(顧炎武)

### 長蘆鹽 其八

光緒會計表に徴すれば長芦の鹽課は額數九十萬七千二百四十一兩九錢一分三厘にて實徵は最多八十三萬九百九十四兩七錢一分一厘、最少七十九萬九千七百七十四兩六錢二分八厘であつた、光緒辛丑秋季の大清精神全書に徴すれば長芦都轉鹽運使司鹽運使加勅管鹽法道事は江蘇金匱の出身なる楊宗濂氏之れか任に當り、故李伯も亦た直督として長芦鹽課を擔任されてあつた、

## 燕京抄 上

### 一 北京

北京の研究は、幾多の旅行者に依りて行はれた、而も形式の研究のみで、北京の内容、歴史の精細なる研究を視なかつた、今北京研究の梗概を指摘すれば、第一は北京の言語研究である、第二は風俗、第三は家屋、第四は人種宗教、第五は典禮、第六は歴史といふ様のものである、北京の歴史は順天府志や、日下齋聞考に委しく書てあるから、茲に研究するの要を見ない、然も人種、宗教の研究は、支那に於て北京が最も利便多しと云はれるのである、北京は直隸の一角であるが、其内容を云はゞ、マホメット族もあり、モンクもあり、マンチユリアもあり、それに南部漢人と、北部漢人が居る、隨て制度、風俗、皆其趣を殊にするといふ工合なので、支那を總觀するには、最も利便を有する地方なのである、この種の利便は南方には得難いのである、犀利の眼光を有する旅行者が、一度北京を見舞つたならば、最も有益の研究を得ることゝ吾等は信するのである、因に記すが、通州は北京と天津との間で、水陸運輸の交會點に位して居るから、北京と一括して研究せらる可きものであらう、

## 二 北京城沿革

北京の地は、北宋以後、遼、金、元、歴朝の都である（隋、唐時代は府であつた）、尤も位地には多少の相違があつて、遼の古都は、今の北京の西南一里内外の處であつた、現に當時の遺跡であるといはるゝ、遼地が今でもある、義和團騒ぎの以前までは、北京人土や、外人等がこゝに競馬場を造て居た、それから金の都であるが、これは今の外城の位地である、（遼、金、元の都城の古趾に付ては、宣教師にして外交家を兼ねたるフアーザー、ヰイ、エー氏の佛文にて書かれた正確なる考證がある）、元の古都は、主として今の内城の位地にはあれど、現今の區域よりは東北西の三面に向て擴大してゐたものである、この方面には、當時の遺趾として現に土城と稱する土壁が存在する、この土城も、もとは煉瓦にて築かれたものであつたが、明代に之を毀ちて他の土工に使用したので、今ではその内部の土塊だけになつたのである、元都の中心と見るべきは鼓樓であるが、それも現今では内城の遙か北邊にある、鼓樓を城の中心四達の地點に置くのは、實例に乏しからぬとて、地方旅行者は各府縣の城市に就て現に見知る所であらう、北京の鼓樓も東直門より西直門に通ずる大街の中央に在るので即ち内城東西の兩壁への距離は等しいのであるが、前門（南）より鼓樓に至る距離は、北城壁への距離より遙に遠い、是を以て見れば、明朝に於ては元都の遺構を餘程縮少したものであらうと

思はる、清朝は全く明朝の體を襲用したものであれば論ずる必用もない、

## 三 紫禁城

紫禁城は即ち皇居で、云ふまでもなく壯麗なる大建築である、或る建築家の説によれば、紫禁城は大體の形式に於て、我が奈良朝時代の建築に類似し、サテール（明細圖）の手法は鎌倉足利時代の建築で、裝飾の點は、豊臣徳川時代のものと同式であるとのことである、

## 四 北京の稱呼

北京を外國人はペイキンと發音して居る、此稱呼は北京其れ自身の稱呼ではない、北京人は、京をキンと發音することは出来得ないのである、キといふ單音は、北京人の到底發音し得ないもので、キは凡てナに通ふのである、そこで北京人は北京をペイタン Peking と稱へて居る、南方人は北京をボキンと發音する、要するに外國人の訛傳と斷定し得らるゝのである、

## 五 北京人の聲音

五代の時に沈約といふ音韻學者は、四聲の區別を明かにし、支那の音は、何にか、はらす平上去入の四聲に洩れないといふた、然るに此區別は單に學術上の説明たる丈けに過ぎないので、北京に入て見ると、北京は北京の四聲を以て行はれてゐる、即ち北京官話と稱するのがある、北京官話の外國人

に倚て研究されたのは、トーマスウェードに淵源し、ウェード氏の語言自選集は北京官話の鼻祖と視られ得るのである、實際北京に居る學生や讀書人に就て四聲の區別を質問するに、ウェード氏の著述の如く明瞭なる説明を與ふるものは先づ乏しし、といふて宜しし、吾輩が嘗て、音韻をワンナヤナ(王照)といふ清人に聞た、此人は翰林院庶吉士といふのであるのに、北京人の四聲は、一向不明瞭に受取られざるを得なんだ、吾輩はそれに關らず、嚴しく質問したが、王照の曰く、山西に一老儒のつた、此老儒先生、頗る音韻に長して居たが、或る一夜、家人の皆な眠に就た比に、一賊が先生の書齋に忍び込むで、頻りに家財を盗み出して居る、ツコア先生は、有賊有賊と呼ばつたが、全體、此賊なる一字は、入聲なので、もし之を高聲に發音する時は、下平に轉するの恐れがある所から、先生、音韻の轉化を恐れて低聲で入聲に呼で居つた、何分家人熟睡して先生の呼聲は之を攪り起す迄に到らんだので、賊は怒揚として立ち去たとの笑話がある、老兄の音韻に切なるは、亦た山西の老先生に似たらすや」と大笑されたのである、かくの如く、北京人と雖も北京四聲の區別に就て明瞭なる説明を與ふるものは甚だ少くない、然も四聲は北京人の天籟であつて、流麗清閑高壯輕妙の韻致を備へてゐる、もし五六歳の小兒を拉してかれらの音韻に耳を傾けたらんには、所謂大珠小珠迸玉盤の韻致をさくことが出来るのである、

### 六 北京の四聲

北京の四聲は、入聲を缺いて居る、即ち上平、下平、上聲、去聲の四韻を官話の四聲として居る、其入聲の韻は凡て平聲に轉化せらるゝので、例へば骨といふ字は、入聲の本體であるけれども實際は平聲に轉音せられ、渴、伏、僕、等の諸字は、皆下平に響くのである、即ち北京人に入聲なしと断定し得るが、唯古詩古歌の製作に用ゐらるゝのである、又平聲にしても上平にあるべきを下平に、下平にあるべきを上平にする、唯た一點の間違なきは上聲の一韻なるかと思はれる、例へば光といふ字は七陽の下平であるのに北京人は之を上平としてゐる、還、韓、寒、の字は上平の寒刪に屬すべきを下平に轉して置く、花、華、の二字は、下平の六麻に屬すべきを、上平に轉じてをる、收の字は下平、書の字は上平なるに、二者共に上平としてゐる、題、啼、の二字は上平にあるべきを共に下平としてゐる、此等は著しい相違と視るべきものである、更に官話は北京の方言を使用してゐる、例へば陳好といふは太好との意、很多といふれば甚だ多いとの意、其他順天府志に列記されてゐる方言丈けでも決して少くはないのである、

### 七 北京官話と滿州話

北京の官話をば、吾輩は醇乎たる漢人の言語であると信する、決して滿州の方言又は漢語を加味し

て居ないと思ふ、北京内城に在る旗民は、其日常に於てすら滿州語を使用することは絶て無い、僅に父母兄弟の稱呼等に混稱するのを聴く位である、聞けば、滿州を旅行するに滿州語を解しなくても、尙ほ、些の困難を感ぜないといへば北方に於ける主要の言語は、唯一の北京官話であらう、此の關係より觀察しても滿人の無勢力は知り得らるのである、

#### 八 滿州朝廷の國語維持

遼の太祖は、毎に、吾れ漢語を能くすれども、口絶えて之を云はず、其漢に倣つて怯儒に失せんことを恐ると云つて居つた、滿州朝廷も遼の太祖と同一に開國の初には、頗る國語國字の擴張に勉められた、吾輩が北京に視た書籍中には滿州文字の御批通鑑輯覽があつた、そして北京城各門の扁額は凡て右に滿字左に漢字を用ひ宗室には、漢族に近似せる姓氏を禁せられた、然るに漢人の同化力は、滿州人の弱點に乗して浸染し、今日では、滿州人は、僅に開國時代の形骸を留めて居るのみである、

#### 九 北京の道路 其一

旅行者が、第一に痛痒を感ずるは、いふ迄もなく道路の不完全である、今日、北京に遊ばんとするものにして、通州方面より行かんとするは先づ絶無といつて宜しい位で、管京津鐵道に因て、北京

城外の馬家堡ステーションに著するのである、これから永定門を経て天橋に入り、更に前進して正陽門に至るので、是れ迄は、北京の外城である、永定門より此正陽門迄は、十五六町も距つてある、其の道路は、皆な、花崗石の方三尺長六尺位のものを敷きつめ東京に於ける上野の廣小路程の道幅を有するのである、築道の當時は、善美をつくしたるものならんも、今日の處では、凹凸も甚しく到底馬車に乗り切れぬ位に感するのである、正陽門より以内は、内城に屬するので、此れから大清門、端門、午門の方面迄は、これ亦た中央に花崗石を敷き、左右は普通の煉瓦を敷きつめてある、吾輩若し正陽門より一直線に午門の方面を望見する時は、恰も層々たる幾多の大隧道を望むの感がある、紫禁城に屬する部分は、特別として普通人民の來往し得る道路にて正陽門方面と朝陽門より通州に向ふ方面と、西直門より萬壽山に向ふ方面は、皆な石路と視て宜しいのである、

#### 北京の道路 其二

吾輩は、北京の石路を見る毎に如此見事なる石材を遠慮もなくしきつめたる王家の盛大には感ぜざるを得ざるが、之を道路の便不便といふ點より觀察する時は、未だ驟に稱するに足らずと想はるのである、由來北京は馬車を用ふること夥しいので、隨て石路の缺損も甚しく、路上凹凸を極むる事既に記したる所の如ければ、馬車を驅るの旅行者には却て一層の苦痛を與ふるものである、修



塔の上から観察するも亦た頗る困難を感ずるのである、京通間の石路は、想ふに此種の模範を示すものである、吾輩の経験に依るに、通州街道は、往時天津に通ずる唯一の道路であつたので、乾隆皇帝は、此間に例の花崗石を敷きつめられた、兩地の距離は大概四里程もある、然るに年時を経るに従て、路の兩側は全く雨水に侵蝕せられて獨り石路のみが中央に高く取り残され、雨水の侵蝕は更に兩側から石路の下方を侵蝕したので、石材は、右往左往になだれ落ち、今日では、之を通過する旅行者は甚だ少く、否到底通行することは、出来ないものである、旅客は今や已むを得ず左右の田圃に馬車を驅らざるを得ぬ事になつた、因に記す光緒十九年には卅萬兩を支出して西直門の石路を脩繕したことがあつた、

### 北京の道路 其三

前門大街と後門大街とは、大概、石材が敷きつめられてある、牌樓附近の光景は、中央に車道を通じ左右兩側に、廣潤なる人道が開かれてある、各國公使館附近は道路の築造全く洋式によるので、北京の特色には加はらぬのである、北京前市の土色は、黒色を帯びてある、思ふに北京一帯の土質は黄土層よりなるのに、獨り北京のみ何故にか黒色を帯びたる別質である、吾輩の所見では北京も從來黄土層でありしを年月を経るに従ひ、北京人民が道路を以て汚物の捨場となし、加之馬牛羊豚

の來往が劇しいので、自然に肥沃なる土地に化成されたのであらうと想はる、聞く所によれば北京附近の田舎者は、北京より歸る時に、北京街上の土を採て耕作の肥料に運び去るとのことだ、これだけでも北京の道路が如何に不潔なるかを想像することが出来る、

### 北京の道路 其四

吾輩が屢々北京の大街や胡同を通過した際に、種々の汚穢物の放棄されてあるのを見た、これは、汚穢物を放棄するに適當の場所がないのと、設備の乏しいとに因ることならんも、北京人の目には、道路に汚穢物を放棄するとも、此れが市の衛生を害するなどいふことは、認めないのみならず、寧ろ、汚穢物の種類に依ては道路修築の材料ともなり或は養豚家が、豚を養ふの飼料とするのである、猪々たる豚の鳴聲が北京の到處に聞ゆるのは此地遊歴者者の知るところである、更に吾輩の困難を感ずるのは、雨の北京である、北京は五月より六七月に亘り著しい霖雨を見るので、此際には、北京は尤るで死せりと謂て宜しい、一般の勞働者は、凡て屋内に籠居して賭博に其日を送り能く緊急の所用を帯ぶる者でなければ、外出することをしない様だ、勿論中には、泥濘脛を没し、深い處は三四尺もありて、殆ど馬車の双輪を埋むるのであるから、徒歩して往來することは、到底出来るものでない、唯だ商店の檐下を飛び飛びに行く位で、遂に馬車を命ずることになる、嘗て東西

牌樓の八條胡同から交民巷に雨中馬車を驅たことがあつた、そこで單牌樓と東四牌樓との交會點に達した時分に一輛の馬車は、吾輩の前面からやつて来る、車上の奥には三十二三の細君が踰躑して、轆の前には、五十以上の媽媽か四五才の小兒を抱へて、つき添ふて居つた、處が如何いふ機にか馬車は俄然泥濘の深い凹みに嵌つたので、此時速し彼時遅し、轆の上の媽媽と小兒とは、眞逆様に深泥の中に埋没したのである、馬夫の駭きは一方ならず直に飛下りて二人を救ひ上げてやつたが、二人は全身泥濘で小兒などは、頭脚を區別し得ない程であつた、此様な工合であるから北京に於て雨中に通行する時分には泥濘を他人に濺かない様に注意するのが肝要であるので、馬夫は、鞭を揮ひながら絶えず「泥濘泥」と呼て行人を注意してゐる、或時北京の雨期に來遊した一外人が酩酊の餘り、街路の泥濘に足を拉られ、窪地に溜れる雨水中に倒れて溺死を遂げたことかある、街上の溺死とは頗る滑稽的異例であるが、これは全くの事實である、更に不快を感ずるのは、風の北京である、室外は百二十度の熱度を示して居る、街上の土は、沙の如く飛びたつてゐる、然るに、此沙は、尋常の沙ではない、人糞と馬糞とを問はず有らゆる有機的不潔物が一概に混和せられたるものでそれが沙塵となりて面をうつのでその苦痛と不快は、何とも云はれないのである、支那人は、之を「Chiang」として居る、目も鼻も口も等しく開きかぬるのは、喰といふ字に相當するとの

事だ、吾輩は一度街上を通過して歸宅するに必ず洗臉を要するので、洗臉の水は、一種の惡臭を發するのである、そこで旅行者の多は目には眼鏡を用ゐ、口には口蓋ひを用ゐる、所謂胡沙吹く風とは如此ものかと想はれる、要するに北京の道路は一度築造せられた後ち更に修繕を加へられぬと視てよろしいので、吾輩は人畜道路に溺るといふ奇言を放つに躊躇しないのである、

## 一〇 北京の暗渠

北京の下水工事の規模壯大なるは驚くべきもの、一である、大體の設計を云へば、先づ城の南北を貫通する二大暗渠があり、更に東西に向ひこの大渠より幾十の支渠を出すのである、渠底渠側とも西山より切出されたる見事なる花崗石より造られ、渠蓋には長六尺幅二尺厚一尺の同じ石材が用ゐてある、大街胡同の處々に小竅を開穿し、市民は汚水をこれへ棄つるのである、この大工事は明朝に於て爲されたもので、設計者は紫禁城の建築を以て著名なる徐達、常遇春(永樂年間の人)であらうとのことだ、爾來清朝になつて一回の修繕をも加へたことがないと見へ記録にも見當らない、これを以て推せば此工事の如何に堅牢にして設計の完備してゐるか察せらるるのである、尤も年々融雪後に浚渫を行ふのであるが、その汚泥が直に街路上に撒布されるので惡臭を放つこと甚しく爲に時疫の流行を誘起することになる、

順天府にては年々八十萬兩以上の巨額を支出し、右下水の浚渫并に道路の修繕常夜燈(街燈)點火、撤水、巡邏(夜廻番)等の費に充つるのである、此等に從事するもの即ち常設の賦役(兵丁)であるが、彼等は給せらるゝ月俸の一部を以て低廉なる人夫を雇ひ賦役の代理となし、己は坐食するに過ぎないといふ有様である、都てが制規通りに行はれぬのは此國の通弊である、

## 一一 景山

紫禁城の背後に當り高五六十尺の一小丘がある、二三の小廟榭亭が疎々たる綠樹林の間に隱見して一種の風趣を添へてゐる、明末李自成の亂に崇禎皇帝の經首された一株の常盤樹は鐵鎖にて圍まれ哀弔墮涙の紀念として遺て居る、この山一名を煤山アイレンといふ、口碑の傳ふる所によれば、一朝有事の日に備へんがため全山石炭を積堆して築たものである、又大清門(皇城第一正門)前の碁盤街もその地底には多量の木炭を填塞してあるといふことだ、元來城内にて燃料の缺乏は第一の恐慌を來すもので、愛新覺羅が北京を重圍の裏に陥れた時、或者は西山の煤道を絶つは城を抜くの第一策であると建議したことが歴史に見へてゐる、是等の事實より考ふれば煤山のことも穴勝虛構の俗説として排斥することは出来まい、

## 一二 青葉の北京城

優佳なる北京は新緑の候に於て始て見ることが出来る、青葉の北京城を見よ、青葉の北京は風塵夏蒙たる没趣味の古都にあらすして、清新なる詩的別天地の現出である、景山に上て下瞰せんか、滿都は唯た蒼々鬱々として尙ほ一代の王氣ありやを疑はせ、懸吊の客をして坐るに今昔の感に堪へざらしむるのであるが、去て街上を歩せんか、翠色滴らんばかりの綠蔭を紅の花翎がさして蓮歩を運ばすの佳人や飄渺として天際より落來る鳩笛の響や、萌え出し若草の上を羊の群れ遊ぶ様や、一として詩興を惹かざるはないのである、吾輩は青葉の北京を以て、北平の第一觀と推すものである、

## 一三 萬壽山、玉泉山

三十四年の五月初旬に小村公使に陪し萬壽山、玉泉山の宮殿を見舞ふことが出来た、其の時の記事があるから代掲することにする、

萬壽山は古來北京五鎮の一として稱せられたる所、規模の宏大なる、結構の壯嚴なる、他に見る能はざり所なり、玉泉の水、昆明の湖が一、度び驕奢なる西太后の眼に映するや、后は國幣を擧げて頤和園を築造し宏壯更に華麗を加へ、泉山の七層塔、逆かに蒼穹を摩する處、黃瓦彩翹、飛檐、危角、丹楹、青簾、畫棟、紅梁相連接し、岸には畫舫亭榭、綠樹青荷の間に點綴し、通するに廻廊を以てし、華表あり、牌樓あり、門あり、扉あり、宮殿房樓、從橫高低し、怪岩奇石、具に土木の巧妙を極

め、足一度此境に入るや恍として仙山に遊ぶの想あらしむ

萬壽山の最高閣なる排雲殿に上りて放眸したる、千疊の屋瓦脚下に在り、身は雲霧の上に在るか  
と疑ふ、東南には北京の都城歴々として烟林の間に指目す可く遠は數百里の曠野蒼莽として天に  
連り、西北太行の秀色、連互疊翠、描くが如く北直の帝庭を拱す、其景致の雄壯偉大なること蓋  
し稀に見る所、幽井の山水幾輔の望は、茲に盡きたりと謂ふ可し、更に阪路を下りて湖畔に出で  
石橋を經、銅牛を賞し、去て綠林の裏を閑歩す、岸柳煙を帯ひて鳧鴨長閑に眼り、湖光澄碧、鏡  
面を摩し、樹影は光倒に涵して飄渺たる神韻得も云はれず、昆明湖水は寔に是れ頤和園として天  
下の名苑たらしむるものにぞある、

昆明湖上の樓船に午飯を喫し、園中の春色を飽看したる後一行は更に圓明園を過ぎて玉泉山に向  
ふ、玉泉山は萬壽山に比して古色更に蒼然たり、奥翠閑奥、金元明三朝の餘韻を留め、人をして低  
徊、措く能はざらしむ、山や亦た太だ高からずと雖も全山大理石質を以て成り峻峭地を抜くの趣  
きあり、就中明時の製作に係る七層塔や多寶塔や元の大理石塔の韻致掬するに耐ゆ、もし夫れ山  
の結構殿閣廊廡の壯麗は固より萬壽に比す可らずと雖も玉泉の清道に至りては恐くは天下に類を  
絶たん、一行は伊太利兵に命じて舫を天下第一泉の池上に浮べしめ、清鑑毛髮の上螭頭に嗽口洗

耳すれば、風々乎として身の塵土に在るを忘ること多時、夕陽漸く西山に暮かんとするに及び馬  
車に鞭して北京に向ふ、蒼然たる暮色、更燈赤綠、駭嘶き車轉じて日本府に達せしは午後八時比  
なりき、

#### 一四 家屋の構造 其一

北京に於て、木造の家は絶無と謂ふて宜しい、唯に北京のみならず北清一般も亦同様である、房屋  
の構造は木骨の煉瓦造で下等の民屋に至ては、長方形に固められたる粘土を以て積上げたもので  
ある、北京に於ては木材の貴重なる事は遙かに石材煉瓦の上にあるので、つまり北清一帯の廣野は  
家屋構造の材料に適當する樹木に乏しいのである、樹木と云へば白楊や黃榆などばかりで、此等  
は、車や棺の材料にしかならぬ、木材の大部分は、南方は福建省、北方は滿州の大東溝から通州を  
經て、北京に輸入せらるゝのである、假令は、枕木の様な材木でも、北清では、一圓二三十錢を値  
する、其他類推することが出来る、かゝる高價の木材は、普通人民の用ひて家屋の材料となすこ  
とが出来ない所で、それに、北清の氣候は、寒暑其にさびしいから、通常の木材は大概龜裂を生じ久  
しきに耐え得ぬのである、此等の原因は已むなく北京の房屋をして殆ど煉瓦を使用せしむる事にな  
つたのである、房屋の構造は如何と云は、一般に清朗快活なるは少く、概して陰氣な方である從

つて室外の裝飾ををさけて室内の裝飾を勉むることになるのだ、吾輩が支那人を訪問する時に先づ第一に前門を通る、入り口のツキアタリには必ず壁を以て遮ぎられ、これには鴻禧とか迎祥とか目出度い文句が貼り付けてある、官位のある向は、父祖累代の官職位等を赤色の木牌に楷書して列掲せられてある、また富貴の入口には扁額を高く掲げ大なる灯燈も吊されてある、左右の柱には太平の頌句を貼付して置く、其の紙は凡て赤い、これは商家農家を擇はず同一に貼付するのである、サテ一旦門を過ぎてからは大概左方に折れるので、其の右方には中門を設け、左方には客間を設けてあるが千門萬戸、同一のスタイルと視て宜しい、皇室の一部を拜觀したときも民屋に異ならずと思はれた、

### 家屋の構造 其二

中門より以内は、容易に出入するを許さないもので、所謂閤門と視て差支ない、今閤門の構造を云は、中央は庭院である、之を院子ユヅコと云て居る、此院子には、全部煉瓦を敷きつめておく、正面は、上房で、左右は所謂東廡西廡である、家の大小廣狭はあるが、皆同一形式により構造したるに過ないものである、吾輩は屢々商家や官宅に出入して視たが何れの家としても、邸内に土砂の現はれてある所は、視當らぬのである、富家は上等の煉瓦を敷き、貧家は下等の煉瓦を敷き房屋の内部も同様に煉

瓦を敷いて居る、北京の屋敷は、家屋の障壁が、屋敷の界限であるから別に塀を環らす必要がない、つまり屋敷全体が房屋に属するのである、此點は著しく他國の構造と相違して居るのである、又室内には、炕カウといふて土床がある、其構造は、部屋の一部に土床を作り其内部を空虚にし、之に熱煙を焚き込むので土床は此煙の熱度に因て暖まるのである、冬季には、一般に此炕上に臥して寒氣を凌ぐので、炕は北方支那人にとりては非常に大切なるものである、室内の構造は、大畧石の如くであるが、さて房屋内には、紙を使用する事がすばらしいものである、天井は凡て彩色のある紙を以て貼付られるので、一見精巧なる尙壁なるかを疑はしむるのである、かれ北京人は、天井一面に蘆を縦横にさし渡して之を細い絲で巧に結びつける、そこで裱糊匠は、此れに非常なる熟練を以て紙を貼り付けるので、何れの家も板天井は見當らない、北京には寧ろ板天井は無いと云て宜しい、貧澤な支那人は、これを一年に一二回程貼り易へるので、春秋の氣候に因り紙色の配合、其當を得ることになるのだ、左右の壁も同一である、障子は骨を外面にして紙を内にする、冬季は、紙を貼り夏季は紗を貼ておく、これらは富家の家の生活である、房屋は就て更に注意を要するのは、北京に二階造りの少ないことである、まして三階四階の家は皆無である、北京の内城には一構へ五六町もありそんな屋敷はあるが、一軒の二階家が見ることが出来ない、僅に外城の正陽門通りに二三軒二階造

の料理屋がある位である開けば北京政府は二階造りには特別の租税を徴するといふことである。

### 一五 天棚

房屋の序に天棚のことを記述する必要がある、北京の夏は非常なる暑氣を感ずるので、外國公使などは西山に避暑するが例である、そこで一般支那人の防熱法は、天棚といふ日遮を架設するのである、天棚といふは、院子の空間に細丸木を以て葡萄棚の如き高い棚を架するので、その上には高粱の稈で編まれたる蓆子を一杯に蔽ふのである、そして此蓆子の端には麻繩を結着け、之を以て開閉を自由にする、高きは三四丈もあり廣さは、百疊敷もある、又た此と同時に室内には氷塊の鞠てのる箱を安置して冷氣を招くので、唯これだけでも、暑氣を凌ぎ得るに尙ほ、房屋の構造が一般に土藏造ともいふべきものであるから冬は暖かく夏は冷かなるので寒暑の劇甚なるに耐ゆることにさほど困難を感ぜないのである。

### 一六 北京人の衣服

北京は、滿州人、蒙古人、漢人等の混住であるから、服装も仔細に吟味すれば、多少の相違はあるべけんも一見甚しき差違はないやうだ、唯た著しく目に立つのは滿洲婦人の優雅なる服装である、衣服の材料は、概して木綿なりと云て宜しい、青淡色の木綿を衣裝に製し、下着には白色の木綿を

使用するのである、上中等社會でも、日常は、木綿を着て、すこしも差支ないが、朝服又は禮服は、別に綺羅を飾ることになつて居る、材料の種類は、紗綢緞などで、彩色は随分大胆に華美を好み紅青藍等をとり抜いたものである、想ふに服色の美麗を競ふことは、西洋東洋共に支那人を推して第一とすべきであらう、冬季には、或は狐裘或は貂裘、或は貉裘を用ゐるのである、普通の支那人は多く羊裘を用ゐる、羊毛皮の産出は北清に於て最も多く隨て廉價である。

### 一七 飲料水

旅行者の第一に不快を感ずるのは、天津の濁水よりも寧ろ北京の飲料水である、北京は通州に比して土地は頗る高抜である、然も飲料水は、凡て鹽味を帯てゐるので、北京全市に於て、もし清潔無味の飲料水を求めなば、永定門外に唯た一個所の井水あるのみである、北京人は毎朝それを買て飲料に供するので、頗る貴重すべきものである、日常の食物は、此水を用ゐずるに處在の井水に因て煮沸せらるゝのである、外國人は此苦痛に耐えきれずして多くは日本より輸入せらるゝ平野礦水を飲料として居る、其他は永定門外の井水に依るのである。

### 一八 食物

北京人は、一般に老米(玄米)を喫するのである、元來北清は殆ど米を産出しないので、皆な南方か

らの貢米に依つて生活するのである。白米もあるが是は中等以上の社會の食物である。一般の人民は米粉麥粉で固めた月餅ユエヒンといふのを常用とする。此外に肉饅頭なども常用されて居る。想ふに、北京人の食物の本位は、羊肉なので、米は、副食物と視て宜しいのである。酒は主に燒酒を用て居る。又た、南方から来る紹興酒シヤウシヤウをも常用とする。此紹興酒は、黄酒とも云て居る。麥で製造されたものであるがビールビールの如く苦味なく極く枯れた日本酒に一種の香味を添たやうな美酒である。アルコール分も極めて少く熱冷共に傾け得らるゝものである。果物は、蘋果、桃、梨、栗、葡萄、沙果、海棠、蓮子、西瓜、黃瓜共に北京の近在より市上に運はるゝのである。夏秋の候は最も果物の潤澤なる期節と云て宜しい。此外に老玉米といふて即ち日本の玉蜀黍トウモロコシもある。これも夏秋の交多く産出するので暖く蒸されたのを山の如く籠に積上げこれを肩より胸にかけ毎朝曉霧を破つて城内に呼賣する。北京の小兒は之を喰はんが爲めに早起することである。又世人の所謂支那料理といふは漢席滿席の二種に分かるゝので、漢席は主に煮物、滿席は主に燒物を用ゐることになつて居る。珍物とする料理は燕巢、海參、鴨子等と豚の丸煮は最も珍としてゐる。

北京の勞働者は、概ね家に料理道具を持て居ない。彼等は早朝に家を出る。街上の料理屋は、既にかれらを待て居る。此處で彼等は各好む所の朝飯を喫するのである。家族も此處から凡てを買取て

來るので、手づから料理するのは、茶を沸かす位なものである。極端に云へば、茶も湯も街上から買て來るので庖厨用の器具は、普通の家には、備付けられてゐないのである。又料理人は、凡て男兒を使用する。女兒は、別に庖厨を取らぬ。僅に補助を與へる位なものである。從て灑掃の勞も男兒が服役するので婦人は、家に居て裁縫に従ふか、或は、洗濯でもする位である。阿片は、北京に於て業外に多くない。寧ろ天津が多く需要されて居る様に視える。

### 一九 交通機關

北京には、交通機關と視らるべきものは、不完全なる馬車である。馬、騾子、驢の類である。轎子といふ駕があるけれども甚だ少ないので、北京の十字街頭には、到る處に馬車が客待ちをして居る。馬車の製法は極めて單一なもので木質は、黃楡白楡を用ふるが、大八車の少し進歩した様な車輪に箱を据へ付けた丈で、勿論車のハネといふものはない。之れに、堅牢なる轆を馬背に結び付けて、馬夫は、巧妙に、馬車を操ることになる。ウーハー、ヒリヒリ等の暗示は、馬を使役する唯一の呼び聲である。此馬車は獨り北京ばかりではなく、北清一般に使用されてゐる。所謂車同軌の古語に洩れず、遠方に旅行する場合でも此馬車に依るのである。馬も極めて多いので、大概の家には養ふておく。然も北京は馬よりも騾、驢子が多い様である。馬車用には多く騾子を使用するので、

驢は、馬車と同じく街頭に立ちて客待ちをするのである。吾輩が驢の背に跨ると、驢の馬丁たる主人公は鞭を舉げて後ろからマク／＼趕ひかけてくる。北京を一日乗り廻しても借賃は一圓内外で十分に思はれる。最も馬車は多くて三人、驢は一人である。人力車は近來天津より三四十輛も正陽門附近に這入て來たが北京の道路が何分不完全であるから十分に使用することは出來ぬ。北京人は、又た、人力車は中國人の乗るものでないときめ込むで居るので、當分流行の望みがない。要するに北清は、一概に馬車を以て、行通機關として居るので、もし北清の道路に修築を加へたらば、些の不便を感ぜないであらう。北京にて聞く所によれば、馬車一輛を作るに一百兩を要する、即ち日本の百三十圓以上である。之れに馬を要するから一寸百八十圓以上の資本を要することになる。北京は一見して馬の都である、市の設備、旅舎の構造等總て馬匹を使養するに差向なきやうなる組織になつて居るのだ。

## 二〇 北京の金融

北京は、康熙帝の時代には、露清互市の市場で、大清會典に、恰克圖、黑龍江と并記せられたる三五市場の一であつた。當時崇文門に於て、北京に輸入せらるる貨物の通過税を徴入して居つた。北京於ける、當時の模様を調査するには、幾らも正確なる材料を得ることが出來る。尤も今日の

北京は、單なる消費地で、之を貿易地と視ることは出來ないのである。

北京は、貿易地として視ることが出來ないが、清國全土の地丁錢糧(租税)は、凡て北京と通州の二個所に運はれて來るのであるから、官吏の生活、旗民の生計、之に伴はるる政治上の需要に應ずる幾多の金融機關が設けられてある。内城の東四牌に在る四恒は明朝の永樂時代から繼續せられてある。其他外城の正陽門附近には、大小の銀行が軒を并べてある。此銀行は、兩替と爲替を取扱つて居るので、通邑大都、何れにも支店が設けられてある。主として山西の商人が此事務を擔任して居る。山西省の人は、勤勉と信用とに於て先天的に支那の金融を司配すべき資格を有して居るものである。此外には錢莊、銀號、錢舖、煙錢舖などの兩替屋と澤山あるので、東四牌樓丈けでも七八十以上あるとのことだ。其他は類推するべきである。此等の諸銀行は何れも自由に小切手を發行して居るが、政府は別に此小切手の發行には關涉しないのである。又、米確房といふのもある。これは、米屋であるが、ヤハリ小切手を發行して居る。清國の銀行は、此の如く勝手に紙幣を發行して居るが、主として信用を重して居るから倒産することはすくないのである。資本は、四恒は、特別として、其他は、一二千兩から四五千兩の現銀を以て營業を開始し、之れに幾層倍の小切手を發行するので、吾輩より視れば、随分危險に視ゆるのである。北京に於て、銀行の利に多いのは、全く大小



官吏の俸給、又は地方官吏の赴任に際し、銀行が金銭の貸借を行ふので、別に貿易上の必要から生したるものと視ることは出来ない、加之北京に於ける通貨の種類が甚だ複雑なる爲め、之を使用するに種々の不都合を生ずるので、此等の事情は、前陳の如き無数の兩替營業を維持して居ることである、又地方との爲替のみを取扱つて居るのは鑛莊ヒナチヤウといふのである、これは割合に少ないやうである、昨今、外國人の來往が頻繁なるので、日本の正金銀行は北京支店を設け、第百銀行は貯蔵銀行を設置し、爲替或は預金を專業として居る、

### 二一 北京の通貨

北京には、清國の通貨を鑄造する戶部工部の鑄錢局がある、即ち寶泉、寶源の兩局である、政府は、此二局に命じて年々大清會典に規定してある丈の青銅貨を鑄造するので、青銅貨一個の分量は、七分乃至十分の間に出入して居る、我國に通用さるゝ寛永通寶と視て大差はない、政府は、民力物力の高低多少に鑑みて一文の青銅貨を清國貨幣の本位と定めたのである、然るに、政府に、年々雲南方面から輸入されて來る銅鉛即ち黒金赤金は頗る少量なので、已むを得ず、現成の通貨を更に改鑄することである、されば、年々清國の通貨は重量を減殺せられ、加ふるに品質の下落を招くので、一般經濟社會に於ては、影響を受くること甚だしく、物價は年々騰貴するばかりであ

る、そして一方には、私錢と稱する一個人の鑄造に係る惡貨が跋扈するので、政府は如何に法令を嚴にしても、之を市場から驅逐することが出来ないのである、

### 二二 當十の通行

北京は、清國の通貨を鑄造して、之を各省に分布するに關らず、鑄造する北京は、之を使用せないので、北京人は更らに當十ダウジウといふ青銅貨を使用して居る、即ち當十は青銅貨一文の十倍に相當するものとして政府が北京人に強迫的に使用せしむるのである、歴史に徴すれば、當十の發行は咸豐に始まつたのである、咸豐の天子、國幣の空乏に迫られて、已を得ず、當千、當五百、當五十、當五の各種銅錢と當十の鐵錢と當一の小鉛錢を鑄造せられたので、馮桂芬は、當時無價の貨幣は只だ國民の不信用を招くのみと罵倒して居つた、果せるかな、當千、當五百、等の各錢は、三五年を出でざるに、既に全く不通となり、只今では、僅かに當十の青銅錢だけが、市上に餘影を留めて居るのみである、當十の通行範圍は、北京地方一里を出でないので、其他には一も通用しない、北京人民は、不利益なことは萬々知つて居るけれども、政府の強迫的通用には已を得ず、通用を敢てして居るので、北京經濟の不幸なるはいふまでもないのである、當十の計算法は、一個は制錢の十倍とし、制錢は一個を一文に計算して居るから、一個の價は二十文である、五個は一百文で五十個は一吊文に

當る、分量は御錢一文の五倍に相當して居るから三匁五分か四匁の間に出入して居る、品質は、極めて劣悪なる青銅である、康熙通寶、乾隆通寶より視れば遙に劣等のものである、

### 二三 馬蹄銀、外國銀、

馬蹄銀と云ふのは、外國人の稱呼で其形が馬蹄に似て居る所から名づけたのである、清國では、之を元寶銀と云つて居る、一個の分量五百三十五匁に相當する馬蹄形の銀塊である、此外に碎銀といふのもある、碎銀は其字面の如く銀塊を小さく碎いたので元寶銀の過不足を補ふ爲に造られたのである、又十兩に相當する錠銀といふ錘形の銀塊もある、外國銀貨は、メキシコ、香港、上海銀行の一圓々銀、日本の一圓々銀、各省鑄造の一元銀、五十仙、二十仙、十仙等の小銀貨が通用されてゐる、

### 二四 銀錢の長落

銀錢の長落は、各種の貨幣及び銀塊の相場である、北京には、元寶の相場もあり、外國圓銀の相場もあり、一文錢の相場もある、此三者が前後錯綜して經濟界を多趣味ならしめて居る、此相場の基本は、北京政府に於て勅定せられたるクローピン(庫平)といふ銀を以て足銀とする、足銀とは、純粹無雜の銀で、之を假に一〇〇とすれば之れに對し市場の銀は、各銀の分量に依て或は九九、或は九

八、或は九六、九四に位すと定めらるゝのである、北京市場の銀は、大體、九八、九六の間に上下して居る、青銅貨は、此の銀市の長落に影響して同一に影響するので、又青銅貨それ自身が、市場の基本となることもある、外國圓銀も亦たそれと同一に上下するので、此上下は一日に一回づゝ變動を見るのであるから、經濟界に於て金銀市場の長落を注意するは、商賈上唯一の要件である、感心なのは、北京に於ては、七八才の小兒でも、尙ほ、毎日の相場を覺えて、複雑なる計算法を會することである、因に記述する、北京は昨今惡貨良貨の混糅最も甚しいので、支那人は銀錢を授受するには先づ硫酸を點塗し又は一一自己の耳に訴へて眞假を檢し、始めて授受することになつて居る、想ふに聽覺の發達は、支那人を推して天下の巨擘とすることならん、

### 二五 九九、九八の說明

銀錢の長落は、銀錢の多寡に基因するのである、然して銀の高低は、市場の長落に影響すること勿論である、今北京の銀錢市を見るに、九九又は九八、九六等の言葉を用ゐて長落を示す、北京商人の説明を聴けば、九九といふのは實數九十九文を以て一百文とする、九八は實數九十八文を以て一百文とする、九六は實數九十六文を以て一百文とする、この日々上下する、銀錢市の相場を知らずして、銀錢の授受は出來ないのである、

## 二六 銀鈔、錢鈔、日子票

北京政府は、咸豐年間に紙幣を發行して強迫的通用を試みたが、不兌換紙券を發行したのであるから、北京市民には甚しき打撃を受けたものと云はざるを得ない、爾來、政府は、更に紙幣を發行しないので、北京に於ける銀鈔、錢鈔は各私立銀行から發行する手形に過ぎないことになった、北京四恒から發行してある手形を一見せしに、随分風流な形式である、紙幣の表面には蒼龍を畫き、中央には、出帥の表などが印刷されてある、日子票ヨウシヒチヤウといふのは多くは、米確房といふ米屋から振り出すので、北京の大小官吏が俸米を抵當にして金銭を借出すので、米屋は、此の抵當物に因て一種の約束手形を發行するのである、

## 二七 北京人

北京は、滿州人、漢人を主として蒙古人、チベット人、回族、及外國人の混住と視て差問ない、滿人は、開國の元勳又は旗下であるから一番勢力を占めて居る筈ではあるが、實際に於ては、南北漢人の勢を第一に推さざるを得ない、北京に於て日本軍隊が警務を取扱つた時分に死刑に處せられたのは二百五十人以上で大概は強盜犯である、犯罪人を區別して視るに漢人よりも滿州人が多く、滿人中普通旗人よりも宗室に多い、これは經濟上の關係が著しく影響して居ること、思はる、旗人及

び宗室は、食俸を給せらるゝといふので、公然生業を營むことが出来ない、然るに、物價は年々騰貴する、人口は年々増加する、貧困は加速度を以て強迫してくるといふので、渠等は已むを得ず、強盜犯をも敢てする様になるのである、北京政府は、前年已を得ず北京の旗民を遼東半島の殖民地に移した事があつた、

蒙古人及チベット人は主に張家口方面から騎駝に騎つて北京に來る、商人である、此外にラーマ信徒は毎年北京に來往して居る回々族は、北京通州間に大約五六萬もあるとのことである、かれらは体力強健、眼彩蒼碧を帯びて居るので一見して別人種たるを知らるゝ向も多い、又全く滿漢人に些の區別ない向もある、要するに回族は、北方に於て塞外の陸運を擔任して居る、且つ、かれらは成る可く回族の集合を好むので、かのラーマ信徒が豚肉を喰ふことは、回族の極力排斥するところである、

蒙古人の典型とも見るべきは、現に萬壽山下に沿ふて棲息する穴居の民である、かれらは、元朝時代よりこの附近に棲居して居る穹廬の徒ではあるまいか、吾輩は毎々茲に疑を挾んで居るものである、

## 二八 漢禮と滿禮 其一

漢人の禮法と滿人の禮法とは、自ら異て居る。由來支那は禮讓の國とかいふ丈けありて儀禮の繁縟なること東西其比を見ずといふて宜しい、先づ滿洲人の大禮といへば、陸見、祭天、祀孔子、祭祖、拜父母、婚初拜岳等で三跪九叩首の禮を行ふのである、次は拜祖墳弔尊長喪で、これは二跪六叩首の禮、第三が拜師傅、拜神、拜上司官等で、これが一跪三叩首の禮だ、又王大臣が奏上或は勅答をする時に長跪するので恩を謝し、罪を請ふには冠を免するのである、國に慶賀の事あれば朝服蟒袍珠を掛けて皇帝に謁する、萬壽の令節は前三天、後五天、都合八日間同様の儀を行ふのである、又大臣が皇子、公主、親王、郡王、及び公爵等に見ゆるには双膝を地に着ける、これを跪安の禮といふのだ、跪安文禮は王、公等がその尊長に値ふにも、皇帝が太后を見るにも亦た行ふので、是は皇族間尊貴の禮である、屬僚が上官に對し、長幼主僕の間及び兵丁が統領を見る時は、俱にその右膝を曲げ右手を垂れる、これを請大安といふ、この時尊長の答禮は右手の五指を徐かに伸すので、これを接安といふ、或は點頭丈けでも差聞はない、それから同僚間、同營の兵丁、親友或は久しく見ずして偶然相遇ふた場合等は双方必ず右膝を曲げる、これを對請安といふ、最も親密なるものは互に手をとりにて請安をやる、これを拉手兒請安といふ、この禮は平人間で上下の分ちがたき時にも行ふが、それには拉手兒だけで済せる、又、打横見といふて唯た手を垂れ側立するのである、これは

平人輩か相遇ふた場合にやるので禮の最も微なるものである、滿洲婦人か神佛を拜するには合掌したり、手を額に當てたりする、その他の禮は右手を直くに伸ばし鬚角を摸るので、男子が三跪九叩をやる場合に九の度ひ鬚を摸るのである、又、請安も男禮とは違てゐる、兩膝をば微しく屈げ、坐らんと欲する如き腰つきをするのだ、その他接安、相互の請安もあれば拉手兒の禮もある、以上は滿人儀禮の大要である、

### 漢禮と滿禮 其二

朝廷の儀式或は諸官衙に於ける漢人間の應對等は滿禮と大差なし、たゞ叩首することが多いのである、品位の同等のものは相對して叩首する、假令ば一人北に朝ひ叩首すれば一人は、南に朝ひて叩首する、之れが定式である、漢人の大禮は祭孔子、拜宗師、拜師傅、婚初拜岳、等で共に四起八拜の禮をとる、祭神、祭祖先、弔尊長喪、以上は二起四拜の禮、拜父母、拜尊長、賀喜祝壽の辭を述ぶる時、屬僚か上官に對し、奴僕か主人に對する場合等は俱に一起二拜の禮である、平等の禮は作揖といふて、兩手を組合せ體を典げ手が地に至り、又、起て眉間に至るので、古の打躬の禮は即ち是である、至微の禮には哈腰兒といふて、相見て談笑數語、畢て點頭する、或は腰を微しく彎けるのもある、又、拱手の禮もある、これは謝意懇求の意を作すのだ、兩手を以て拳を抱き合せ、鼻を鼻

つやつがある、これは威銘の意を示すので、總て平等の禮である漢人婦人が重大の禮は叩首で、平等の禮は萬福である、萬福は兩手を袖にかくし右胸の下部に於て拱合せ端肅の意を示すのだ、以上は漢人儀禮の大要である、

### 二九 辨髮と褂子

辨髮の三組は三綱で、褂子(長上衣)の釦の五個なるは五常に擬したものである、

### 三〇 旗人の婚禮 其一

男女十六歳より二十歳位までを娶嫁の時期とする、媒人が双方の親許に交渉し、相談が畧ぼ纏つたところで、更に算命者をして吉凶を卜はせるのである、吉を得れば茲に婚儀が成立する、是を合婚と謂て居る、朋友中の名望家を大媒とする、大媒は婚儀の主者である、やがて吉日を擇んで男家は玉如意一鈞を女家に贈る、然る後、兩家男女の年庚字帖を交換する、これを放定といふが、古の納采の禮に當てゐる、婚儀を擧ぐるには、その準備として大約二十餘日を要するが、その前男家は吉日に於て、鵝酒、衣服、首飾の類を幾棹かの臺上に列ね、又、銷金紅帖に迎娶の日を誌し、その日の來るを俟つのである、尤も嫁入の日取は女家に於て之を定むるが通例で、これは新姑娘が月のさばりを避けんためだ、古奠雁之禮は即ち是で今は通信と云ふてゐる、

新姑娘しんがうら輸入の日、女家筵を張りて客を招く、その客人の四名或は八名衣冠整々として鼓樂者の一隊を先導となし、粧具を送りて男家に到るのである、男家は収めて中庭に陳列する、之を安粧といふ、右畢て男家は大媒おほいせをして其子(婿)を導かしめ、女家の中堂に到り三叩首の禮を行ふ、之を謝粧といふのだ、禮畢て婿は大媒に伴はれて歸宅する、

その夜男家は彩轎を具へ儀仗、燈籠數十對を推立て奏樂して女の家に至る、之を細樂といふて金鼓、號筒、鑼、銅鑼、笙笛、雲鑼、懷鼓等の合奏である、この行列の女家に至るや先づ楯を吹くと女家は暫らく門を鎖ちて男家迎娶の行列を入らしめぬのである、そこで門外の客は門旁に立ち吉祥の辭を述べ門扉を叩くと、女家始て門を開き客を導くことになる、之を求親迨といふ、新姑娘が轎に乗すると同時に、婿は岳家の中堂に入り三跪九叩首の禮を行ふので、これを謝親といふ、禮畢て男、家に歸る、新姑娘を乗せたる彩轎が男家の門に達するや爆竹を鳴らす、之を避煞といふのである、彩轎が中庭に入れば射煞といふて三度天を射ると、やがて新婦は轎を出で中庭に立ち、新夫婦香案の前に至り天地神祇を交々拜するのである、而してその履むところの地には紅色の毡鋪を敷くが、これは慎重の意を表したるものである、右畢て新夫婦は室に入り、床に上りて相對坐し、杯盞を交へ孫餽餽、長壽麵を喰ふ、然る後寢に入る是れ即ち合昏の禮である、

## 旗人の婚禮 其二

六十

次日黎明女家の母、親屬を伴ふて新夫の家に來るのである、先づ門上に懸り居る彩綯の如何に注目する、若し懸機かけやが低ければ直に車を驅て遁去する、又、懸ること高ければ喜で婿家に入るのである、蓋し前者は女の不良を表し、後者は處女たりしことを表明したるものとする、婿家の賓客は女家の母并にその親戚を中庭に導き華筵を張る、新親年齢の序に順て坐につくと、婿跪て三爵を献す、筵畢て岳母は辭し去るの時、婿は扶輪の禮として百餘歩の地に送るのである、暫らくして新夫婦は其舅姑老幼の家眷に對面する、之を分大小之禮とはいふ、

一二日を経て岳家は吉日を擇び婿に請ふて其女と共に家に來らしむるのである、之を回門と云ふてゐる、婿岳家に至り又其家眷に對面し分大小之禮を行ふのである、禮畢て宴席につく、この宴に於て婿は酒を飲まず、醋を用ゐず、魚蟹を食せず、又、決して笑聲を發することが出來ない、随分繁雜な儀式が行はれるが、失策があつても衆賓等の決して笑ふことを許さぬ、この日新夫婦共に歸宅する、

其後毎日若くは隔日に岳家よりは僕を遣はして女の様子を伺はせる、九日目になると岳母舅ら男家に至て女を見る、これを作單九といふてある、十八日目には岳家輿を送て女を迎へる、之を接連九

といふ、一周月にして又女を岳家よとに送る、五六日岳家よとに留り然る後歸家する、之を住對月といふてゐる、

## 三一 漢人の婚禮

北京城内の漢禮は旗人の禮と大同小異である、唯稍、奢侈繁瑣な所があるやうだ、合婚、放定、通信などの儀式も格別更ることはない、尤も賓客が多いため節目も従て多いのである、放定には如意の代りに叙綯、通信には猪羊の類を用ゐないで鷄鴨を用ゐる、又菓果の類も用ゐらるゝ、併しその繁費は娶た後に多いのである、

結婚の日は女家粧奩を調へ羅列して行く、奏樂者は行列の先頭に立つてこと旗人禮の如し、安粧の儀畢ると男家彩轎三乘を男家に送る、一は紅色にして他は綠色である、紅色の轎には新姑娘が乗るので、他の二乗は男家の舅姑と女家の舅姑とに供するものである、鼓吹儀仗等旗禮と同様であるが、花得勝とかいふ樂と奏するのである、漢禮は白晝に行ひ、旗禮は夜間に於てするの差がある、彩轎男家の門に至ると忽ち爆竹をならす、男弓をとりて射煞の式を行ふ、新婦轎を下り中庭に立ち男と共に天神地祇を祭り洞房に入りて合盞の禮を行ふのである、

次日未明に婿家は人を遣はし岳家の門前に至り高聲に喜祝の辭を述べしむる、これはその女の貞良

なることを表明するものである。喜帖といふものかあつて別に女の淑徳を頌記して置く、此日女家の賓客八名乃至二三十名各車上にて男家に赴り、門前車馬市をなすの光景を呈する、婿家では門内に酒饌を備へ群客を饗する、これを迎門饌といふ、女家の賓客が、中庭に入ると婿家の賓客が彼等を迎へて互に挨拶をする、新郎新婦の進禮畢ると、新親年齒の序に順ひ禮を行ふ、やがて年長者が首席につくとまた序に順ひ次席三席と着坐する席上の舉止は一々首席者に倣ふて行ふのである、即ち首席者が杯を擧ぐると羣客も杯を擧ぐるといふ作法である、杯は主人三讓客三舉の後放賞して一同席を立つ、此日岳家は婿のために鞞帽、綢緞を贈り、又女のために首飾、衣服を贈る、これにて岳家の賓客は歸去るのである、そこで再び門内に別宴を設け男家の賓客を饗する、杯を擧ぐるも擧げざるも、みな首席者に倣ふのである、これ即ち漢禮の會親といふものだ、又回門、作單九、接連九、住對月等の諸儀式もあれど旗禮と大差なし、

### 三三 旗人の葬禮

父母の喪には喪服を着す、冬期は白羊皮褌を裏がいしに着し、帽子は纓布を用ゐない、又靴は素底のものを用ゐるのである、夏季は白綾布の衣を着し腰に白布を纏ひ、その兩端に附き居る小帯を肩に懸ける、父の死にその小帯を左に、母なれば右に懸ける、某日を擇んで、接三といふことをする

接三とは僧、道士、喇嘛を請して讀經する、冥器紙錢を焚き棄てるのである、此日朋友が來り弔を述べ、奠酒哀を擧ぐることに三度、日暮に及で衆僧法器饒鼓を擧げて經を誦し、冥器、紙馬、紙人形を通衢に焚く、孝子は哀泣する、朋友之を送歸る、これを送三といふ、

夜に入ると衆僧法机の前に立ち因果應報の理を説く、通宵旦に達して止む、之を放饒口といふ、是より毎七日親友必ず來り弔哭し、綢緞錦金字の上に故人在世中の徳を贊録するのである、富貴なるものは七日毎に僧を招じて經を誦する、又、首七、三七、五七は追弔日中の大切なるものである、貧者にありては、十餘日の後、日を擇で殯を野に送るのである、出殯の前一日昨夜をなす、この日門前大鼓を備へ黎明、正午、日暮とに之を打つ、これを發柩といふ、友人は贖儀を送て其喪を助くる、これを出分資といふのである、出殯は次日である。送葬の親戚朋友雲集し車馬街路を塞ぐばかりである、數十の人夫棺を運で行く、其儀仗は綢緞、龍標旗、人面で其本屬の色に従ふものとしてある、本屬正黃旗であれば即ち黄色を用ゐるといふ仕來である、又小童數十名皆喪服を着し手に故人の遺器を捧げ啼々としてこれに隨行く、是れ古家丁の義である、

奏樂は哭皇天、又、泣顏回の曲を奏することとしてある、樂器の種類は鑼鼓、鉦、號筒、笙、管笛、雲鑼、鼓、板等である、

孝子は喪に居ること一百日、頭髮を剃らず又酒を飲まず、百日を過ぎ始めて門を出づるが官衙に入することは出来ない、この間青布袍袴を着けて居る、この服装は三ヶ年間用ゐるのである、

### 三三 漢人の葬禮

旗人と大差なし、孝子喪服を着けることや、接三、送三、放饌口なども大抵同様である、門には大鼓、大鑼、鈔哪、號筒などの樂器を排列し、二門には報鼓を備へて置く、弔客ある毎に第一門の大鼓を撃つこと三度、二門亦た之に應じて打つのである、これ即ち弔客あるを報するものだ、若し弔者が婦人であれば二門の鼓聲を一時に揚げる、弔者の送れる香燭、楮錠等のものを稱して官弔といふのである、首七日の日親友銷金の祭軸を掛けて故人の徳を表する、輓聯には弔者哀悼の語を誌す、木主を安置して、これに死者の姓名生死年月日を記すのであるが、必ず有位有爵者中名望ある人の揮毫を請ふのである、この筆者を點主管といふ、

出殯の前一日親戚朋友の來弔するものは孝子と共に殯を護して通夜する、これを伸宿といふ、出殯の時、開門の樂を奏する、樂器は笙、管笛、鑼鼓板である、孝子は麻布の衣冠を着み、白布の幡を手にし、桐の杖によりて殯前に歩するのである、孝婦は白輿に乘し嚶々として涕泣し殯に隨ふ、儀仗先に立ちて導く、又、彩衣を着けたる小童數十名ありて手に小鼓を持ち小鼓を背ふて鼓しつゝ隨行す

るこれを閻哀鼓といふ、他の奏樂は旗人と同様である、持服は二十七ヶ月頭髮を剃らず暈酒を嗜まざること六十日間、而して哀悼の意を表するのである、

### 三四 滿人の祭禮

旗人の邸内、東南隅に木杵一を設け、之を鬼神の尊位と謂ふて居る、又、正堂西墻の上に木板一方を横に懸けて置くが、これは先祖の尊位である、

春秋の二季に涓吉の性を選びて供へるが、その性は牡豚である、杵前に木卓を据へ、これに米、鹽、水、香、各一碟を供へ、又、五六尺もあらうといふ柳枝に白紙の細片（紙）をつけ、これを卓上に樹つるのである、主祭者米を撒くこと二度、犧牲の猪の耳ととりて之に酒を灌ぐ、猪鳴するを神降るといふのである、宰夫刀をとりて猪の喉を刺す、血迸出して柳枝に注ぐを見れば以て吉祥なりとなすのである、屠者は血膏を献ぐ之を阿穆孫（アムソン）と謂ふのだ、これは滿洲語であらう、又猪の血を杵頭に塗りつけ、主祭者は冕冠の禮といふを行ふ、宰夫、又、猪肉をさき之を献すれば主祭者跪て之を受け、細く切離し、稗米と共に杵斗の上に置く、又、これへ猪の頭蓋骨をも上げ置くのである、飛鴉ありて之を啣み去れば大吉の兆として喜ぶのである、以上は鬼神の祭事である、

祖先を祭るの禮は俗に之を祭板子といふてゐる、前に説明したる板に黄色の綬縵を懸け、又、紙錢



三張を粘り、前に木卓を据えおく、上には黍米糰十三盤、黄酒十三斤、香三碟を供へるのである、主祭者は冠を脱し叩首して神酒易をふこと三度、紙銭を焚き、香を點する、主祭者は猪の耳に酒を漉ぐ、猪悲鳴を揚ぐるを目して祖降ると謂ふてゐる、宰夫は直に猪を刺殺し俎上に肉を置き、猪首を上方に向け、鬻刀を捧げて之を拜するのである、これから背燈祭といふて燈火を徹し、輓にて窓を嚴掩し主祭夫婦禮を行ふ、神前には琵琶三弦、手鼓、腰鈴、拍板、大鼓等を備ふれども奉樂することはないのである、

歳暮宗廟の禮を行ふが之を辭歲といふのである、辭歲の禮には必ず祖先の畫像を懸くるのだ、又、毎月初一日、十五日には諸神佛を祭るのであるが、これは僧家の禮である、初二日、十六日諸財神を祭るは商賈の禮である、又、漢禮と同く春季清明の節を以て、祭器楮錠を具へ眷族を携へ祖先の墓地に到り楮を焚きて祭をなすが、これを上墳といふてゐる、最も重するところである、その他は漢禮と大差なし、

### 三五 漢人の祭禮

毎年十二月廿八日祖先の木主畫像を飾り香燭を供して祭禮を行ふ、親族が新年を賀するにも必ず祖先の像を拜するのである、正月十八日に及で、この畫像を撤去る、これを落影といふのだ、又、祖先

生歿の日にも像を懸けて祭をする、二月初一日に日輪を祭る、之を太陽爺といふ、必ず太陽糕といふ菓子を供へなければならぬ、二月十九日觀世音菩薩を祭り、四月初八日には釋伽牟尼佛を祭る、以上二祭には五色の豆を知人の間に贈酬する、これを綠豆兒といふのである、四月十五日碧霞元君を祭る、四月廿八日孫真人を祭る之を藥王爺ともいふ、五月十五日に於て關帝を祭る、關老爺と稱するはこの日のことである、この日雨降れば、老爺刀を磨るのでその水が天より降り下るものだといふてゐる、六月廿三日馬神を祭る、全廿四日再び關帝を祭る、これは關帝在世時の壽辰を祝すものとしてゐる、七月十五日を中元節と云ふて群衆が敝紙にて造りたる大船高さ三四丈もあるが上に鬼怪の類を安置し、又祖先の楮錠をも置くのである、僧を招て讀經したる後焚き棄つる、之を燒法船といふ、八月十五日を月亮爺といふて月を祭る、月餅といふものを作り供へるのである、九月十七日増福財神を祭る、此日は爆竹の聲夥しい、十月初一日又祖先を祀る、同時に墓參をする、十一月冬至節は神に賽し、又祖先を祀る、即ち冬至大於年といふのだ、十二月初八日釋伽牟尼佛を祭る、此日百種の米、各色の豆に麥、粟を加へ、糜粥を作り佛に供す、これを臘八粥といふのだ、十二月廿三日灶神を祭る必ず糯米糰を供する、蓋し灶神は世俗の説に、人の行爲の善惡を監査し、天庭に上奏するものとしてゐる、而てこの神は最多き神であるから糯米糰を食はせて其腹を粘着せしめ以

て口を開くことを得ざらしめんとするのである。

上記する所の祭日の供物は一樣でない、猪首、鴨、魚を三牲といひ、酒果糕餅を一壘といふ、諸神を祭るには黄色紙を用ひ、祖先を祭るには白色紙を用ゆるのである。

### 三六 北京婦人の瞥見

北京の婦人は、天津よりも、旅行者の眼に映ることが多い、天津に於ては東門から北門の針市街ニエヌンチエまで通過しても、更に一人の婦人を瞥見し得ぬことがある、元來北京は、滿洲旗人が多いので、脚足も凡て漢人の如く緊縮せられず、且つその風俗も漢人の如く甚しき家庭の束縛を受けざる所より、市中を行く老若の婦人は極めて多い、時としては、驢背に跨て行く少婦を瞥見することもある、かれらの社會的地位を見るに、表面上には些の權力を有せざるかばかりに、家族の間に於ては、著しい權力を持つて居ると云ふて宜しい、かれらが母方より持参し來た所有の財産は、多くの場合に於て夫の勝手に使用せしむることが無い、夫は日夕孜孜として外にあり勞働して居るが、婦人は皆て此等の勞働に服することは無いのである、北清の各港を視察するに、何處でも女工を使用して居るのは見當らないのである、更らに使丁を視るに何處でも女性を用ひて居るの處は無い、使丁は凡て男子の勞役である、時として富豪の婦人は、女性の使丁を併用することもあるが、男子は、決して

て之を使用することが出来ないのである、されば支那人は、日本に於て女性を使丁に用ひるのを奇怪として居るらしい、北京に有名なる老儒がある、此老儒の令郎は、現に日本に遊學して居る、吾輩一日老儒を訪ふた時に、先生卒然として曰く、聞けば、貴邦は婦人を使丁に役する風俗であるさうだが、實は愚息を貴邦につかはして置くに就ては、此事頗る關心に堪えぬのである、貴説如何に、と問はれたのであつた、支那人としては尤もな話かと思はるのである、北京婦人は此の如く社會上の位地が狹隘なるかばかりに、社會經濟上に苦戰することは少くないと云ふて宜しい、婦人の娛樂といふものは、勿論上下の差はあるが、演劇の如き、拜佛の如きものは、一般に社會的娛樂と視て差支へないのである、

滿洲婦人の處女の多くは、垂髪である、人の室家となりて後は、種々の頭髮に結はるのであるが、此の梳髪に關して或る人の説には、婦人の膝に就くには、被髪して眠り、早朝離床の後、手自ら結髪して舅姑男子に見ゆるの美風がある、故に北京には、人の結髪を業として居る婦人はないとのことである、裝飾は精巧に造られたる花銅を用ひるが、好んで生花を挿ひものも少くない、又老弱の別なく一般に白粉を塗り付くるので、宛然泥塑美人の模形である、吾輩は或時老婦が深紅色の牡丹を簪として挿ひの風たこともあつた、

三七 北京の反面 其一

北京は清國皇帝が禹域を統御して在す首善の都である、順天の名は、鐘鼓の地たるを表名するもので、人をして如何に此都會の壯大精美なるかを想像せしむることが出来る、公平に之を論評すれば、皇居の壯大は、東洋に首位を占むるならん、城壁の壯大も亦た東洋に頭班たることならん、北京の外観を以て、我東京に比せば、東京は些の顔色なきに終ることなるべし、然ともそは眞の外観に過ぎないので、北京の反面は悲哀、偽善、罪惡、淫慾の府と謂ふて宜しいのである、吾輩が山老胡同に居た時は、東城の一胡同に旗人の家族があつた、生計の困難に迫られて、殘忍なる母は、其最愛なる娘に淫を賣ることを迫つた、然るに此の娘は、多少の教育あり、廉耻を知りて居たので、母の意に従ふことを敢せなんだ、母の強迫は、愈、烈しい、生計の困難は倍、苦しい、然も彼娘は、生活の艱難と、破節とを同一視することが出来なんだ、彼女は、一日飄然として伯母の家に行た、幸、伯母は留守であつたので、彼女は伯母の假粧部屋に道入て一挺の剃刀を取り出した、憐む可し、娘は母の強迫に耐え得ぬ所より、熟ら思ふには、唯一塊の肉あるがため、かゝる苦痛を感ずるなり、若かじ之を刮て母に送り、母の意を斷たしめんにはと、淋漓たる鮮血は忽ち白き腕に迸り、瞬間にして一片の肉は彼女の腕より刮り取られたのであつた、娘は潸然として之を包み、母の許に送た、之を見たる母

は、愕然として始めて強迫の念を斷つに至たとの話を聞た、此等は大に旗人子女の婦徳を重するものとして傳ふ可きであるが、一般旗人の子女は、滔々として私窩淫賣の娼婦に化するのである、吾輩が東城に在た時、六條胡同に屢々友人を訪問した、その時胡同の中央に長烟管を手にして客待をして居る老婦人を認むる、かれらは、吾輩外國人を呼び留めて、且那々々御安くしますが如何ですと、頻りに請求するのである、始の程は何だか分らなかつたが、友人の説明に因て始てかれが淫賣の案内者たることがわつたのであつた、六條胡同附近は八旗の兵丁が主に住て居る處で、謂はゞ士族屋敷である、然るに此士族屋敷は、今日に於て殆んど公然たる私窩子の巢窟である、八旗の子女の墮落は、生計の困難に始まり、更に漢人の胭脂を摸するに成り、その多くは、淫を賣て生計を送り、今は更に之を耻ともせないまでに至つた、白日馬車を驅て、劇場に出入する妙齡の子女は、多く此等の類である、役者買ひも屢々耳にする所である、

北京には、步軍統領と順天府とが相互に軍務と警察事務とを執て居る、然も其警察たるや、全く名のみである、鐘鼓のもとにして賊の多きは、最も著しい事實で、有名なる五人の大賊は、五虎將軍として喧傳されてあつた位である、然れば私窩子や、堵場は、法令の禁する所ではあるが、少しもその法令は行はれない、行はるゝものは唯賄賂の厚薄に基くと云て宜しいのである、三十三年の事

變後は、最も荒涼を極めたもので、夜の北京は、全都死せりと謂ても宜しい位であつた、吾輩は、前章に於て、北京の道路の不完全なるを紹介したが、その家屋も此道路と一様に評することが出来る、東城は内城中殷盛の地方と謂はれるのであるが、而も中央には苜蓿の蕭々たる、白露の團々たる、敗園、頽屋の曇然たるは、比々皆然りである、加之、北京の屋敷には修繕の加へられた痕跡が更に視當らぬのである、北京人は、北京の城池をば廢頽に一任して顧みざるが如く、かれらの家屋をも、衣服をも、道路をも修繕せないのである、袁世の否運と見らるゝのも已むを得ない次第である、

想ふに、往時の北京は、吾が徳川氏の初政の如く、頗る嚴肅主義を實行したのであつた、開國の旗人は、殺伐の氣風を帯び、酷しい淫殺を試みた、嗜亭雜錄の著者禮親王は、國初の風俗を記して頗る悉したるものだ、其中に宗室の專恣を記してある一條がある、此記事に依れば、かれらは、戰勝の蠻勇を振て、恣に北京の士女を淫殺したのである、或宗室は、一種の機械を以て、市上を行く婦人を拐帶し、之を自邸に禁錮する、もし意に従はなんだ時は、牛馬を以て婦人の局部を裂かしめたとのことか書てある、萬事此の如き調子であつたのであるから、康熙、雍正、乾隆の皇帝は嚴肅に北京の城内を取締られた、今日でも、其當時の法令として傳はりて居るものがある、乃ち内城に娼婦

を宿したる主人は、笞六十を罰するといふ法令である、又、北京には娼廓を建つるを許されない、これらは今日でも依然法令の上に規定されてあるのだ、然り空文であり、偽善である、名實相反するものである、淫殺の本尊アームを信奉して居る皇室の法規は、徒らに偽善を人に救ゆるものと見ざるを得まい、

支那に於て徳義の發達して居るは、商民の社會に限られてゐる、然もこれすら單に商事的利益を保持せんがためである、而して腐敗の最甚しきは官吏である、北京は官吏の府であるから、即ち腐敗の府と謂ても宜しいのである、進歩、發達、改革等は、彼等府民に望む可らざる條件である、彼等は偽善のためには、公共の事に奔走する場合もあるが、公德と稱せらる可き根本的理念は少しも無いのである、かれらの道徳は消極的である、利己主義の狹隘なるものである、かれらは熱涙、熱情に甚だ缺乏して居る、かれらは社會經濟の上に終始して居るので、國家的理念には極めて乏しいのである、三十四年の春に、連合軍は白日北京の街上に於て大臣の首を斬つたことがある、此時に菜市口の人民は、些の同情を大臣に送らなんだ、かれらは群衆を利して、茶を賣り、餅を賣で、營々として他を知らざるので、吾輩は一驚を吃せざるを得なんだ、彼等は到底社會的人民として觀ることは出来ないのである、況んや國家的人民をや、

北京を以て吾輩は破倫の都府と認定するものである、公認されたる娼廓が無いかはりに、私窩子がある、此點より觀れば、賣淫を以て耻づべき所爲と思意する丈け美德を存する様に見ゆるが、然も一方には公々然として男色を鬻で憚らぬではないか、吾輩が北京を目して破倫の都といふも決して失常の言ではなからう、

北京人は、さすがに、内城にこの男色の賣買所を公設するを憚りて、かれは、外城の韓家兒胡同や、驛馬市に約一千餘家の堂子を設くるのである、堂子は天津に於ける班子の種類である、たゞ女性を男性に更へた丈けである、堂子の主人公は、いふまでもなく美少年である、かれらは相公と呼はるゝ、相公といふ意義は、清音像姑に近いので像姑は、像姑娘の意義である、即ち男子の婦人に似たりといふ意義である、體面を飾るに勤むる支那人は、さらに相公といふ美名の下に、この等の醜奴を隠したのである、支那人は、此の相公を買ふて無上の快樂として居る、即ち北京紳董の體面として居る、彼等はこの破倫を耻ともせずして却つて後庭花を賞する云々の隠蔽的雅名を用ひて破倫の所爲を敢てする、上は王公より、下は走卒に到る迄、滔々として相公を賞するので、都人士が流行は、多く相公の鬻笑に因つて來るのである、相公は麗奎とか妙香とか翠儀とかいふ花名をも

ちて居る、年齢は七八歳から十六七歳前後に到るので勿論上下の差はあつても、多くは風流文字と會し、歌舞は婦人に少しも殊ならずと云ふて宜しいのである、彼等相公は、今日の北京交際社界に於て、唯一の流行兒であるから彼等の贅澤は尋常花妓の及ぶ所ではない、人もし北京政界の内幕、又は商人の内幕を知らんとせば、勢相公を某々堂に賞するの必要ありとの事である、何故とならば、かれら相公ほど忌憚なく王公紳董に接觸するものはないので、即ち多くの秘密は、此間に説明されるのである、相公は又た花妓と同じく身體の賣買を自由にされてある、かれらは、多く貴家の子弟である、殘忍なるかれらの父母は、貧困に驅られて、かれらを某々堂に賣與するので、低廉なるものは四五十元にて授受せらるることである、然ば北京人は、生男を重んじて生女を重んぜないといふ消息も、強ち妥當でないとは云はれぬのである、

北京人は、市街衛生を知らぬのみならず、道路に放尿することは甚しき不都合に非ずと思考して居る、又た寺廟の前に在る空地杯は、一種の公共便所になるのである、彼等は口頭には放尿を出恭といふて、口には不敬を唱へて居るけれども、然も事實は甲乙丙丁趙錢孫李、相對して放尿するので、隠蔽すべきことの道徳を會せないのである、かれらの政府は、口にこそ仁義を唱へて居るけれども、巧黠なる商人が窩錢を發行し、之を彩票と稱して售出すのを何とも思ふて居ない、吾輩が更ら

に駭くのは、商人の廣告である、かれらは、大胆にも墮胎の藥名を各處の小路に廣告して居る、かれらは、奇利を博するに足るの方法は、如何なる手段でも取るのである、一日吾輩が單牌樓を出て、交民巷に行く途中のことであつた、日本で「のぞき」とか云はるゝ觀世物が大道に興行して居た、北京の「のぞき」は怎樣なものと、好奇心に驅られて、私に錢を拂ふて一見した、その始めの程は、清國の宮殿、人物、山川等の至極無器用なる繪畫であつたが、扱、三四枚を見た後には、悉く男女の秘戯を挿入せられてゐるので、吾輩は殆んど自失したことであつた、「のぞき」師は、之をも得意氣に説明する、群衆はイカニモ感心したる様子に耳を傾けるといふ有様である、此種の興行は最も利益多き稼業であるとのことだ、これが警察分局を距る最も近い處に行はるに、巡査は、之を見て何とも思て居ないのには、益、呆れざるを得ない、淫猥なる出版物も、亦、行はるゝのである、旅行者の多くが目映する琉璃廠の書肆は、「一見哈哈大笑」と稱する秘戯的解釋の小冊子を買ふのを見たであらう、又、十八模などいふて極めて淫猥なる詩歌の印刷されてゐるのをも見たであらう、如意君傳、痴婆子傳、曼珠禪を見たであらう、要するに興國の音、革進の聲容は更に認められずして、かゝる淫猥風韻の風韻のみが行はるゝはこの都の反面である、

### 三八 右北平

右北平は、今の北京地方の古名稱である、この地方の研究に資する漢文書には、(一)光緒順天府志、これは北京の制度、六部衙門、地理、風俗、人情、方言、歴史、選舉、生産等を詳記した者である、一部の順天府志があれば、北京の事情は明白になる、(二)日下舊聞考、欽定日下舊聞考、これは朱竹垞の製作で、欽定は乾隆帝の欽定された者である、風土紀の體裁である、(三)大清會典、これは清國の憲法であるが、やはり順天及び六部衙門を見るに、是非參考の必要がある、(四)畿輔通志、これは北京地方の地誌で、文學を加味して居る、大清一統志と前後して見るべし、(五)明季北略、これは明末清初の歴史である、北方の戦史、清朝進關時代の事情を研究するに必要で、東華錄、聖武紀と前後して見る必要がある、(六)長芦鹽法志、これは北清の一大生産たる鹽の一案に就て研究の資料を網羅したものである、其他、零碎の者は澤山あるが以上の書物を視れば各方面の事情は大概明白になる、

### 三九 教忠坊

北京の教忠坊、又、育賢坊とも云ふ、文天祥を祭れる廟がある、廟の對聯に、正氣常存俎豆至今尊帝里、孤忠立極、神靈亘近接贊宮、正氣貫人、河岳日星垂萬世、明禪崇廟、丹心碧血照千秋、廟は、古木依然蒼翠滿らんばかりの内に建つ、一日予等兩人文山廟に詣す、馬を廟前に繫ぎ、守者に案内せられ廻廊を迂曲して神宵に謁した、風姿清秀、堂々として帝者の師たり、管て橋口少佐が大牢を設

けて文山を祭つた時に、北京の故老は之を見て潸然として感泣に咽んで居た。

七十八

#### 四〇 鶏鳴巷

北京の城内に交民巷チヤミンヤンと云へば、外國公使館の所在地として世人に知られて居る所である、交民巷は北京音チヤチミシヤンである、即ち鶏鳴巷のナードミンシヤンと音相近し、因て義和團は、交民巷を以て鶏鳴巷となし、洋人を洋鬼ヤンクワイと呼び、鶏鳴曉を告ぐる比は皆亡散するものとして居つた。

#### 四一 狗と犬

北京では、犬を狗兒(カナル)と呼び、聲音頗る流暢である、山東では、犬(チユエン)と呼び、調音頗る悍烈である、京音は凡て溫藉流麗であるか、元氣は随て銷沈して居る、山東とか、廣東地方の音は、霸氣満々として聲調激烈である、

#### 四二 漢軍旗人

滿洲八族の外、漢軍旗人がある、漢軍旗人は今の清朝か未だ北京を占有しなかつた以前、明朝より降伏して愛新覺羅の旗軍に加はつた漢人である、ソコデ康熙、雍正の天子は、一旦進關せし後に於て、この漢軍旗人の食俸を減給し、待遇を薄くした、丁度徳川政府の譜代大名を厚遇して、外様大名を薄待し西南諸侯をして一般に失意の地位に立たしめたと同筆法である、然るに星移り物變

り、世は太平に慣れ三河武士の本色を失つて來たと同様に、恰も滿洲八族も脂粉臭くなつたのである、積年鬱勃たる不平を明治維新に迸發し、政權を手中に收めたるは西南諸侯の閑族であるが如く、今の覺羅政府の要衝に當り、權勢を振ふもの、或は當初内國に志を得ざりし所より外に向て才を伸ばさんとて外交家となりしもの、多くは漢軍の中より出たのである、

#### 四三 田賦

清國は君主專制の國柄である、然れども、君權の擴張は、十分に認め得られぬ、吾輩の所見を以てせば、君主は、消極的政策の下に、一時を擱置して居る計りで、君主は、國家政策、又は、社會政策を取る杯の勇氣もなく、又、これは容易に行はるべきものでない、清國の政體を説く人は、上に善政の名あり、下に凍餒の聲あるは中飽の弊なりと云て居るが、仔細に吟味すれば、これは君權の薄弱に基因するのである、清國の列聖が、毎々減租の詔勅を下されたのは、歴史に記載されてある、吾輩は、此減租の勅に對して、中央政府が如何にして能く政務機關を運らしつゝあるかを疑ふのである、清國の直税と云へば、單に田賦即ち地丁、錢糧丈けであるのに、減租の詔か屢々下るので、國帑は年々に減少して行く傾向である、ソコデ、當局は、狡猾にも、年々關稅を増加し、もしくは、間接稅を加倍して、民生を苦しむる譯になる、想ふに、清國人は、經濟、ソレモ、個人經濟の上に終始して居る

もので古来より苛政は虎の如し杯といふて居る、歴史に徴すれば、多額の徴税を敢てしたる朝廷は一として失敗せざるは無い、清國の田賦の研究は、直に國家興亡の歴史の研究といふても差支ない位密接なる關係を有することである、

大清會典は田賦の規定を表明したるものなるが、此が果して那邊まで行はれ居るか、一般社會に於て、土地所有主と小作人との關係は如何、遼東及び吉林、黒龍江省に送られたる政府の勞働者は、如何様の契約の下に成立しつゝあるか、此等事項の研究は最も興味あるものと思ふ、

#### 四四 山東人

山東人は、滿州の平野に、平和と幸福とを希望して、陸續移民したので、盛東省の平原は、今や、山東店の拓殖に依りて成効したといつて宜しいのである、山東人が、しかく移住を餘義なくされしは如何なる理由であるか、抑も山東は支那全土に於て最古の國土と云つて宜しい、故に苟くも山東の土地にして相當に土人の生活に耐えべきものならんには、かれ山東人は好むて遼東に移住する事はせぬのである、昔者、顧祖禹氏は讀史方輿地要に論じて曰く、畿輔の患をなすものはそれ山東に在らん、と豫言したが、去夏の匪徒は、偶然にも山東の肥城各縣に猖亂して、ソレカラ涑、涑の方面に流れ込むたので此邊から視れば、山東人の生活状態の觀察も田賦の研究も、頗る價值ある題目であら

う、吾輩が後章に論じたるが如くに、社會主義廢れしより、幾百歳、今年實らされば明春餓えん、餓れば必ず盜す、盜すれば必ず亂る、義和團騒亂の原由は、一に經濟的問題に存するものにして、地丁錢糧の研究は、益々清國社會の研究に重大なる事項と云はざるを得ぬのである、山東人と黄河の關係、農業の收穫等も、亦た同時に研究すべき題目であらう、

#### 四五 莊園旗莊、牧場、民田、屯田、學田、免科田、土司

田賦は即ち地租の意味で、地丁錢糧と稱してある、其田地を分類して各種の異稱を附する、第一は莊園、コレハ國初の宗室、王、貝勒、貝子、公、將軍に賜はれたるもので、其土地は、重に畿輔地方に在る、大清會典には、通計三千三百三十八頃有奇とある、第二は莊園、コレハ國初に畿輔の地を公、侯、伯、子、男や、輕車都尉等に下賜せられたるもので通計十四萬一千二十八頃餘、第三は旗莊、コレハ國初に畿輔の土地を八旗は頒賜せられたるもので、其後盛京省や、口外(長城外の地)に新開地を賜はれた、通計何程であるか未詳である、第四は、牧場、コレハ近京の沙地で耕作に不適當なる向きを牧場として八旗官兵に給したるものと、并に盛京省、柳條邊藩の附近の、廣漠にして開墾し能はざる地方、即ち康熙帝の所謂水草肥美なる處にして、上厩馬、駱駝、牛、羊の牧場であるが、これは宗室、王公、八旗、官兵に給與せられてある、第五は、民田、コレハ百姓の所有するもの、第六は屯田、コレハ運



軍に給するもの、通計二十五萬九千四百十六頃餘としてある、第七は學田、コレハ學田より徵收せられたる地丁錢糧を取て修學費に供し、又は貧士に給するもの、約四千二百餘頃、第八は免科田にて、別に地租と稱すべきものはない、即ち郊壇、社稷、山川、厲壇、學校、闕里、孔林、四氏學、周公廟、各聖賢祠、墓、寺觀の地で、通計三千六百二十頃、第九は土司として四川、廣西、雲南、貴州所屬の宣慰、宣撫、安撫、長官等の司、及び社寮夷徭の住地等である、

#### 四六 乾隆の奏銷民田

乾隆は、清國に於て先づ文物典章の極備時代と云つて宜しい、今、該時代に於ける奏銷冊に據れば、全國の民田を通計して凡七百〇八萬一千四百四十二頃八十八畝としてある、清國の一畝は我が二百五十坪であるから、通計五十一億〇三百五十七萬二千坪と概算せらる、其の賦銀は二千九百六十一萬千二百〇一兩、其の賦糧は八百四十萬六千四百二十二石餘、其の草料は、五百十萬餘五千五百七十八束としてある、徵收の方法は、各府、州、縣に異同あるので、或は銀糧の並納もあり、或は糧を減して銀を納るゝもあり、納糧には毎畝幾升幾合を率とし、納銀には、毎畝幾分幾厘を率とする大清會典に、

直省民田則三壤以行兩稅、而常賦以定脩和、歲久田野日闢、逋取循銀、計畝而均輸之、永免口率

之徵、以寬百姓之輸、將底慎國家之財賦

の文字がある、尙は李鴻章奏議には、直隸省の歲出入表が載せてある、之れに光緒會計表を錯綜すれば昨今の概要を知るの便宜がある、

#### 四七 各省徵稅の概要

南省即ち長江附近は、之を北省に比較するに、錢糧概して重し、最も豊沃なりとしてある地は、山東の一部、河南、江蘇、浙江、四川、である、雲南、貴州、廣西、陝西の四省は、地瘠に、民貧に、農家の收入甚だ少く、隨て其徵收する錢糧は、纔に該省の經費に充つるも尙は不足を告ぐる事多いといふ有様で、京庫に納む可き税額は、マツ無いといふて宜しい位である、

#### 四八 收稅の役員及時期

各省錢糧の出納は、總て布政司が主計となりて居る、各州縣では、内部には主として錢糧を管理する幕友あり、外面には、糧料書吏及び糧差、鄉約、地練等それらの催促役はあるが、百幣叢生、枚舉に耐えぬのである、毎年錢糧を徵收するに、上忙、下忙の兩次あるので、上忙は四五月、下忙は、八月九月に在る、所謂開徵の時節になると、州縣知事先づ告示を出し、百姓に曉諭せしめ、然る後、收稅狀を發するのである、

## 四九 申票收税の方法

申票シムビョウといふは、州、縣知事が、百姓に發する徵稅狀である、此の申票には、某人某年錢糧若干と記して、尙ほ之を證明する爲めに、順次、番號を付し、紙幅の綴目には、官印を捺するので、之を騎縫印キボウインといふて居る、糧差即ち直接收稅者は、此の申票を携へて、各地に意氣揚々として巡廻する、其勢威がすばらしいので、一般民人は、急速に調達することになる、もし滞納の方がある時は、糧差は、之を上官に稟請して、立ろに鎖拿究問を加へ、嚴しく之を追償することゝしてある、サマ糧差等が人民より徵收の後、之を上官に納銀するかといふに、中々自己の手中より放たないやうの奸策を講ずるのである、或る意味から云へば、州、縣知事は、直接に人民の血税を徵收せない、之を糧差といふ前記の仲間のものに請負はしむるので、元朝に行はれてあつた撲買と、同様の性質である、

## 五〇 糧差の田賦請負

州縣官は、田賦開徵の後、斯日を限定する、之を卯期ウキといふてゐる、或は五日を一卯となし、或は十日を一卯とする、期日になると、州、縣、官吏は、請負人たる糧差に向て賦銀の交納を促かす譯けになる、然るに、此糧差といふ奴は、種々の手段を施して、官府の情形を探知し、もし第一期に上官の怒りに觸れざる時は分厘も交納せない、第二期になりて上官の督促に逢ひ、尙ほ督促の嚴しくない場

合は、一割又は二割を交納する、漸く第三、第四期になりて、始て完納する、最も狡猾なる糧差は、上官が嚴しく打責する時分に、私かに他人を雇入れて、自己の代人として、笞刑の代受をなさしむる者がある、此の如く糧差は、百姓から勝手に田賦を徵收して、又た勝手に之を使用し得るのである、其弊は果して如何計りなるべきか、吾輩の實に想像し得ざる所である、同時に清國の官吏が民人に對して直接に徵稅する權能のないことも知る事が出来る、

## 五一 租税の請負と宋元の撲買

清國は革命の邦たりと、歴史家は云て居るが、其革命といふのは、單に外面に現はるゝ政治の主權が走馬燈的に更代するばかりである、所謂變法もしくは革命とは、此種の意味にて、革命の原因、動機が社會の發達又は個人の學說、宗教等に基いた事例は先づ無いと云ふて宜しい、されば、時代は宋、元、明、清の更迭を視たれど、其社會的事例は、依然として舊體を改めぬ、租税の請負の如きは、著しい實例と云て宜しいのである、即ち今日清國に行はれてゐる、地丁錢糧の徵收は、地方官が直接に徵收せないで、之を一個の請負人に請負はしむる、恰も宋の開寶年間に行はれた撲買の例と同一である、元の世祖の時、北京に劉某といふ富豪がありて、毎々天下の賦銀を請負た、其金額一百萬兩内外ありたが、耶律楚材の獻策に依りて中止せられた、耶律楚材の傳を關するに楚材は

撲買制度に極力反對し、晩年に至り、再び河南河東地方の撲買せられた時にも、天下の民之れより亂れなんと痛歎したることである。

### 五二 加一費の徴收法

納税には、知州、知縣が徴收する税額以外に、一費を加へらるゝので、納税の例規に、度量衡器は、庫平（くへい）を用ゐ、銀色は庫色に限る、此以外に解費即ち運送費と、火耗即ち溶解費用として銀一兩につき一錢を附加するので、清國の一錢は吾十三錢五厘から十四錢に相當する、之を加一費として徴收するのである、但し運送費用といふのは、各州縣か錢糧を省に送り、更に北京及び通州に輸する轉運の費用にて、溶解費用といふのは、百姓小戸が上納する零碎の銀を元寶銀に鑄造するに必ず多少の偽耗がある、此二者を口實として一増の増税を規定以外に行ふのである、想ふに此費用は、清國が現時の如き交通上の不便と、貨幣の不定制なるに因りて實施せらるゝのであるが、其過半は知縣、知府、布政使や、戸部の大員に私收せらるゝことで、結局國庫に納まるものでない、即ち天下税額の一割は直接徴税費用として銷費せらるゝのである。

### 五三 税率

清國に在て地租の賦課を勅定せらるゝには、皆な歴代の老冊に案して承辨せられた、故に當時に在

ては、固より土地の廣狹、大小、遠近、肥瘠、收穫の多寡、價值の高低は、當局者に於て精査された、然も一度勅定せられた銷冊は、容易に改訂せられず、減租の詔は、屢々下りても一片の空文と同様なる始末である、今現在に就て税率を探知するに、每一頃に賦四兩二錢、賦糧一石二斗の割合である、一頃は、我二千五百坪に相當するので、宛然古代の井田法を想見せしむることである、此の如き撫養を行ふにも拘らず、實際に、民生の情況を探訪したる人の説には、民生の疾苦は見るに忍びざる有様であるとのことである。

### 五四 屯田制度

屯田といふは、兵を農に寓する法である、其土地は、官有に屬してあるが、實際は、屯田に在る軍民の典賣に一任してある、大清會典は

凡天下屯田、咸給運軍、軍運漕糧隸衛所、田賦歸州縣徵收、隸布政使司、其賦或輸本色米、或輸折色銀、或本折各半、或本七折三、所輸不同、皆與民田同科、

屯田荒蕪。召軍民、墾復、無力者官給牛具、荒地内有軍指爲民詭爲軍者以時清釐

民冊承差衛所毋許率累軍冊、有役州縣不得重科、民佃軍田輸租則免軍政、軍佃民田、完賦則免民徭、軍田許照民田售典、與軍者物、與民者禁、違則以田歸衛以直充公、

黒龍江省に於ける省城、呼蘭、墨耳根等の屯田は會典以外の制規である。

### 五五 雜稅

清國に在て、官有地と親做さるゝは、山陵、皇園、寺廟、苑圃、牧場等である、此等は國庫に裨益を與へぬのである、此外に鑛山には鑛課、洲田には芦課、山郷には茶課、澤國には魚課、田宅に契稅等がある、何れも雜稅中に加へらるゝものである。

## 燕京抄 下

### 一 北京の宗教

北京の宗教は、庵、觀、寺、廟の四者に區分さるゝ、庵は尼姑、觀は道士、寺は和尚、廟は喇嘛の居る處で、仲にも雍和宮の如き廟は、皇室の勸願寺であるから、一切の衣食は政府から支給されて居る、其他のラーマ僧は、大概、相見、卜筮、念經を以て生計を行つて居る、和尚は寺院の前を商人に貸付して攤料と稱する一種の店賃を取り、又は、念經を以て信徒から布施を得るのである、彼等はラーマ僧に比しては、一種高尚なる規程が在て、相見、卜筮の二事は斷してせない、彼等は說法を以て俗人を得度し、得度されたものは、勸進帳に署名する、和尚は薪、米、香花の缺乏を告ぐる毎に此勸進帳に因て一歳に一回、もしくは春秋二季に於て在家に勸進する、在家は自己の官職、身分に應じて五兩、六兩、乃至一兩、半兩の布施をする、即ち和尚は以法度人の規矩の下に寺院の維持を立つるといふことになつて居る、道士は念經、卜筮の二事に依り、尼姑は單に念經に依て生活して居る、此等は別に檀家と稱せらるべき特別の關係者を有せぬ、和尚も亦同様に檀家を有て居ないのである、概論するに、支那人の宗教に對する觀念は甚だ漠然たるもので、儀式等も一定して居ないのである、葬式の際

には貧富の差別に依りて、或は單に道士を請して念經を營み、或は和尚、喇嘛、道士、尼姑とあらゆる出家を請して盛儀を營むこともある、

## 二 北京地方の喇嘛信徒

北京地方に於けるラーマ信徒は、大概滿洲人、蒙古人に屬するので、合計一萬人内外である、之を回族に比するに勢力は微々たるものである、回族は北方陸上貿易に主要なる運輸事業を専占して居るにひきかへ、ラーマ信徒は單に豚肉の賣買に従事する位の者で、一般漢人からは寧ろ擯斥せられて居る傾がある、

## 三 雍和宮の喇嘛

北京の内城は、南、北、東、西、中の五城に區劃さるゝ、東城にはラーマの一大寺院たる雍和宮がある、即ち雍正帝が未だ寶位に上はられざりし時、ラーマに歸依せられたので、即位の後に世邸をこゝに下賜せられたのである、順治皇帝も嘗、太和殿の殿西に黃寺を建立せられ、達賴、班禪を駐京せしめた事もあつた、要するに、西藏のラーマに清朝の威權を伸張せられたのは、雍正の初に仿りて、乾隆の中葉に定まつたものである、雍和宮の位地は順天府の東北に位し、黄色の瓦を以て葺かれたる大寺院である、宮は、東閣、西閣の二者に分たれてゐる、北清事變後、我軍が警務を順天府に行ひ

つゝありし時、吾輩はラーマを見舞ふて研究の便宜を得る事が出来た、

## 四 黃寺

喇嘛廟は、一に黃寺即ちホワンヌと稱呼してゐる、黃教といへば、ラーマ教一派の宗名で、紅ラーマと對稱せらるべきである、紅ラーマの勢力は、今は北方に於て、見られ得ぬのである、この寺院の瓦色は、凡て黄色である、又ラーマの服色冠冕も凡て黄色を用ふる所から、黃寺と稱呼されたものであらう、想ふに、清國に於て、黄色の瓦を用ふるは、皇宮又は皇族の寺院に限らるゝので、ラーマの黄色を用ひてゐるのは、勅許の寺院たることの廣告である、雍正、乾隆の二帝は、如此き特殊の待遇の下に、蒙古三十六部落、又は土伯特の四部を懐柔せられたのである、一説には、黃刺麻の始祖宗喀巴が、受戒の時に當り、僧帽を染むるに諸色皆成らず、たゞ黄色立るに成れり、依て黃教と名づけたともしてゐる(後章に詳説すべし)、

## 五 鬼神殿

吾輩が雍和宮で視た最後の者は、惡鬼羅刹を祭れる殿堂である、觀音開きの扉を排して第一に眼についたのは、正面に立つ惡魔である、此惡魔は丈け三尺位、狗面人體にして角ある怪物であるが、菩薩の如き女神と相抱合して交接してゐる、この兩像の肩から腰にかけて珠數の如く串連されたる

男女の生首か掛けてある、又、悪鬼の手足は、數へられぬほど澤山出てゐるが、手に手に凶器を閃かし、足下には男女の裸體像を踏み据へてゐる、その右隣のは、人身を、獸體が犯してゐる、上に立ちゐる悪鬼で、手には、長矛を提げ、生首珠數をば腰の邊に纏ふてゐる、左の端にたつ像は、奔馬の上に腰掛けてゐる鬼神で、人體を魚か小鳥の様に、胸の上から下腹に開拆したるを馬被の如く馬の背に打掛け、首を馬の左腹に垂れさせ、左手と左足は馬の平頭のあたりに結つけ、その狀胸腹の如くす、右手の右足とはまた鞍の如く尾根の下にて結ひたるもので、全身鮮血淋漓として腥氣を覺ゆ、倒に垂れたる青き頬邊には、縷の如き血潮が、幾條となく傳はつてゐる、神體は、金泥に丹青を施したるものであるが、多分鑄造物ならん、今記する所は三體なれとも、都て五體あり、他の二體も此の類である、序に眼に觸れた一二を記すれば、堂扉の左右には、高四尺身長二間に餘る犬の如き長大なる動物が頭を伸べ相對して立てゐる、全體暗黒色で、肉色のドンヨリしたる眼光は一種の凄味を帯びて輝いてゐる、中央に犧牲壇がありて、其の前には瘠せ衰へた僧が立てゐる、彼は、シユルヒス 禪で咒文様のものを唱へてゐた、誰を咒はんとするのであらう？

## 六 十八羅漢

釋迦牟尼世尊を安置し奉る御堂に入れば、左右兩側に等身大の阿羅漢あり、總て十八體である、一

人のターマ僧は、日本は十六羅漢を祭り、中國は十八羅漢を祭る云々と物議頗りに説明して居た、

## 七 歡喜佛

歡喜佛といふのは、雍和宮中に奉せられてゐる佛像の一である、ナゼ、支那人が、歡喜佛といふて居るかといふのに、淫猥にして醜陋なるを佛像を歡喜して禮拜する所から、かく命名したので、吾輩が宮中に於て此の堂に導かれた時に、ターマ僧はガンマン(?)菩薩といふて居た、吾輩は、此の像に對しては、正視するを憚るのであつた、或は裸體の婦人が鰐魚様の動物と共に交接し、其の上に裸體の悪鬼が屹立して婦人を抱擁する、或は牛に似たる動物が同様の態度をなし陽根を露出して居る菩薩が之に騎つて居る、或は婦人様の裸體を背部より割き開いて、馬の頭尾にくくり付くるなど、吾輩の到底形容し得ざる醜惡の佛像が七八體も据えてあるのを見た、こゝには拜佛の燒香絶えず、ターマは、頻りに、念佛を唱へて居る、後日吾輩北京人に問ふ、怎麼那麽様の佛をターマは祭るのかといふたところ、彼れは、これに答へないで、唯だ那麽様の佛像は、ターマには、少しもめづらしくないと云ふて居た、一説には石婦の禮拜する生子の佛ともいふてゐる、

## 八 誨淫の術

ホツンシーフは、決して、懲惡と視ることも出来ぬ、もし懲惡とすれば、佛像其れ自身に於て、醜體を

演ずる事はない筈である、清國政府直隸の黃寺に於てかゝる醜體を奉じつゝあるは如何にも奇怪千萬なる次第で、吾輩は色々研究を試みたが、唯ラーマの歴史が習慣として今日も此種の歡喜佛を奉ずるのであらうといふ説か一番妥當に想はれる、習慣といふは、余慶遠(ユイナンニヤン)の維西見聞といふ紀事中にラーマ僧が、僧服僧律を守らざるは解すべからざる事として否難してある、又、歡喜佛を評してホウンシーフの形は秘藏に同じ、元季の番僧(番は蕃にして吐番の僧の意)が誨淫の術に用ゐたのであると、元の順帝は之を宮中に奉じ、國遂に亡びぬ、佛律より云へば、應に嚴禁し、官府も亦之を罰すべきに、西藏蒙古及び京師のラーマ寺、此等の圖像あり、供設して毫も怪とせず云々と誌してある、

### 九 喇嘛と回族

喇嘛は無上、または、上人といふ意味である、喇嘛といふてゐるのは、喇嘛の字の誤傳だといふことである、要するに字音が當てはまれば何にしても差支はない、北方楚那に於ては、蒙古地方が最も多くの信奉者を有してゐるが、皇室歸依の宗教であるから、北京にも相應の信者は見られ得る、回族とラーマとを比較するに、二者の習慣に就ては、随分一致して居らぬ、例令は、通州にはホイホイホートン(回回術)といふ南北兩門に通じて居る小路がある、此の術は、全くの回族のみでラーマ

は一人も住て居らぬ、回族は、ラーマの猪肉を吃するのを第一の不潔として居る、回族のものは、ラーマ信徒の家の料理は、例令猪肉にあらざとしても、決して吃しないのである、北京では、猪肉を賣買するものは、ラーマ信徒と限られてゐる、北方に於ける回族は、北方の陸運事業を担任をして居るが、ラーマ信徒の生産事業に著しき關係を有するは見當らぬ、只山西の歸化城附近や、熱河附近に喇嘛廟といふが在る、要するに口外に勢力を得て居るものである、

### 一〇 羅刹

乾隆帝が天山北路を平定せられた時に、平定軍部碑を勅せられた、其碑文を摩するに、曰く、其口には佛を奉ずるも、其心は、乃ち夜叉羅刹の人を食ふが如く、その奉ずる所のラーマも、亦淫殺を以て佛事となす云々とある、ソコ前記の雍和宮にある佛像の淫と殺に酷しきをも證明せらるゝのである、再輩は北京街を横行して居るラーマ僧を見るに高徳らしいものは見當らぬので、松筠氏の所謂、京師の喇嘛、惟に冠服せざるのみならず、一概に紅黃、且つ惟に袈裟を服せざるのみならず袍褂頂戴、在家の單民官吏と別なしといふてゐるのは、吾輩も同感である、聖武紀の著者魏源は、羅什玄奘の譯經は、西、陽關、玉門を出で、遠歷は南海より至れり、西藏は誠に古佛國に非ずと論じたのも、穴勝無理なる推測として排斥することは出来ぬ、

## 一一 八思巴、蒙古文字の製作者

帝師バヌバ(八思巴)は吐蕃<sup>ツィフワン</sup>サヌナヤ(薩斯迦)の人なり、祖のトリナ(桑粟赤)より、國主を佐けて、西域に覇たり、十餘世にして八思巴生る、生れて七歳、經數十萬言を誦し、能く大義に通ず、國人は號して聖童となせり、少しく長じて、學五明に富む、故に又稱してバンミタン(班彌坦)といふ、年十五の時、ホビリエ(忽必烈)に潜都に謁し、與に語て大に悦ぶ、<sup>ホビリエ</sup>即位の後、尊て國師となす、蒙古新字の製作者は即ち彼なり、書史會要に因れば、蒙古文、字母凡そ四十一、字數は僅かに一千餘字、關紐して字を成すものは、韻關の法あり、其二を以て、三に合し、四に合するは、語韻の法あり、大略諧聲を以て主とせり、至元六年に新字成り、爾來、詔、誥、宣、勅、表、牋、皆之を用ゆ、八思巴の製字は、蓋し曠世の偉業なり、其書法は右行し、鶴唳、風聲、鷄鳴、狗吠、皆譯すべし、八思巴は、元の崛起せしに當り、印度、歐洲、支那等世界の各方面の文字を研究し、精思覃慮而して後ち筆を下せるならん、至元十一年八思巴<sup>ツウファン</sup>(吐番)に還る、世祖之を留むれども得ず、十六年寂す、號を皇天之下、一人之上、宣文輔治、大聖至德、普覺、眞智、侑國、如意、大寶法王、西天佛子、大元帝師と賜ふ、泰定元年八思巴の書像を各行省に頒ち、之か塑像を作爲せり、其他、元の歴代に於ては、八思巴を崇仰すること甚だ厚し、堂塔祭儀善美を盡くされたり云々、

## 一二 元季の喇嘛

淫殺の二字は、元季のラーマ僧を説明し盡したものである、誨淫の術の順帝の時、昉つた事は、歡喜佛の今日迄存して居るので明瞭であるが、元史の記す所に因れば、順帝の時、揚連真<sup>ヤンレンジン</sup>といふラーマ僧は、宋の歴代の帝陵を發掘して、珍寶珠玉を取り去た事がある、特に高宗皇帝の鬚髯を切り去たといふ一事は、吾輩をして、ラーマが、如何程に殘忍なりしやを想像せしめ得ぬのである、支那の歴史家が、元は、ラーマに因て亡びたりと記して居るが、其當を得たる説と想はれる、

## 一三 明朝と紅刺麻

明の永樂帝は、西番煖柔の策として、頻にラーマを尊崇したので、更に西陲の愛を視なかつた、西天佛子とか、大寶法王とかいふ尊稱は、能く獷悍なるラーマ信徒を懷柔し得たのである、然も明代のラーマはホンラーマ(紅刺麻)で、今日の所謂ホワンラーマ(黃刺麻)ではないのである、

## 一四 紅刺麻と黃刺麻

刺麻は所謂西藏佛教なるもので、本宗は紅刺麻である、元代の八思巴はこの系統に屬する、最も尊崇されるは薩迦和國克圖<sup>サカハクク</sup>といふて、後藏の札什倫布<sup>シャシリンブ</sup>の西に居るものであつた、黃刺麻は宗喀巴<sup>ソクパ</sup>一名羅藏札克巴<sup>ラクパ</sup>を始祖とする、彼は明の永樂十五年青海の西寧衛<sup>シニンウエイ</sup>に生れ(或は葱嶺山東の國に産れたれば



意國巴インゴバと云ふ、西藏の甘丹寺に入て薩迦に従ひ得道し、成化十四年示寂した、當時紅教の腐敗甚しくして、佛教の眞髓を傳ふるもの殆んどなく、僧侶は唯咒咀を事とし、劍を呑み火を吐く様のこととなして人心を盪惑するのみで流弊四進の有様であつた、宗喀巴慨然として破邪顯正を以て自ら任じ、黄衣黄帽を着けて衆徒に臨み、大乘佛教を説き遂に紅教に對し新旗幟を翻すに至つた、是に於て黄刺麻ホウライの名起り、宗喀巴は推されて黄教の祖師となつた、彼示寂の際、その二大弟子達賴刺麻ダライラマ、班禪額爾德尼パンぜんに化身するをいひ、且つ彼等に遺囑するに黄教の振張を以てした、二大弟子善く師の衣鉢を繼承し、遂に刺麻の教柄を把握するに至つた、達賴、班禪兩刺麻は、爾後輪回轉生し、常に本性を確授された、因に記す、班禪は光顯の意義で、達賴は大海の意蓋し德如大海にとれるものであるといふことだ、

### 一五、轉生の説

西藏語では轉生をホヒルハンホヒルハン(呼畢勒罕)といふて居る、譯して化身ともいふので、始祖宗喀巴が示寂の時に、ターライターライ(達賴)バンタンバンタン(班禪)の二大弟子に世々轉生して大乘教を演ずる旨を遺囑されたこと、は前に説く所の如し、頗る曖昧の話ではあるか、康輜紀行にも轉生の説を詳述してある、其大要を指摘すれば、ターライ刺麻が示寂の時にかれは再びターライとして化身すべきを豫言し、轉生の地

方を明言するのである、其の弟子のターカンブターカンブ(大堪布)といふが、ターライ豫言の地方に就て沿ねく生兒を訪問したるに、初見にて、直に達賴化身の聖童を識ることが出来た、この轉生化身は達賴六世、班禪七輩にして止み、爾來活佛聖籤(後章に詳なり)の法に據り決定することになつた、轉生の地方は豫め一定し得ない、歴史の傳ふる所に因れば、第一世、第二世は後藏ホウザンに、第三世は前藏ゼンザンに第四世は蒙古モンゴルに、第五世は前藏に、第六世は裏塘ウラダウに生れた、班禪ラーマラーマや、ホトクト(呼圖克圖)も同様に轉生する、ホトクトは達賴、班禪に次ぐ高行の大ラーマである、

### 一六、活佛聖籤

禮親王の噶亭雜錄に、活佛聖籤と題してラーマのホヒルハン(轉生)を記してある、曰く

西藏ラーマは、宗喀巴黄教を揚興せしより、其の徒達賴ラーマ、班禪オルトオルトに言ふ、永遠轉生して以て其教を嗣かんと、其教之を行ふこと、日久しく徒衆稍や進行のものあり、亦其轉生の説を離き以てホヒルハン(化身)を致す、多きこと牛毛の如し、蒙古王公、其寺の資産に利あるものは乃ち達賴ラーマに請托し其子姪をを指してアル(的乳)となし、互に相承授す、中國の世爵と相異なるなし、純廟(乾隆)其弊、因習久しく革命し難きを知り、金奔巴瓶を製し、吉祥天母の前に設く、偶々呼圖克圖(化身)の圖寂する者ある、即ち其處所産の聰慧者を探み、名を籤に書し、達賴ラーマを

して會同せしめ、駐藏大臣之ヲ製す、爲に弊姑らく絶つ、時に之を活佛聖鑑とは云ふなり、

## 一七 達賴喇嘛、西藏の政體

達賴一世は、トクテンシユバ(敦根株巴)で即ち唐代吐蕃王替<sup>ツァンツァン</sup>普の後裔で、代々西藏の主であつたが、宗喀巴に師事し出家して、名をローレンチャムゾ(羅倫嘉木錯)と改めた、此時から西藏の政體は、一變して、法王が藏王の權利を兼ねることになつた、即ち宗教、政治の二者は、全く同一の主權の下に行はるのである、そして此の主權は轉生説に因ることなれば、無論父子相傳ではない、即ち東洋に行は、君主專政々體にもあらず、又ローマに行はれた法王政治にもあらず、達賴ラーマの主權は、宗教の上に立てられてあるが、その主權者はラーマ信徒全部の内から推戴選擇せらるゝのである、達賴二世は、ケントンチャムゾ(根敦嘉木錯)と稱せられ、自ら政治の機關を設けて、兵刑賦税を理め、其弟子は、ホトクト(胡土克圖)といふて、教化を分掌して居る、達賴三世はソナンチャムゾ(鎖南嘉木錯)と稱せられた、明史にソナンチャムゾ(鎖南堅錯)とあるのは、即ち達賴三世の事である、此時に及びて、ラーマの勢力は、天山南北より蒙古地方に行はれ、達賴の權力は、最も擴張せられたのである、歴史に徴するに、從來は西藏教王の教化兵力、共に、微々たるものであつたが、三世に到て、諸蕃王皆虛位を擁して三世の正朔を奉じたとの事である、蓋し喇嘛極盛の時代であらう、

達賴四世は、ユインタンチャムゾ(雲母嘉木錯)、蒙古のトクロンハン族に生れ、十四歳に入藏して二十八歳に示寂した、その事蹟は明瞭でない、達賴五世ロプザンチャムゾ(羅卜藏嘉穆錯)の時に至り、ラーマの威力漸く東方に延びたので、彼は踐位の初年に、滿洲の蒙族たる愛新覺羅氏に教書を送りた事がある、即ち清朝とラーマとの交通は此時代に於て既に始つたのである、

## 一八 清朝と喇嘛 其一

第五世達賴喇嘛は、班禪と共に清朝に朝覲したので、順治、康熙兩帝は、達賴、班禪を厚遇して、西蕃の患を防かれた、然るに、第五世より第六世の間に、教王の勢力が部下の大喇嘛に侵せられ、第五世の示寂は久しく番人に發表せられなんだ、爲めに青海地方より、蒙古の一帶には、ラーマの大事擾を惹起したので、聖祖は、親しく争亂の主魁噶爾丹を征討せられ、達賴の所屬法官たるアイバ(弟巴)に書を賜はれた、其文に、朕之を降蕃に詢ふに、皆言く、達賴喇嘛脱編せしや久し、爾、今に至りて、匿くして奏聞せず、且つ達賴喇嘛にして存するの日、塞外事なきもの六十餘年、爾乃ち屢ば噶爾丹を咬かして我を興し禍を樂む、道法何くにかある、達賴、班禪は主を分けて教化し、向來相代りて世を持せり、達賴もし果して世を厭は、當さに諸薩法主に告げ、班禪を以て宗喀巴の教を主らしめよ、乃ち衆として班禪を尊ばしめざるのみならず、更に班禪進京の行を阻む、云々としてある、アイバは書

祖の兵力に怕れて、達賴五世の示寂を發表した、然れども西藏の地方はこれより絶えず内亂が繼續したのである、第六世達賴イシチャムゾ(伊西嘉木達)が立つに及ては、青海、蒙古の信徒は、復之を信ぜない、却て別にカルザンチャムゾ(高爾藏嘉木達)を擁立して、真正達賴となせり、遂に兵を西藏に進めて達賴六世を教王の位に即かしめたが、これより清朝の權威は、西藏に行はれ、マリア教王は政治上、徒らに虚位を擁するに至つた、

### 其 二

禮親王は更に章嘉喇嘛なる題號の下に

國家の黃僧(ラーマ)を寵幸するは、其教を崇奉して以て福を祈るに非るなり、祇た蒙古諸部黃教を信敬すること已に久し、故に、神道を以て教を設け、精て誠心に歸附して以て藩籬を障せしむ、正に王制の所謂其教を脩めて其俗を易へず、其政を齊くして其宜を易へざるものなり、然も亦聰慧の士の其間に生る、チャンチャ國師の如きものあり、……國師は西寧の人、佛教經卷を習熟す、純廟(乾隆)之を優待す、上嘗て法司案卷を以て師に命じて判決せしむ、國師合掌して曰く、此れ國の大政なり、皇上當に大臣と討論すべし、方外の人の敢て預る所に非るなり、又、寺、某相國と鄰す、師其人となりと惡み與に往來せず、其尤著きものは、哲敦番僧を折服するの一事なり、乾隆の乙亥

に阿逆の謀既に露はれ、賊勇公喀爾喀親王額林沁に命じて之を伴ふて入觀せしむ、額、中途に其謀を泄らし、故らに阿逆を縱て去らしむ、乾隆皇帝震怒し、額をして自殺せしめんとす、蒙古の諸部落は、茲に於てか搖動し成吉斯干の後裔を得て主となさんとせり、此時、章嘉國師、木蘭に扈從せり、皇帝其事を以て國師に告ぐ、師曰く皇上慮る勿れ老僧請ふ簡を折て以て逆謀を消せんと、因て夜、札を作り備さに國家外藩を撫綏するの至厚なるを以てし、額の自ら罪愆を踏むなかるべきを以てせり、額之を視て折服す云々(意譯)

### 一九 刺麻の眷屬

或る史家の説に因れば、ラーマ僧は別に家眷を持つことはない、唯、かれは子を生まんがために室家を迎ふるのて、期望の兩回相見ゆるものとしてある、其餘は絶て相往來せぬ、紅刺麻は此の妻の生子に衣鉢を傳る事が多いのである云々、吾輩の見聞する所に據れば、ラーマ僧は妻帯を嚴禁されてゐるのだ、史家の前説の如きは、蓋し誤傳ではあるまいか、

### 二〇 理藩院の刺麻餉

光緒會計錄に因れば、光緒七年に於て、理藩院より支給せる刺麻餉は、二萬六千五百四十九兩一錢四分、同十三年には三萬一千七百十五兩五錢一分五厘、同十九年には二萬九千一百七兩四錢六分五

厘てある。

## 二 何秋濤氏の刺麻論

スタンレーの起伏する處、ウラルの蜿蜒する處は、歐亞の間、曠漠なる平原に過ぎぬので、南北東西を限らるべき山岳は少しも無い、さればチナン河源に、アイムナエム（鐵木真）の勃興したる時代は、東歐の本草皆モンクールの馬蹄に蹂躪せられ、ロシア帝國の隆起したる今日に於ては、コサツクの馬蹄チナン河上より滿洲の平野に印せらる、丁度一個の搖錘を見るか如き感をなす、もし之を阻害する他方面の力なければ、中央亞細亞より東部歐羅巴は、一帯の社會組織に結付けらるゝものとして視らるゝのである、歐洲西部の學者はロシアの研究を試むるには、歐洲的頭腦を去れといつて居る、ロシア内部の光景は、東方亞細亞に類似して居るといふ事も強ち無理からぬ次第である、清國の何秋濤氏はラーマに付して論じて曰く、

刺麻紅教は、即ちモルハ教なり、亦ルタイラン教ともいふ、ロシアの西部に普魯士といふ國あり、此地にルタイラン教行はる、考ふるに此教は、始東方ロシアより傳はれるならん云々、

天主教の教師を教主といふ、教主没すれば大に各教主を會し老成なる教主を推して教主となす、前後藏のラーマ坐牀の俗と同じ云々、康熙中、喀部、準部に攻破せられたるに、衆議ロシアに殺す

ることを謀る、タンハトクト（丹巴呼圖克圖）曰く、ロシアは、教衣共に我と殊なり、彼れに投せば必ず我を異類となさん云々、

## 二三 露西亞領の喇嘛教徒

コツメンの統計并に最近の調査に據れば、露領に於ける喇嘛教徒は、次の數字を以て表さるゝ、

八萬二千人、……………キルギース、

十一萬九千六百六十一人、……………カルムイク、

十九萬人、……………シベリヤ、バイカル湖附近、ブリヤート、

尙ほブリヤート族には信徒の數は年々増加するの傾向がある、露西亞は喇嘛を懐柔すを以て、他日中亞に驥足を伸ぶる良計となし、彼等の保護撫育に勤むること頗る周到である、故に邊疆騷擾して土人が生命財産の安全を期し得ざるの時に當り、境を超へて露領に走るもの頗る多し、

## 二三 喇嘛の起源

吾輩は、西藏佛教が、支那より輸入されたか、或は印度より輸入されたかを證據立てんと欲する、抑も西藏が支那と交通を開始したるは唐太宗の頃である、その後、吐蕃（西藏）王ソロンツァン、ガンボ（贊普、唐書）が唐の文成公主を娶りしより西藏佛教は甚だ盛況を呈するに至つた、公主が西藏佛

教に重大なる關係あるは没すべからざるの事實であるが、去りとして西藏佛教を以て唐土よりの傳來物と認定することは出來ぬのである、印度の史籍を按ずるに、文成公主の入藏に先づ二年、蕃王ツォロンツァンガンポーはニポール國王の女を入れて妃となした(Nepal)は印度西藏間に介在するヒマラヤ山下の獨立國にして佛教隆盛の地、當時婚をニポールに通せしに、ニポール王の曰く「タコブの王(蕃王)は十善を持せず、吾女は嫁しがたし」と拒んだ、そこで蕃王には「大王幸に婚を許さば、五千の體を以て十善を持し、又五千の寺を建立すべし」と云ふて遂に王女を迎へたのである、いくばくもなくして小招、大招は建立された、當時ニポール國より三體の佛像を輸入した、即ち彌勒、不動、パターラ女神の像である、是抑も佛教が西藏に傳來したる始であつて、蕃王十六歳の時である、文成公の入藏は蕃王十九歳の時である、

トンミーサンブリータは蕃王ツォロンツァンガンポーの實弟である、彼は西曆六百三十年兄王の命を受け印度に留學し、六百五十年西藏に歸つた、彼は西藏文字の創作者で文學の始祖と仰がる人である、

唐の玄宗三歲が印度に學びしは、六百二十九年より六百四十五年で、トンミーサンブリータと共に无著(五百年前印度に起りし佛教の一派にして、個人の精神と、無上涅槃とを一致せしめんとする教旨、

所謂真有神教)、偷伽を研究した、トンミーサンブリータが兄王の後を續きて以來、佛教の發達は實に驚くべきものであつた、

大約一百年後、西藏はチースロンブリーサンといふ英邁なる君での下にあつた、彼は、實に金城公主の産むところである、かの四川、雲南を掩有し、長驅して長安を侵し、唐の朝廷をして震駭措かざらしめしは即ち彼である、しかし彼は決して單純なる蠻勇的君主ではなかつた、唐土の曆學を輸入し、又印度よりサンマ、ラシシヤを迎へ宮廷の顧問となし、尙はその紹介を以て、碩徳バドマサンバーを同しく印度より迎へて教を受けたのである(七百四十七年頃)、此バドノサンバーといふは、即ち喇嘛教の始祖である、蓋し彼の時代は西藏史上最も光彩ある頁を有して居る、當時カシミル地方にユドエン(Yuven)といふがあつた、彼は頗る幻術に巧みであつた、マルコポロの中央亞細亞紀行に、カシミル地方の幻術の驚くべく怖るべきことが誌してある、今でも盛に行はれてゐると見へる、この幻術が西藏に入り、バドノサンバーは之を西靈佛教に加味した、紅教派喇嘛に幻術の存するはこれが爲だ、又印度にシツ(破壞の神)といふ神がある、バドノサンバーはこのシツ神の信奉者であつた、喇嘛佛に殘忍醜惡の體を極むるものゝあるは、亦たこれがためである、(喇嘛はツヤユルヤナ金剛乘に酷似してゐる)、

又西藏には古來ボン派とSふNational Religionがあつて、佛教入藏後も并立して宗教界を支配してゐた、即ち佛教は専ら上流社會に勢力を有し、ボン派は下等社會に深き根底を据えてゐたらしい、バトナサンパワーは喇嘛教を擴むるにはボン派と融和するの最も切要なるを認め、その計畵を實行して成功した人である、爾來ラーマは西藏唯一の國教となつた、

これより以後支那、印度、或はニポールより西藏に向て入來る僧侶は少からぬものであつた、支那より來るものを和尚派といふ（現時清國の佛教は和尚派と喇嘛派の二つである）、西藏或は印度の書に據れば、和尚派の僧と印度の僧カマラシーラと教義上につき問答を闘はした、和尚派は散々に説破されて遂に西藏外に逐出されたとのことである、こ 問答録は當時の哲理思想の研究に有要なる材料を與へるものである、

チーヌロンデーサンの孫にラールバチヤンといふがあつた（八百年頃）、彼は盛に經典を反譯した、その反譯者は西藏并に印度の僧侶である、八百九十九年彼は弟ランダルマ王の殺す所となつた、ランダルマはラーマ排斥者であつた、西藏佛教に喇嘛はこの時代に於て大に發達を妨げられた、併し幾ばくもなくしてバルドナーニーなるものが出でランダルマを殺し、再びラーマの隆昌を促した、爾來印度僧の入藏するもの陸續として絶えなかつた、

千〇三十八年には有名なる印度のフリーマッサが入藏した、彼の大著述家たるは誰も知るところである、喇嘛僧の妻帯を禁したのは彼である、

## 二四 喇嘛雜聞

教徒の中で國師或禪師の尊號を受くるの資格を有するは、札薩克大喇嘛、副札薩克大喇嘛、札薩克喇嘛、大喇嘛、副喇嘛、間散喇嘛、德木齋格思等である、此等は達賴班禪に屬し、西藏蒙古の各地に分駐して教化を管掌するものである、蒙古に於ける院の大なるものは熱河、多倫諾爾、庫倫等に在る、熱河のものは拉薩の宮殿とその壯觀を等しくすることである、西藏に於ては拉薩の布達拉廟、伊支招廟、巴漢招廟、や、札什倫布廟等最も著名である、清國政府は嫡嗣を除くの外は喇嘛僧たるを許すのである、蒙古人の子弟にして寺院に入るは八歳より十二歳の間に多くして、初めは西藏語を學び、而後、佛教を修行するのである、經文が西藏語にて書かれあるは勿論である、

## 二五 西藏の四部

西藏の歴史を研究するに、元明時代には、ウスザン（烏斯藏）といつて西藏人をタンクート（唐古特）又はチベットといつてある、西人のチベットは支那の原音に依れば、ツウバイト（土伯特）と稱するより轉訛しものである、四川省の打箭爐よりチヤムトナ（察木多）の地方をカン（康）乃ち前藏として

ある、中蔵は普通にウエ(衛)といつて居る、西藏第一の都邑ラーサ(拉萨)も此處にあり、又アータラ(普陀拉)及び大招の靈場も在る所で、吐蕃(唐時代に於て西南に崛起せし人種即ち今の西藏人)建牙の古跡である、ダーライターマ(達賴喇嘛)は代々此所に居る、後蔵のターシリンポー(札什倫布)にはパンチエンターマ(班禪喇嘛)が居る、此外にアリー(阿里)といふを合せて西藏の四部と稱するのである、東西六千清里、南北五千清里、北京を去ると八百里、入蔵の路は四川、峽西、雲南、三方面から通するのであるが、何れも前蔵に到り、中蔵に至り、更に西後蔵、阿里に至るのである、(因に記す西藏を前蔵後蔵の二部に分つもあり)

二六 西藏記 上

西藏後記は、魏源氏の所述である、頗る、其の要を掲して居る、今摘采して参考に供する、

- 一、西藏全境の城数は、六十八城、衛地は三十、藏地は十八、喀木は九、阿里は十二、
- 二、城の意味、城といふは、官舎、民居、山に倚て之を建てたるものにて、地の大小を量り、人の衆寡を視て、各ツンブーム(宗布木)を設けて、民を理め、ティンブーム(丁布木)を設けて兵を理む、人民は、礮房に居る、游牧及び、モンクは、黒帳に居り、氍毹を衣、湏酪を食ひ、茶は甚だ好む所なり、チベット人は游牧に似て游牧に非ず、城郭も城郭に似て城郭に非ず、此城郭の外に營と稱するものも

あり、

三、達賴喇嘛の所轄 は、寺廟三千百五十餘、喇嘛は三十萬二千五百有奇、百姓十有二萬千四百三十八戸、

四、班禪喇嘛の所轄 は寺廟三百二十七、喇嘛一萬三千七百有奇、百姓六千七百五十二戸

五、僧と民との比較 は、大小喇嘛皆土司となりて蕃民を管するより、別に官吏なく、僧は民より多し、

六、土地 は、頗る膏腴にして曠坦數百里、嚴寒なく酷暑なし、

七、普陀拉 は、印度及び浙江定海の布達拉と共に名利として尊崇せらる、西藏の布達拉は二峯連疊して高さ百餘丈、其一は達賴喇嘛之に居り、其一は高行喇嘛、靜修の所となす、達賴喇嘛の居る所は、山勢逶迤、墨經して十有三重の樓あり、高さ三十六丈七尺有八寸、上に金殿三、金塔五あり、僧舍萬餘間、金玉銀銅佛像數なし、歴代の寶器什物、目を眩す、皆唐代替替の創建する所にして、歴世の達賴ラーマ、サンパン(藏巴汗)と之を重尊す、西殿には宗喀巴の遺跡あり、喇嘛僧の居る所は形勝雄大にして西藏の江山を下瞰すべし、山後には池あり、周四里、中に土を疊み、其上に高さ四重の琉璃瓦を以て聳ける亭を立て、皮船を作りて之を渡る、

八、大小招、布達拉の東五里に大小招あり、唐の公主文成の建つる所、西蕃は、廟をナヤナ(招)といふ、大寺は、西向して西方に佛果を求むるを示し、小寺は、東向して中土を思ふの意となす、大招の高樓は四重にして殿宇欄干皆な銅鑲金、左廊に贊普及び公手とパイア國王女の塑像あり、國中に議す可きあれば、駐藏大臣、諸貝子及び大喇嘛を大招寺に會して之を謀る、小招も亦同一の規制あり、

九、刺薩城 西藏諸城の首なるは、ラーサ(刺薩)城にして、ラーサとは佛地或は山上の平地てふ意味なり、大小招寺皆ラーサに在り、

十、札什倫布 は、ラーサの南七里に在り、駐藏の漢兵之れに居る、此外に白蚌、甘丹、色臘、桑鶴等四大寺ありて寺中ラーマ僧の多きは五千餘、次者三千と稱す、プータラ山を距る八十里に宗喀巴、成道の所あり、此處には、遺塔及び禪榻あり、梵唄山谷に徹し、莊嚴七寶を窮む、

西藏記 下

更に西藏の政治、兵律を聞くに、

一、官位 には國師、禪師又はチヤサック大喇嘛等の號あり、蒙古、青海、西藏、地方に分駐して達賴班禪の命を奉す、

二、兵刑賦税 は、マイバ(第巴)、コルンブ(噶倫布)、マイフハン(藏薩)、カンブ(堪布)、シヤンシヤン(商上)等の官人之を分掌す、

三、清兵の駐藏數額 は、步、騎、六萬四千、内歩兵五萬あり、中藏は三千騎、後藏は二千騎、阿里は五千騎、裸爛は一千騎、黑張蕃蒙古は三千騎、

四、番律四十一條 あり、甚だ酷、布施は賦税より多し、

五、紅喇嘛 の所轄五十城、四萬餘戸、寺廟百二十、ラーマ二萬五千人、

六、紀年 は、天干を紀せず、唯だ地支のみを用ふ、十二月を以て一歳となし、寅を以て正月となし、仍閏月あり、清國と同じからず、

七、ラーマの家譜、 凡そ喇嘛の歴代源流事蹟、悉くプータラ(布達拉)と稱する經簿に在り、

八、呼圖克圖 は、喇嘛の首坐(即ち達賴班禪の次位に居るものなり)、牛羊を食ひ、狐羊の諸裘を衣る俗と殊るなし、

二七 西藏歳事

西藏の始節は元旦である、初二日を年節とし、三日間上下一般に業務を休む、この日達賴喇嘛は、布達拉山上に大饗宴を張り駐藏の支那官吏并に土人の官吏を招きて會飲する、跳毬斧之戲と云ふが



行はれる、この戯は十餘人よりなれる幼童の一隊で、身に華美やかなる綵衣を着け、白布にて帽をまさ、足には小さな鈴を結び、手に手に斧や鋏を執り、翻々として蝴蝶の如く、互に入り亂れて舞ふのである、この舞手の前には十餘面の太鼓が据えられてある、音頭取が前に立て拍手をとると舞手はこれにつれ察々と太鼓を打つ、

日を越へて觀飛神といふが行はれる、これは後藏の番民がやるので、先づ革製の索數十丈を布達拉山寺の絶壁萬仞の處にかける、番民は先を争ふてこの索に攀登る、その捷きこと猿の如し、登り終るとやがて板を胸部に當て手足を大字なりに舒べ、索を傳て下りるのであるが、宛も弦を離れたる矢の如く一瞬時の猶餘もなく、山下に達する、蓋し藏中異觀の一つである、

その後、日を擇み、各山の喇嘛が布達拉の大詔に集り、達賴喇嘛を擁して下山する、壺を築き佛を拜し大乘經を講ず、之を放朝といふ、この日は藏中の善男善女數千里を遠しとせずして群集する、彼等の頭には燦爛たる金珠玉寶の類を戴き、達賴喇嘛の前に跪きて之を献ずるのである、達賴喇嘛がもし受納すれば、必ず塵尾でその者の首を拂ふか、又は頂を摩るのである、拂はれたもの、撫せられたものは、無上に有がたがつて活佛降福と云て人に誇るのである、蓋し大谷伯爵のお頭刺やお垢の水と同日に談すべきものか、

上元の日は、大詔内の立木に幾層かの架を造り、そが上に一萬餘盞の大燈明をつけるのである、これが曉に達する、その日の晴雨と、燈火の晦明とを見て、一年の豊歉を占ふのである、又精巧なる人形や、龍、蛇、鳥、獸等の造物を飾立てる、

十八日には、武装したる勇兵約三千、大詔を三匝したる後、巨礮を放つ、これを驅鬼魅といふ、日本の厄拂ひの類か、最も大なる礮身に威勦除叛逆の五字が銘られてある、これは唐時代のものだと傳へて居るさうだ、この日商人は、金、銀、織物、茶等を寄附して兵勇を勞ひ、又喇嘛に布施して贖經をさせる、僧の布施のみで三百六拾餘兩の銀を支出するさうだ、

仲春の末、或いは暮春の初に、大詔寺の寶物を陳列して參詣者に觀せる、これを亮寶といふ、翌日布達拉山より山麓に達する三十餘丈の大佛像をかける、この佛像は五色の錦を縫ひはぎして作りたるものである、衆喇嘛は鬼神、虎豹、犀象等の假裝をつけ、その前にて拜舞歌唱をやる、これが一月も積くのだ、

七、八月の候、涼棚を河岸に設け、男女打雜りて河水に浴す、即ち上巳祓の禊意である、

十月十五日は、唐公主の誕辰で、番民共盛裝して大招寺に參詣する、二十五日は宗喀巴の聖日で西藏一般に行はれる大祭日である、この日は戸々の橋壁上に、燈明をかける、遠くより望めば燦映して星

を列ねたるが如し、

除夜には神舞を演じて悪鬼を祓ふ、男女盛装して舞宴を張り、樂しく歳を送るのである、

### 并州集 上

#### 一 北京貿易史

筆を北清貿易史に染るものは、順序として陸上貿易史を講せざるを得ない、天津海關や、芝罘、牛莊海關や、今日に於ては殆んど北清貿易の全部を専占して居るが、此等は、未だ北清貿易の全部といふを得ないのである、北清貿易に付ては、海上貿易以外別に恰克圖貿易史、張家口貿易史、黒龍江貿易史、北京貿易史の四沿革を研究するの必要がある、今北京貿易史に關する貿易事蹟を掲ぐれば、

康熙三十二年 此年議して露西亞貿易を准す、貿易に従ふ者は二百名を過ぐるを得ず、三年毎に北京に來ること一次、犯禁物の貿易を准されざる外は、一切徵稅せず、貿易期日は八十日を限る、

康熙三十三年 俄羅斯使來り互市す、オロス館を玉河橋ユイカキヤスの西に立つ、今の露國公使館これなり、三年に一市するを定む、

康熙四十年 俄羅斯貿易人來京す、當時奉呈せし露の圖畫は、ラティン文、ロシア文、トトウナニク文の三種あり、

康熙四十八年 北京に於ける滿洲人マータ(馬齊)を以て貿易事務官とす、露人來京す、  
康熙五十一年 露人コミサール來京貿易す、

雍正五年 露人ランクイ馬匹牛羊を張家口外に牧畜して商用に便するを請ふ、理藩院旨を請ふて之を許せり、もし馬匹手羊の遺失するものある時は、張家口官吏之を賠償す、

雍正九年 露人來京の時は、土謝圖汗等<sup>トセツトフン</sup>之を理藩院に報告し、恰克圖に於て伴接す、進京の時は兵部に於て官兵を派して之を看守し、總理オロス事務官の管理の下に貿易するの勅あり、

雍正十年 貿易事務の結了後は、監視官一名を欽派して露人を邊界に送くる、

乾隆二年 監督俄羅斯館御史ハナシ(赫慶)の奏に因り、京師互市を禁止して恰克圖互市に移行せしむ、

康熙より乾隆に到るまで史蹟に特筆されたる北京貿易は如此ものであつた、然も俞正燮の説には、順治十二年に露人の入京を記し、其後頻年貿易商露人ニコライ附隨して來京したことを記してある、これと同時に記録さるべきものは、北京に於ける俄羅斯館の事蹟である、

## 二 北京に於ける俄羅斯館史

康熙三十三年の歴史は、露西亞東方侵略史上に特筆すべき紀念を印刷されたのである、明末より清

初に互り朔漠一帯に侵畧を試みられたる露人は、康熙の初年より、巧猾なる手段を以て北京朝廷に遣入り込むたのである、當時倨傲なる中華の天子は、朔漠の一蠻人にさる雄大なる期圖ありとも覺り得ないので、かれは、傲然として露人の國書を受領したのである、其結果として露人は北京内城の玉河橋西に貿易事務を名目として俄羅斯館を創立することにしたのであつた、今該事蹟に關する畧表を製すれば、

康熙三十三年 露人互市す、館を京城玉河橋西に立つ、貿易は三年に一市するの制規なり、

康熙五十一年 露商コミサール曰く俄羅斯の僧にして北京に在る者は、一人ミアイハールといふ、年已に老ゆ、希くは別に僧を派遣せんことを、即ち之を許し、且つ露國の名醫を携來せしむ、

康熙五十四年 露國の僧中國使臣に跟隨して入京す、

雍正五年 此年大に京城の俄羅斯館を修む、來館の學生は凡て北京政府より官給養贍せり、大清會典事例に曰く、此年議して俄羅斯館に廟宇を立て住京の俄羅斯僧一人をして此に住ましむること、並に僧三人を増聘し、廟内に於て拜禮すること並に、俄羅斯僧に官給養贍すること  
を准す、又露國使臣ヤソフ及留京學生四人教習二人も亦た在館居住す、食物は官給なり、

欽定皇朝文獻通考には雍正五年俄羅斯國某官生ニコフ、トナトイ、イエシカラ、ナム(魯佛多

德宜宛喀喇希等)の四人を遣し來學せしむとなり、

雍正九年 北京政府議して俄羅斯商人を邊外に護送す、

乾隆二年 此年監督俄羅斯館御史、ハーン奏して言ふ俄羅斯互市、止た邊界に在るへし、其住京

の者は、貨を以て貨に易ひ、金銀を以て相售る勿れ、在京讀書の子弟亦其出入に任す可らず、恐らくは内地情形を知らしめん、輿圖は、禁して售出する勿れ云々

乾隆五年 貿易を停止せず、

乾隆六年 國子監事例に云く乾隆六年奏して俄羅斯子弟を送りて入學し、清漢書を習讀せしむ滿

漢助教中文理明白なるものを選びて教習たらしむ、學生の衣食は、理藩院之を官給す、

乾隆九年 國子監の奏にて俄羅斯學漢助教額外なし、部に咨り別行詮補せしむ、

乾隆十五年 此年前年勅裁せられたる額外の教授を撤して六堂内助教を以て兼管せしむ、

乾隆四十六年 俄羅斯館學生を交代す、

右諸項か主なるものである、此外に入旗の子弟にして皇帝の勅命に依り露國文字を研究したるものも少からず、此等も同一に俄羅斯館に住居したのである、大清會典に記列されてある俄羅斯館官制は俄羅斯館監督一員、理藩院司員を以て充つ、堂官より僉派する者、

俄羅斯學提調官一員、理藩院司員を以て充つ、堂官より僉派す、

俄羅斯館助教滿洲一員漢人一員、凡俄羅斯學生京に到る時俄羅斯館に居住せしめ、國子監滿洲助

教一員漢助教一員在館教習す、

俄羅斯館領催一員、理藩院より揀派す、輪班館に到り照料す、

俄羅斯館々夫二名、専ら館門を看守し、間人の滲入を許さず、若し缺出あれば、理藩院司務廳より招募補す、

の如き者であつた、露人が吾が日本人の讀み能はざる元朝秘史を容易に翻譯し、大清會典を譯述し、更らに北京官話の大字典を編成し、北方支那に於て著々として經綸を行ふのは全く康熙、雍正、乾隆、嘉慶年間よりの遠大深厚なる政策に基いたものである、今日北京に在る露國公使館を目して誰れも康熙年代の遺跡に依つたものとは思ひ付かぬであらうが、史を讀んで茲に到り、更らに交民巷を低徊する時は、吾輩をして感慨に耐えさらしむるのである、聞く所に據れば、蒙古三十六部落のラーマ僧は北京に貢獻するときに當り必ず玉河橋西の露國公使館に宿泊する、而して彼れ等が蒙古に回るに當り、公使館の士女は盛裝して渠れ等を見送るので、その狀恰も依々たる故郷の人を送くるが如しといふて居る、

附言、清初の歴史に羅刹、羅車、羅又俄羅斯、我囉絲等に記載されてゐるのは皆露西亞の記事である、日本の嘉永年間黒船の邊警内外に傳はりし時にルシアはオロス即ち恐ろしいといふ意味に聞えた、清朝に於ても、羅斯は羅刹に響いたので、佛經の所謂羅刹惡鬼は、ルシア人であるとしたる學者も見えた、露人は到底他の誤解を免れざるものか、吾輩は、史を讀で一層の感慨を惹起すのである、

### 三 蒙古縦貫鐵道 其一

露國政府は、今般恰充圖北京間に鐵路市設の計畫をなしペナルプルク政府は測量隊を派遣したとのことである、露國が未だ滿洲鐵路の快通を見ず殊に財政困難を訴ふるの今日、更らに此大事業に著手すべしと思はれざるも此の線路は露國にとりて頗る重大なる關係あれば露國政府が早晚工事に着手すべきは疑なきところである、されば該鐵路の敷設が我社會の問題として現出すべき時機も亦早晚到來することであらうと考へるのである、吾輩が茲に説かんとする蒙古縦貫鐵路は、至極單純ではあるが何かの參考にもならうかと信ずる、

#### 其一

恰克圖は、外蒙古と西比利亞の後貝加爾州の境上(北緯約五十一度東經約百六度)に位地す、木柵を

以て露と境界を劃し、清國に屬する部分を買賣城といひ、露國領は、即ち恰克圖である、人口は六七千もある、貿易は茶を以て大宗とする、康熙年間に既に露清の互市場は此處に開かれ、貨物の集散巨額に達し、庫倫に亞くの大都會であつた、然るに其後海運事業の發達と西比里を通して日本海に到るの路開けしより、露清の貿易が必しも此の唯一市場に限られざるに至りければ、この地の貿易も漸次衰退に赴くことになつた、

#### 其二

此地の支那人は大抵露語に通して居る、市の行政區劃などは、甚だ曖昧で、或る時は、露國の法律に服従し、又或時は清國の法令に順ふといふ風である、右の事情であるから露國政府は、此地に守備隊、税關、郵便局及び其他の諸官衙を設置して居る、又庫倫ハルガリには、露國の領事館がありて露國の商人は清商と雜居し商業を營んでゐる、千八百五十八年(清咸豐八年)の天津條約并に千八百六十年(全十年)の北京條約に據て、露西亞政府は、自費を以て輕重兩種の定期郵便を北京恰克圖間に開始した、又此間の電信は、千八百八十八年(清光緒十五年)清國政府の架設するところ、露國人も此線路を使用することを許されてゐる、露國の郵便局は、北京、天津、張家口、庫倫の四個所に設けられてゐる、かゝる先例があるので、後來日本政府は、強て北京に郵便局を設けることが出來たの

である、

#### 其四

北京恰克圖間の道程は約三百七十餘里である、輕郵便は、二週間、重郵便は二十日乃至二十五六日を要する、大抵一ヶ月に三回兩地點より差立てるので、此經費が一年一萬二千圓で収入は四千圓を上らないとのことである、

#### 其五

恰克圖より庫倫に至る七八十里間は正南に道を取り、十二站の驛がある、この地は鄂爾坤河の水域に屬してゐるので往々河水の漲溢することがある、架橋工事に巨額の經費を要するであらう、庫倫は海拔四千二百尺の高地にあれど恰克圖より來れば、所謂爪先上りの緩勾配であるからこの工事はさまで困難ではなからう、庫倫から支那本部へ到るには、有名な戈壁砂漠を横断せねばならぬ、又密哈爾地方を過ぎて支那本部と蒙古との境界に至れば、陰山々脈が西より東に蜿蜒してゐる、この山路が甚だ險阻である、蓋し此線路上最大困難の工事たるや疑なきところである、張家口を経て長城を越へ直隸省の宣化府に至るに従て、地勢は漸く低下して來る、從來此間の旅行は、駱駝の背によるので、沿道には、飲料水もありて比較的困難ならざる道路である、

露國が果してこの鐵路を布設するに於ては芦漢鐵道と連絡して支那の中原に驥足を伸へることが出来る、思ふにこの線路は他國の競争もなかるべく全然露國の獨占に歸すべければ、工事の難易は別として國際上に困難なる問題を惹起すことは多分なかるべしと思はるのである、露國は國家百年の長計として必ずこの大膽なる大事業を經營することであらう、

#### 四 庫倫

庫倫とは蒙古にて城圍の意味である、喇嘛木柵の城の如きものあるより庫倫とは稱するに至たのである、何秋濤の説には庫倫は崑崙の轉音である、思ふに此地は、漠北の大分水嶺であるので、東出の水は、流れて東海に入り、北出の水は、流れて北海に入る、猶ほ西域の崑崙あるが如きものである、庫倫に露清の界柵を設置したのは、康熙の初年にて、雍正五年に至り界柵を擴張して恰克圖に移したのである、出塞録には、黑龍江より西行三千五百餘里トフピアに至る、既にクイホア城の正北となす、再び一嶺を越へ北に往くこと數十里、即ちクリン(苦另)山なり、山甚だ峻、上に佛寺あり、西藏ター(呼圖克圖)之を率ず、商民は皆俄羅斯と貿易す、山を下りて千里即ちロシアの國界、之を望むに皆坦途、且池塘あり、溪港あり、大小の舟舶、その間に絡繹す、芳草長堤、桃柳掩映、宛然中華の風致にして復白草黃沙の地に非るなり云々、

## 五 菊海

百二十六

菊海の文字は、露清外交史にも散見するのである、即ち菊海以南、燕然以北、廣袤數十里、商賈皆萃於庫倫の文字あり、この菊海の所在を探究するに、元史には西伯利亞のバイカル湖を菊海と云て居る、異城録には、柏海爾湖元史之を菊海といふ、諸水を滙合す、漠北第一の巨浸たり、下流北海に入る之を以て之を言へば、庫倫は、實に露國の上游なり云々、

## 六 恰克圖貿易史

恰克圖互市の開始は、京師貿易の後に行はれたりと思はるゝのである、康熙五十九年に、清朝は、庫倫互市の開始を准されたが、恰克圖の名稱は、未だ著れなかつた、恰克圖の開市を許して之を庫倫官吏の所屬にしたのは、正しく雍正五年の比かと思はるゝのである、ソレモ互市の人数は二百人と限られ北京より監視官一人を派遣せられ、二年に一次の交代があつて、此官吏か監視の下に形ばかりの貿易を見たのである、當時の詔に依れば中國人は許可なくして露領に入るを許されなかつた、乾隆二年に北京露國の學校の監督ハーンといふもの、奏言に露西亞人の貿易は、宜しく邊境に在るべきで京城に住居して貿易するのには爾來禁絶すべしとありたので、京師貿易が頓に衰退を來たし、同時に恰克圖貿易が進歩して來たのである、康熙七年には、理藩院に於て駐節庫倫司官

を改めて三年に一次の交代となし、爾前よりは一年の延期を見た、然も、當時の兵部は、貿易品目に制限を加へて、苟も硝磺、牛角、鋼鐵及び各項の軍器は、ロシア人に賣與するを許さずとした、若し之を犯すものは刑部に交附して治罪せしめ、駐節官は責を引たのである、十年には、蒙古の親王(土謝圖汗)庫倫附近を以て駐節官に任命した、それから、二十三四年迄したる變動も無かつた様子である、二十四年二月には、蒙古のサンナヤトルナと云ふものが、支那の茶と布とを出して露國の馬に易へた事があつた、同年の詔勅には、庫倫恰克圖の貿易事務は日に繁し、駐節司官應に關防印各一顆を給すべし、凡各商の庫倫と恰克圖に到るものは、皆理藩院(外務)の票(券)を携ふべし、直隸より口外(長城外)に出づる者は察哈爾都統に在り、或はドロノルの同知衙門に於て票を領せよ、山西省より口外に出づる者は、綏遠城の將軍衙門に於て票を領せよ、以て該商の姓名貨物と行先き地點と年月を査し、理藩院票と合黏して之を給せよ、又他に往かんとする者は明かにその目的地を届出て、將軍大臣及び札薩克、執照を改給せよ、其各商の領票後、庫倫に至る者は、庫倫辦事大臣理藩院司官に由り稽察せよ、恰克圖に至る者は卡倫(門)を出づる時に卡倫上の會哨の札薩克より稽察せよ、恰克圖の商人は、恰克圖理藩院司官に於て稽察せよ、凡票商(券)所持せる公商人)は現銀を以て現貨を交易し、定限一年にして回る、貿易上の事情を名として各部落に滞留し、娶妻立

產蒙古の名字を取るを准さず、票なきものは、即ち私商なれば、例に照し、治罪し、貨物の一半は官没す、又貿易事務官の俸銀は二百十二兩有奇とあり、かくの如く恰克圖貿易は著々進歩を見たのであつたが、二十九年に至りて、恰克圖互市を停止された、停止の原因は、露國人舊例に遵は、禁約に違背したからである、當時の上諭に

恰克圖貿易一事、近因俄羅斯不遵舊例、違背禁約甚、且多收貨稅、苦累商人、是以降旨停止、原以俟其自知悔過、抒誠祈請再准其通商貿易、恐桑齊多爾濟身係蒙古、未能深曉事、宜復派大臣、前往稽查、選歷協同、辦理其所以責成者、

としてあつたが、間もなくして再び開市することになつたのである、

其 一

乾隆三十三年九月十九日、露國の千八百六十八年十月十八日である、恰克圖條約の改正は、雍正五年の界約に基つたので、右は支那の全權尙書トウリが恰克圖に在つて界約を立案したのである、今、順序上、雍正五年の條約を譯述することにした、

雍正五年與俄羅斯定喀爾喀界會議通商定約十一條

第一條 議定の日より始め、後此各目所屬を嚴飭し、敦尙和睦して定界に遵依す、各將の屬下の

人、嚴に管束を行へ事を濫くするを許す勿れ、

第二條 既に和好を経たれば所有の往事は、追論を庸ゆる勿れ、以前の逃人は、必しも索取せず、均して其常に照りて信留するを聽す、嗣後の逃逸する者は西邊均しく容留を准さず務めて須らく嚴行查拏して各守界の人に送交すへし

第三條 恰克圖の小河溝地方はルシアの卡倫(關防)房間あり、ナルボイト山上には、中國の卡倫鄂博(國境を明にせんためにに築かれたる小丘)あり、此の卡倫、鄂博の中間に於て更に鄂博を設定し、南北通商の地となす、此地より起りて、兩邊々界の處を分ち東に逆せアルクトイシヤンの山梁に循ふてナランの卡倫に至り、ナラン卡倫よりナクタイ、アルナトラ、アルハタンヌウ此四卡倫は鄂博の基にして此一路の楚庫河を以て邊界となす、アルハタンヌウ及びナボルハタンヌウよりナヤハンアチラ蒙古卡倫に至る、乃ちルシア領となす、(下略)

第四條 中外既に通商を経、其商人の數は、原議額の二百人を過ぐるを得ず、三年に一次舉行す、賣買共に税を徵せず、

第五條 京城の俄羅斯館、嗣後惟た俄羅斯人の居住なり、其の使臣ヤリ一建造せんとする所の廟



宇は、中國辨理大臣之を建造し、現に京に在りて喇嘛一人を住ましむ、其又喇嘛三人を増遣するを請ふの處、請ふ所に照らして遣來を俟つ、喇嘛三人到るの時亦前例に照らして盤費を給與し、此廟内に住ましむ、俄羅斯等、本國の風俗に依り、拜佛念經の處禁止を庸ゆる勿れ、ハサワー留む所の在京學藝の學生四名、ルシア、ラナン話に通曉するもの亦も此處に在て居住せしめ盤費を給與して養贍せしむ、

第六條 彼此移送の文卷印信は最も緊要となす、中國より俄羅斯に移する公文は、仍は従前に照し、理藩院の印信を用ひて俄羅斯サナト衙門に行ひ、俄羅斯より中國に行ふ公文は、俄羅斯サナト衙門及び、トボロ城守尉の印信を用ひ、中國理藩院衙門に行ふ、其餘地方偶々偷竊逃亡等の事ありて行文の時は、中國は圖什業圖汗王、俄羅斯は在邊の守尉各々密押鈐印す、(下略)

第七條 ムト河地方は、暫く兩邊公中地方となし、均しく侵佔居住するを得ず、

第八條 邊界頭目の辨理は、各自神速完結して貧賸の事情ある勿れ、もし之れある、本國の刑律に按して治罪す、

第九條 兩地奉差(官)大小使臣、公事に因て邊に到る時、其事理を説明し、邊侯は之を迎接すへし、

(下略)

第十條 嗣後凡各十倫に軍器を持して強盜するものあれば、何人を論せず、一に羣獲を經、其の事由を究明す罪科の情狀に因り鞭笞等の處罰差あり(下略)

第十一條 此の條約はルシア文ヲアイン文、滿洲文にて兼寫せられ、各邊人に通諭して之を知らしむ

乾隆の修正條約は、該條約の第十一條に多少の改修を加へたのである、其後清朝の叛賊の露領に逃れたものを露人が保護したので、乾隆帝は憤怒して更に四十四年に再び恰克圖互市を停止したのである、ルシア人は、黒龍江方面の侵入を阻害さるゝことを氣付かつたので、低頭して罪を悔ひた、乾隆帝はさる秘密の政策あるとも知らぬので、再び開市を准された、これ乾隆の四十五年である、五十年に再び停市あり、續て五十四年に到つたが、露人は當時大黃を需要して、殆んど強買の傾きがあつた、五十六年には已むを得ず大黃私販に關する上諭を出たされて開市を准された、恰克圖貿易は、如此乾隆の初年より大約六十年間に連て斷續して行はれたのであるが、露人が嘉慶年間より道光年間になつてから黒龍江方面に勢力を得るに至つたので、恰克圖方面の貿易は、漸次に衰殘を招くことになつたのである、

### 七 張家口貿易の大要

張家口は直隸省、宣化府、萬全縣下で、北京を距る西北四百二十清里に在る支那蒙古の分界に當る一市街である、市街は分て二大區となし、市南は、即ち通橋附近及び城砦外を下堡と稱し、市内最殷富の區としてある、銀號や、茶商や、布莊雜貨店、皮貨店、天津紫竹林からの洋行支店は、皆此區域に在るので、店肆の宏壯なるものが多い、市北は、大靖門の附近に於ける街門を上堡と稱し、街衢の熱鬧なるは下堡の上に出づるのであるが、巨商大賈と云はるゝも少くない方である、唯上堡大靖門左側に於て山西の茶商と露國キャラクタの運販茶業を營むもの一大團聚をなし、土壁を環らし一區を劃して圈内と稱するものがある、而して張家口市大靖門を距る七八丁の處に於て露西亞商人の三店がある、之は純然たるキャラクタ行茶業運販を業として居る、之を元寶山露商の一群とするのである、張家口は、支那北部に於て蒙古地方に對する運輸交通の衝を扼する一大要緊の地である、一面は天津北京に通じ、一面は内外蒙古の各要地と連絡し、且つ陝西、甘肅の北境と交通の便を有して居る、恰克圖北京間の通行は又必ず張家口を通過するので北方に於ける陸路貿易地として第一に推されるものである、今該口より交通の要點を指摘すれば、

#### 支那蒙古間

張家口より蒙古、多倫諾爾に至る

同 蒙古庫倫に至る

#### 北支那各省間

張家口より山西大同府に至る

同 山西歸化城に至る

同 甘肅省の蘭州の涼州寧夏に至る

#### 清露の陸路交通

張家口より蒙古庫倫を経て「キャラクタ」に至る、

如此く張家口は、各地交通の衝に當るので貿易貨物の運搬業最も繁盛である、而して貿易貨物の大宗は、磚茶、紅茶、を主としてある、昔時茶葉の運搬は清商の專占でありしが近來露商は湖北漢口、江西、九江、及び福建、福州附近で茶田を買収し、又磚茶製造所を設けて磚茶を製造し、天津を経て該市に輸送し、該市露商の手を経て、キャラクタに輸送せらるゝので、清商の權利は漸次少くなつた、清商が茶業に失敗した原因は露商の資本富裕にて漢口、天津、張家口及キャラクタに於てエゼントを派遣し彼此相連絡するので清商が自家の製造費と運賃と厘金税と、關稅のみに壓迫せらるゝに比し、露

に廉買することが出来たのである、されば、今日に於て成功して、居るのは僅に綢緞絹物雜貨を恰克圖に輸入する一事丈けである、露人の張家口に在る商店中茶を専業とするは和信、新益利で、茶と羊毛とを兼業するものは隆昌洋行である、昨今の調査に據るに此三洋行の恰克圖へ輸送する茶は大約四十餘萬包、内磚茶二十五萬包、(每包量百斤)紅茶十五萬包、(每包七十斤)綠茶三四萬包である、價格は、磚茶は每包十三四兩、紅茶は每包七八兩より四五兩以上に至るのである、清商で露國恰克圖へ茶を輸送するものは、大升玉號、裕慶成號、興泰隆號、大美玉號、大泉玉號、廣全泰號、恒隆光號、公和全號、祥發永號等である、以上清商は皆山西人にて毎歲磚茶紅茶十五萬包をキャクムに輸送し恰克圖の貨物を清國に輸入するのである、

張家口に於ける蒙古貿易も輕視すべからざる者である、下堡に在る山西の茶商大湧玉、三玉川、天聚和、復泰謙等は陝西甘肅の北部に茶を輸送し年々大抵十五六萬包の取引を見る事である、當地の金融機關は、所謂票號である、同號の爲替料は、張家口より天津に毎千兩に付五六兩より十二三兩、天津より張家口へは、毎千兩に付二十兩の規定で一見すれば、張家口の爲替料が天津に比して廉なる傾きであるが、實際は、天津の銀兩が、張家口銀兩に比して毎千兩に八兩の不足がある、故に實際は、十二兩内外に相當して居るのである、

張家口貿易の期限は、天津白河の開閉と獸畜の牧養時期に至重の關係を有して居る、天津開河後、二月より四月に到る三月はキャクム行の茶業も殷盛である、五月以後は駱駝、騾、牛、皆熱に困み、蒙古地方に牧游するので、該市の商況も從て閑靜に至り、秋冷後天津開河前九十十一の三ヶ月間は、商況再び繁劇になるのである、今此の繁劇の一般を記さば、一日の内に該市を通過する駱駝は一萬頭に上り、毎日該市より發送する駱駝は一千頭、騾は五百頭に至るとの事である、張家口に於ける運搬業は西光、裕東、三義、同和の四店が専有して居る、而して毎店二百頭の騾を備置くとの事だ、勿論此四店はマキャット教徒で百餘年間綿々として此事業を繼續して居るのである、運搬には前述の駱駝、騾、牛車、及び驢を用ゐるので、駱駝は每頭四百斤、騾は每頭二百斤、驢は每頭一百斤を負載するのである、露商及び清商は時期の適否を視て此運搬用、獸畜を利用するのである、張家口、恰克圖間は、大抵五六十日を要するので、天候の如何と水草の肥美如何を擇で發程するのである、其間の運賃は每包磚茶百斤に付き三兩の割合である、天津張家口間は、大抵二兩内外としてある、張家口歸化城間は大抵一兩としてある、吾輩は、蒙古縱貫鐵路貫通の曉には、張家口の運搬業が按外に衰運に向ふかを思ふるが、西伯利亞鐵道の全通は、些したる影響をみぬこと、思はるゝのである、露國に向ふ茶の大部分は此鐵道に馮て滅殺しても、蒙古内外の需要は、尙ほ張家口貿易に繰らなければならぬ、

恰克圖貿易に縁らなければならぬ、

### 八 茶引

北方に茶引なし、之れあるは四川、湖廣、浙江地方である、然も張家口陸上貿易を研究するものは、勢ひ茶引の研究を要とするのである、或史家は茶引に付て記して曰く、

國初に商茶を召して西蕃と馬を易ゆ、上馬は茶十二篋を給し、中馬は九篋、下馬は七篋、茶十斤を一篋となし、十篋を一引となす云々、

### 九 黒龍江貿易史

黒龍江の貿易は、恰克圖貿易に先つこと五六十年に行はれた、露西亞人の黒龍江に現はれた時は、索倫人に羅刹の名を以て呼ばれたのである、索倫人は、黒龍江省土著の部落を概稱したもので、貿易の起點は、此の部族と羅刹人との物品交換に始つたのである、盛京通誌には、

秋盡て俄羅斯人來り互市す、或は百人或は六七十人、一官人之を統ふ、江の西に宿り、氈幕に居り、二族を門に植つ、衣冠皆織罽之を爲くる、織布、煙草、薑、椒、糖、錫等の物を易ゆとある、龍沙紀略には、

俄羅斯來て互市す、禿袖、方領、冠高さ尺許、頂方にして而約、其下行兵卒あり之を監す、携ふ所は

馬、牛、皮、毛、玻璃、佩刀の類なり……、毎年五月三城、各大弁を遣はし、百人をして巡廻せしむ、

とある、此の二文を按ずるに、正に清初天聰年間の記事である、三城とは、卜魁城、黒爾根城、艾瑯城である、即ち今の齊々哈爾は卜魁なるべく、艾瑯は黒龍江城である、然るに黒龍江貿易は、貿易として十分なる貨物の取引は行はれざりしがため、毎々索倫人と羅刹との衝突を見、相互に掠奪を以て貿易の本領として居つた、それで康熙帝は二十八年に尼布楚(ナルチンスク)に於て黒龍江の界約七條を立接したのである、

### 黒龍江界約七條

- 一 將由北流入黒龍江之綽爾納即烏倫穆河相近、格爾必齊河爲界、循此河上流不毛之地有石大興安、(ヌタノールウイ)以至於海、凡山南一帶、流入黒龍江之溪河、盡屬中國、山北一帶之溪河、盡屬鄂羅斯、
- 二 將流入黒龍江之額、古納河爲界、河之南岸屬於中國、河之北岸屬於鄂羅斯、其南岸之眉勒爾喀河口、所有鄂羅斯房舍遷移北岸、
- 三 將雅克薩(ヤクサ)鄂羅斯所修之城盡行除毀、雅克薩所居鄂羅斯人民及諸物用盡行撤、往察

四 凡獵戶人等斷不許越界、如有一二小人、擅自越界捕獵偷盜者、即行擒拿送各地方該管官、々々照所犯輕重懲處、或十人或十五人相聚持械捕獵殺人槍掠者必奏聞、即正法不以小故沮壞大事、仍與中和好、毋起爭端、

五 從初一切舊事不議外中國所有鄂羅斯人及鄂羅斯所有中國人仍留不必遣還、

六 今既永相和好、以後一切行旅有準令往來文票者許其貿易不禁、

七 和好修葺之後有逃亡者不許收留即行送還、

該條約は彼得大帝の雄圖を一朝に挫折せしめたので、康熙の年間に於て清朝が如何に勢力を把持しつゝありしかを想像し得るのである、然るに乾隆の末年より嘉慶に到り、更らに咸豐に至りて其八年には、有名なる愛璉條約を訂約し、康熙の規模は頽然として面目を失つたのである、

### 一〇 滿州に於ける森林

清朝の學者は、滿州に於ける森林をコンキョウ良維窩集と云ふて居る、良維は、東北の意である、吉林、黒龍江二省には、山水秀麗にして陪京を拱衛する地方に數千里に連亘する森林がある、何秋濤は良維窩集を評して、誠マコトニに神皇陸海であるといふた、滿洲政府が此森のを保存して居たのは、一は、祖宗發祥の地

であるから其威嚴を保つ爲めに、二は、北方より侵入する勦敵を防ぐ爲めに、三は、八旗の子弟が練武の地として供せんがためである、秋濤氏曰く、黒龍江以西、皆喀倫カレンを設けて界となす、獨り吉林は喀倫を設けず、唯窩集の險は戎馬の足を限るに足る云々、

### 一一 康熙帝の御製文集

支那に於ける清初の天子は、皆な此の森林を跋渉せられた、故に文集、詩歌等には、森林に関するものが相當に見えてゐるのである、康熙の文集に、

窩集東至海邊、接連烏拉黒龍江一帶、西至俄羅斯、或寬或狹、叢林密樹鱗次櫛比、陽景罕曜、如松柏及各種大樹、皆以類相從不雜他木、林中落葉常積數尺許、泉水雨水至此皆不能流盡、爲泥滓、人行甚難、有熊及野豕貂鼠黑白鼠等物、皆資松子橡實、以爲食、又產人參及各種藥料、人多不能識者、蓋與南方湖廣四川相類、

の文字がある、之れに依て見れば、窩集は、一種の森林帯と視做さるべきものである、又樹林の種類が各種雜生せぬといふ事も想像さるゝのである、

### 一二 乾隆帝の窩集行

乾隆皇帝は、多作の詩人として支那第一流に居らるゝのである、皇帝の窩集行には、

履山念無海、泛水忘有陸、今茲知窩集、萬壘唯一本、江南塞北攬概類、豈無林菁皆子孫、東方甲乙稟靈秀、固應富有植類群、始從芘虎入麓口、漸進蕭森失見後、祇容線隙露天光、馬弗敢旁遶路走、不能冀、擊丹黃青、亦有翻書莫辨名、爾雅所記限萬域安能到此祀宋徵、參天蔽虧絕飛鳥、其下菁英苗仙草、落葉布地似黃金、疑是長者來問道、華嚴海會諸佛處、一菩薩一菩提樹、心花顯映多吉祥、世塵遠隔如雲霧、宇宙以來便有此、大椿扶桑非其比、定應點煩靈祇呵、不知遊閱人代幾、陰晴變幻光怪奇、谷神出巧能爾爲、畫師未可形容擬大匠詎敢斤斧斯、初經奧境神心清、色惟異色聲異聲、欲笑穢食花木疏、點筆聊爲窩集行、  
庫勒訥窩集の駐蹕の時には

窩集夫何許、遙瞻已不凡、異堪稱樹海、乍可悟華嚴、紫翠紛闌阿、龍葱鎖華嚴、恰如望瀛渤、未飲早知鹹、

としてある、前者は窩集の神聖にして幽美なるを頌し、後者は樹海としての窩集を歌はれたのである、高士奇の日記には、鳥糞中皆な喬松及び樺樹、枯樹、間に楡椴あり、鱗接虬蟠、山に縷ひ、洞を帯び、蒙密紛紜、白日晦暝す、霜旦、葉凋て略は曠月を見る、樹根亂石礧礧錯落、疑ふ道路なし云々、柳邊紀畧には、

混同江より甯古塔に至る、窩集凡そ二あり、曰く那木窩集、曰く色出窩集、那木窩集は四十里、色出鳥糞は六十里、各々嶺界あり、其中萬木天に參し、排比聯絡、間、尺を容れず、近ごろ好事者あり、山を伐て道を通ず、乃ち天の一綫を漏らす、而して樹根盤錯、亂石坑呀、秋冬は氷雪凝結して馬蹄を受けず、春夏高處泥濘數尺、低處漚して波濤をなす、或は數日或は數十月達するを得ず、蚊虻の類攢つて人を囓む、馬畏れて前まず、死者あれば、乃ち青草と焚き烟を襲て以て之を驅る、夜は木石に據して火を燃き、自ら山魃野鬼を衝る、嗚呼人の心膽を墮さしむ、餒ゆれば、乾糧を咽み、或は禽獸を射、焼て而して之を食ふ、糧盡き又得る所なし、久之水涸せざれば死す、凡そ窩集に入るもの必ず一物を樹に掛く、言笑敢て尙もせず、齋するもの、如く然り、否されば踏踏多し云々、の文字がある、吳兆騫の密古塔紀略に至つては、更に人をして窩集の壯大を想像せしむるに足る、曰く、

吳兆騫密古塔より赦されて歸る、行くこと二日、石頭甸子を過く、第三日大鳥糞に進む、松林千里際なし、皆太古時の物、車馬横過六十里、天日を見ず、微風震憾すれば濤聲澎湃たり、啼鳥號籟、略ぼ人を畏れず、初め林口に入る、行人各々身旁の小物を取り、樹に懸けて神を敬す、夕に嶺下に宿す、滿兵大樹皮二三片を取る、瀾々丈餘縮船蓬の如く坐臥を容るへし、所獵の鹿鹿を取

つて炭割して食ふ、夜半忽ち怪聲を聞く、山撞け地裂くるが如し、乃ち千年の枯樹摧折の聲なり、第五日復た小鳥糞を過く三十里前狀の如し、  
黒龍江外記には曰く、

山中林木蒼鬱、水澤沮洳の區、號して窩集となす、黒龍江境内にて著名の窩集四あり、曰く巴延窩集、庫穆窩集、巴圖窩集、香窩集、盛京通志には寧古塔城の東北六百五十里、混同江の北、巴圖窩集あり、稍東して百餘里、香窩集あり、大同小異なり、

### 一三 滿洲源流考：窩集國名考

滿洲源流考には、窩集國名考を出して曰く、兩漢、晉、魏の時に當り、東方に國するものは、夫餘、挹婁、三韓で、其邑は山海の間に散在して居る、又沃沮の名ある、史傳を以て之を核ぬるに、沃沮の東に在るものは、東、大海に濱し、北、挹婁、扶餘に接す、又北沃沮、南沃沮がある、並に皆散處してある、大君主長なし、所謂單々大嶺は即ち長白山の事、單々は滿洲語の珊延と音相近いのである、今長白山附近より東海邊に至り、北烏拉、黒龍江に接し、西ロシアに至るの間は、叢林密樹、綿互してある、魏の母邱儉が、高麗を討て、沃沮を絶する千餘里、肅慎南界に至れば沃沮なりといふのは、即ち今の窩集を指したものである、開國方略に天聰年間屢々東海の濕集部を征すと、濕集は即ち窩集である

る、想ふに、蠻人が窩集中に散居して部落を成して居たので、かくは名けたものであらう、沃沮や、勿吉や、鉢鴉や、拂捏や、屋惹や、皆窩集、即ち老林の意を譯寫したものである、

### 一四 吉林黒龍江の森林

吉林、黒龍江兩省に於ける森林の主なるものは四十八窩集である、今之を列記せんに、

一 納穆 納穆とは滿洲語で、生菜の意、吉林城東の百二十里、高サ三百餘丈、城東南諸河は皆此に發源す、西はナムヤハン(納穆達巴罕)に接す、  
二 塞齊 塞齊とは、割破の意、吉林城東二百十二里、高サ五里、週四十里、城東の諸河及び寧古塔の諸河は皆此に發源す、

三 瑪爾 瑪爾とは、吉林城東六百十里、

四 琿托和 琿托和は、半の意、吉林城東七百六十里、

五 蘇札哈 蘇札哈は、己支の意、吉林城東二千里、東南をウオロモツンシユイフエンと云ふ、

六 勒窩 勒窩は、吉林の東南一千五百四十里、ロツ河の源なり、

七 烏蘇里 烏蘇里は、吉林の東二千二百里、

八納秦ウナ

百四十四

納秦は、青の意、吉林の東南七百三十里、長白山の北、崇岡疊嶺茂樹深林百餘里、城南の諸河此に發源す、

九色勒ウナ

色勒は、鐵なり、吉林城東南四百五十里、

十庫勒納ウナ

吉林の城西南一百四十里、東は庫勒亨ウナに接し、北は庫楞ウナに接す、其南は長嶺子、城西の諸河は茲に發源す、乾隆十九年、高宗東巡の詩あり、

十一納嚕ウナ

吉林の城南五百五十里、分水嶺の南、密林叢樹周數十里、城西南の諸河、及び興京の諸河茲に發源す、

十二錫蘭ウナ

錫蘭とは、相連の意吉林城の東北百九十五里、

十三和倫ウナ

吉林城東北二百五十三里、

十四瑪延ウナ

吉林城東北四百五十里、

十五小ウナ

吉林東北八百三十里、

十六佛勒亨ウナ

佛勒亨は草棚の意、吉林の東北千五百里、

十七畢展ウナ

吉林城東北四百五十里、

十八奇稽尼ウナ

吉林東北千七百四十里、

十九吉林ウナ

吉林東北二千一百里、

二十亨庚ウナ

一に亨根倭集に作る、吉林の東北三千五百里、

廿一敦々ウナ

敦々は、小蝶の意、吉林の東北三千四百里、

廿二都林ウナ

都林は、一半の意、吉林の東北三千六百里、

廿三阿庫密ウナ

阿庫密は、魚皮衣の意、寧古塔東一千四百二十里、

廿四僧庫勒ウナ

僧庫勒は、韭菜の意、寧古塔東二千百十四里、

廿五畢楞ウナ

畢楞は、母虎の意、寧古塔の東二千二百五十九里、

廿六克呀格ウナ

克呀格は、城塚の意、寧古塔の東二千三百三里、

廿七畢楞根ウナ

佛楞ウナ、索爾和緯ウナ、瑪爾呼哩ウナ、珊延畢爾罕ウナ、阿勒哈ウナ、巴蘭ウナ、屯ウナ、温登ウナ、都爾ウナ、喀穆呢ウナ、畢欽ウナ、和羅ウナ、庫嚕ウナ、明瑪哩ウナ、莊薩ウナ、庫勒ウナ、海蘭ウナ、畢爾罕ウナ、庫穆哩ウナ、呼瑪爾ウナ、

一五 席箕艸

古詩に千里席箕艸の句がある、唐の王建の秋席箕艸には、單于不向南牧馬、席箕徧滿天山下の句が



ある、胡嶠の陷北記には、塞外<sup>ソウイ</sup>息難<sup>シヤン</sup>帥あり、尤美而本大、馬食ふこと十本に過ぎずして飽くとしてある、想ふに息難は、清音<sup>シヤン</sup>席<sup>シヤン</sup>其に通するが故に、蒙古地方に在る今日の息難は、古詩人に歌はれた席其を指したものであるまいか、宋の皇祐二年は遼の重熙十九年である、此年三月、翰林學士趙榮を遼の國信使とした、遼主趙榮を息難<sup>シヤン</sup>泥に駐めたとの記事がある、而して此の泥は今の外蒙古の阿巴哈納爾部に相當するのである、

## 一六 八旗

北京に於ける八旗には、漢軍と、滿兵、蒙古兵の三區別がある、滿人の八旗たるは、吾徳川氏の三河より勃興し、一族郎黨が東照公に附隨して、八萬旗下の士となつたのと同じの關係であるが、漢軍旗人といふは同じ旗人ではあるが、其の根原に於て全く相異なつて居るのである、漢軍の初制を研究するに、清朝の始祖は長白山より勃興して、附近の諸部族を平定した、文廟のときに到つて遼陽から奉天府地方の漢人を俘掠となし悉く滿臣の奴隸としたのであつた、文廟はこれを憫れみて其の中に就みて少壯有爲のものを抜いて兵となし、左右兩翼を設け、佟養性馬光遠に命じてこれを統べしめた、然るに其の後になつて歸する者漸く多くなり、漢軍旗人の體裁か略ぼ出來たのである、北京占領後に、明の降將相ひ踵て至つたので、遂に入旗を設けて、滿洲兵と同一の制度にされた、

康熙中に三藩平げられて其の降兵は殆んど漢軍に收容せられ、雍正中に上下八旗を定められた、上三旗には毎旗佐領四十、下五旗には毎旗佐領三十、其の不足の分は内務府の奴隸を以て補充されたのである、此の如く漢軍と滿兵とは主従の差があつたので、政府が漢軍を待つには頗る冷酷な仕打であつた、丁度徳川の譜代と外様<sup>トウサマ</sup>の關係に酷似して居る、漢軍は何日かな此の恨を伸ばさんと勉めた、然も適當の機會もなく、又た權力もなかつたので、彼等は已むなく讀書をすることになつた、丁度西南の諸侯か心を王政復古の暗潮に致した様の工合である、然るに滿兵は、衣食居所共に遼東や吉林や黒龍江に居つた時と甚だしく相違して、今は錦衣美女飽食晏居の身分となつたので、かれらは、漸次武士たる體面を失墜し、國語たる滿州語を操つり、滿洲談をするすらも敢てせざるに到つた、今日の處では、滿洲語を會する滿人はマッ少ないと云つて宜しい、斯の如く徒らに漢人の脂粉にのみ模倣しつゝある間に、時勢は年を逐ふて開展して來たので、一方の漢軍旗人が讀書に心を潛め、文學、政治、經濟の方面に力を努すること多くなり、漸次社會の多方面に頭角を出すに到つた、恰も晏居徒食の譜代大名は、時勢の進歩に對して如何とも爲す能はざるに到り、これと同時に漢軍旗人は、方今支那政治界に翱翔する人材の淵藪となつたのである、丁度我が維新の際に於て西南は人物の叢淵たりしと同一轍である、

## 一七 睿親王と史可法

清朝進關の時に順治の天子は、尙幼冲で在たので、睿親王、攝王となり萬機を總裁された、睿親王の政策は即ち清朝一代の規模をなしたので、清史を研究するものは、必ず睿親王の政策を知るの必要がある、之と同時に研究するべきものは、明の史可法の傳である、明末清初の一大關鍵は二公の史蹟に馮て明かになるのである、今日の處では、睿王か史尙書に送られた文と、史公の答書丈々が残つて居る、一は堂々乎たる王者の風を鼓吹し一は淋漓たる亡國の情を披歴したる文字である、然るに今二公の傳は、甚だ不明瞭なので、親王とても其後宗室の讒に觸れて最後の慘事を極められ、又、史可法の史蹟も明の没落と共に甚だ不明瞭になつたのである、禮親王は記して曰く、

純廟(乾隆)は嘗て睿親王傳を閲されたに、明の史忠正に致さるゝの書が視えなかつたので、内閣に命じて庫中の原稿を取り調べさせた、そこで始めて二公の文が世に現はれたのである、法時帆の説には、忠王の致書は、李舒章の捉刀に成り、史公の答書は侯朝宗の筆になりたるものである、二公は皆當代文章の巨手である、故に致書は察時明理、答書は義正辭嚴、惟に一時に頡頏するのみならず、詢に千古に傳ふるに足る、亦た忠王閣部二人の名節照著たるに因るのである、

## 一八 支那文書の佚亡

一亂は一亂を経る毎に、支那の文書は、散亂佚亡するのである、支那人は文字文書には極めて忠實なる人種である、渠等か利己的の偏性を有て居るに關らず、獨り文書の出版保存に關しては渠等各種の名譽として努力したものである、かれらは國民が大統一統を希望するの必要上、文書は唯一の連鎖として取扱はれたのであつた、支那には、到處に聖賢の祠がある、此聖賢の祠には惜字會シツジカイによりて設けられたる反古を燒棄する石造の箱か据附けられてある、かれらの目には、文字は堯舜以來血滴々の文字にして、文書は天地正氣の載籍であると崇信して居るのである、故に如何なる愚昧なる人民でも、文字ある反古を反古として使用する事は敢てせない、例令は、障子や、澁紙や箱子の下ばかり位に反古紙を用ゐるは何でもない様のことであるが、彼等は決して之を敢てせない、日本の商店にて包紙に反古を使用するは通例であるが、これすら、かれらには見當らぬのである、然らば清紙は高價でもなく、又、潤澤であるかといふに、全く然らずである、是れ必竟文字を貴重するに原因するのである、かくの如く、かれらは反古の散佚して馬蹄鳥跡に蹂るゝを恐れて惜字會を設くる、この惜字會の事業は、唯反古をわづめて之を祠畔の石匣内で燒棄する丈々である、かれらは如此文學を尊重する國民であるが、支那の近代史は年々に文書の存在を否定するのである、吾輩嘗て保定ハイチンに一遊し、有名なる蓮池書院といふを訪ねた、書院は吳汝綸氏の營する所である、北清事變の際に

當り、佛國兵は書院所藏の文書の大部分を燒棄てた、保定の人士は、之を秦坑に比し、佛兵の亡狀を憤ること甚しいのである、他日吳氏に遇ひ、談此の事に及ぶや、氏の曰く、

文書の散佚は、貴説の通りにて、誠に敵國の爲めに歎はしいことである、文書は、一亂は一亂毎に減少して行くのである……、

と大息して居られた、吾輩は更に文書に關する吳氏の意見を叩いた時に、吳氏は長嘆して曰く、

刻本は孟蜀は防つたので、五代以前は、凡て寫本である、然るに今中國に一本の寫本を見ないから五代以前の文書は跡を絶たものと謂はれる、今日に於て南北宋の刻本を求むるすら天下の難事である、……北京は割合に文書に缺乏して居る、文書の多いのは南方蘇杭鎮江の方面であつたが、これまた長髮賊匪の亂に其の大半を失つて終つた、杭州の范氏は天一閣を起して私藏天下に冠たるものであつたか、今果た如何の狀ぞ、翰林に在る永樂大典は、昨年之亂に英公使館の占有に歸した、奉天の尊藏も露の占領になりしやに聞く、往年英佛連合軍が北京に進入して、圓明園の尊藏を焚た上に、今日また此事あり、我北京の文書は遂に其の大幹を失つたものである……、私藏か……、今天下に聞ゆる私藏は殆んど絶無と云て宜しい、支那文書の散佚は眞個に悲む可きことである云々、

吾輩は屢々北京外城の琉璃廠（ワウリヤンヤン）に遊で文書を求めた、琉璃廠は北京第一の書肆多い地である、然も吾輩の目に觸れた珍本は先づ絶少と謂て宜しい、清朝板、それも上海板の文書のみか堆積されてある、武英殿本や、袖珍本や、明以上の刻本は先づ少ないので、宋本などは酷少と謂て宜しい、琉璃廠には吾輩の著肆よりも遙に古本を藏するものは少ないのである、保定府は直隸の省城であるから書肆も相當に見へるか、極めて矮小なる書肆のみである、天津は文美齋を第一とすべし、而もこれまた上海版の堆積のみである、芝罘は更に甚しい、牛莊には書肆らしいものは視へない、吾輩は北地に遊んで、取敢ず支那文書の不便を感ずる、但し近代文史の材料は、近代の製作たる丈けに相當に供給さるゝのである、

### 一九 黑龍江考

滿州には白山黒水がある、白山は長白山、黒水は黒龍江である、黒龍江は滿州語にてサハレンウラ（薩哈連烏喇）といふのである、サハレンは黒色の意、ウラーは江の意である、黒水の名の漢族に知られたのは、南北晉明に防つたので、北史にはワン水と稱し、魏族にはマオ水と稱し、唐にはシナエン（シナエン）と名けられた、而して黒龍江の名稱は、遼の初年に防つたのである、即ち道宗の本紀に依れば、太康三年夏四月舟を黒龍江に泛ぶとある、金朝に到て、倍々現はれたので、黒龍江を烏

江とも謂つて居る、康熙二十八年に締結されたアムハツリンの界約には、嶺南一帯流<sup>二</sup>入烏龍江とし  
てある、之をアムールと稱するものはロシア人の稱呼に因るものである。

## 二〇 索倫考

黒龍江省の土人を一般に稱してツルン(索倫)と云て居るが、其實ツルンは漠然たる稱呼にすぎない  
のである、此の内には滿人もあり、漢軍もあり、ハルホ部族もあり、ヤロト部族もあり、蒙古より移  
住したるターホル、ナオルチユン、ヒーラル族もある、然るに黒龍江の人は部族を論せずしてツル  
ンと概稱して居るのである。

## 二一 漢族とミール制度

支那の中原には、漢人の族長專政が行はれて、支那社會の根柢を成して居る、露國のミール古代法  
も頗る之れに類似して居る、ミールを説くもの言に、ミールとは小世界又は小宇宙といふ意味あ  
る、ミールは、露國古代の社會制度で、中世に於て露國政府が歐州諸國の制度に模擬したる時に他  
國より移し來るものではない、ミールは耕地と森林とを所有して居る、之を其ミール内の農夫に分配  
し、耕作し、又は採薪するのである、農夫の家族は相團結し其家長を集めて其議會を組織する、是がミ  
ールの本質である、家長の間に於て互撰され長老となるものは、スターロスタと稱せらるゝ、思ふ

にミールは眞に家族制の自治體で、亦財産共有の小團體である、露國人は此ミールを目して唯一な  
る專政治下の自由民團と云つて居る、……吾輩が漢人の家族制度、家族對政府の關係を研究する  
に、露國のミール制は殆んど漢族の家族制度を説明するが如く感せらるゝのである。

# 并州集 下

## 一 金源語言の研究

金源文學の研究といへば、詩歌の研究、文章の研究、戯曲の研究等は其主要のものなるべし、然も吾輩の望む所は、金源氏時代に於ける地名の研究、語言の研究である、北方文學の粹は、近代に於て金源を推すのであるが、語言、地名の研究は、地理學者としても不少興味を惹起するものであらう、今、吾輩の研究したる語言の一部分を列記すれば左の如し、

額納格爾 居室の意、

佛葉 惡瘡の意、

和倫 慈鳥の意、

納喇薩喇 日月の意、蒙古も亦同し、

齊喇哈達 居庸關、

薩勒札 松亭關、滿州語にてチロ(岐路)

紐幹哩 古北口、紐幹は滿洲語にて蒼綠なり、

哈新哈雅 化成關、蒙古語にて哈新は玉石の

意、

薩爾罕 罕妻の意、滿州語、

額伊根 夫の意、愛根ともいふ、

薩滿 女巫の意、滿州語は珊蠻といふ、

呼圖克 福の意、西藏喇嘛の化身を「ホト

クト  
とふ、  
哈達 山の意、  
達巴罕 嶺の意  
桑阿 城の意(?)  
布拉克 煖泉の意、

奎 村莊の意、  
和勒端 松の意、  
茂摩羅 茂木の意、  
博羅和屯 蒙古語にて青色城、博羅は青の意、

### 二 金史舊國語解考

欽定滿洲源流考に、金史舊國語解考といふが載せてある、今史家の參考にもとこゝに譯述することに

勃端察爾 胚胎の意、  
阿鴻 長子の意、  
固納 季子の意、滿洲にて三歳の意、  
費揚古 幼子の意、滿洲語も同一、  
伊都 次第の意、全  
烏雲 第九の意、全

紐勒理 十六の意、滿洲語にては正月十六日  
の意、  
按答哈 客の意、  
沙津昆 舍人の意、  
賽音伯奇 男子の意、  
薩克達 老人の意、

薩連哈 繁黒の意、  
博果尼 侏儒の意、  
額爾遜 醜怪の意、  
阿實罕 採薪の子、  
塔哩雅 耘田の者、  
阿多古 善探捕者、  
巴爾斯 角觥戲者、  
阿里哈呢雅羅瑪 鷹を臂する者、  
圖嚙拉 戸長の意、  
阿哈 人奴の意、  
烏珠 頭の意、  
尼雅 滿心の意、  
威赫 牙の意、  
佛爾赫 大拇指の意、

薩木哈 人の壓の意、  
約赫德 湯瘡の意、  
富拉塔 爛眼の意、  
賓格納 洩疾の意、蒙古語にて瀉なり、  
們圖理 癡騷の意、  
穆哩庫 無賴の名、  
呼圖古 人と同く福を受くるの意、  
愛實拉布 力を以て人を助くるの意、  
蘇布赫 酒醒の意、  
納蘇 和睦を肯てするの意、  
温綽寬 寛容の名、  
色拉哈 音樂の意、  
阿庫納 周到の意、  
薩巴 器皿の意、

烏青徽	柔弱の意、	寶木徳	釜の意、
阿里布	呈献の意、	色埒點	刃の意、
沃里布	蓄積の意、	佛勒和	錠の意、
興色	滿洲語にて孖々不倦の意、	愛伸	金の意、滿洲語、愛新を金といふ、
烏達哈	已買の意、	尼楚赫	珠の意、
烏勒登	明星の意、滿洲語之を晨星と云、	富勒呼	布袋の意、
阿林	山の意、	阿里庫	盆の意、
登	高の意、	呼紐	罐の意、
哈達	山上銳者、	烏哩	草屨の意、
阿拉	山岡の意、	沙拉	衣襟の意、
實納	山大而峻、	富拉理	赤色の意、
達賚	海の意、	呼蘭	煙突の意、松花江上流に呼蘭城あり、
札呼岱	舟の意、	和勒	瑞松の意、
沃楞	水紋の意、	瑚哩	松子の意、

舒伊勒哈	蓮花の意、	色克	貂鼠の意、
呼爾罕	恙の意、	烏勒呼瑪	山雞の意、
喀齊喀	犬子の意、	烏木罕	烏卵の意、
額爾亨庫哩	犬の文あるもの、		

### 三 滿州、曼珠、滿珠

滿洲源流考、部族の部に乾隆の長白山發祥の詩がある、曰く、  
 天造皇清、發祥大東、山曰長白、江曰混同、峻極襟帶、福萃靈鍾、山頂有潭、闔門名揚、三天女  
 者、隆而浴躬、神鵲合果、香以娠中、錫之姓名、母遂凌空、有取水人、見訝異徵、交手昇歸、推  
 爲主國、三姓害亂、鄂多城崇、號建滿洲、開基肇宗、元烏商室、帝武周家、聖必有啓、異播同風、  
 史家の托言に依れば、長白山の東、布庫哩山下、池あり布勒湖哩といふ、相傳ふ、三天女、池に浴  
 す、神鵲あり、朱果を銜て、季女の衣に置く、季女、口中に合て、忽已に腹に入る、遂に身ひあり、一  
 男を生ひ、生れて能く言ひ、体良奇異、長するに及て天女告くるに朱果を呑むの故を以てし、之に  
 性と愛新覺羅と錫ひ、之を名けて布庫哩雍順といふ、之れに小筋を與へ且つ曰く、天は汝を生し  
 て以て亂國を定む、其れ往て之を治めよ。天女遂に空を凌て去る、是に於て筋に乗り、流れに従て

河に至り、歩して柳枝と野蒿とを折て坐具となて端坐して時を待つ、長白山東南オモホイの地に三姓あり、争ふて雄長たらんとし、日に兵を構へて相仇殺す、適一人水を河に取り、歸來兼に語て曰く、汝等争ふこと勿れ、吾れ水を河に取り、歩して一男子を見る、其貞を察するに非常の人なり、天空しく此人を生せずと、衆皆な趨り問ふ、答て曰く、我天女所生以定汝等之亂者と、告くるに姓名を以てす、皆曰く此れ天生聖人也、不可使之徒行と遂に交手して昇迎をなす、三姓なるもの女を以て嫁せしめ、奉して貝勒となす、長白山の東、鄂多理城に居り、號を建て、滿洲といふ云々、乾隆の御製は之を詩譯せられたるものである、ソコマこの滿洲は一本には滿珠としてゐる、又、毎年北京朝廷に貢献する西藏の丹書には、曼珠師利大皇帝としてゐる、曼珠といふ西藏語は、妙吉祥といふ意味である、固より非常に尊敬した言葉である、現在世人がマンチウリアを書するに滿洲とするから雖も地名なるを想像するのであるが、其の實滿洲は部族の呼稱で地名ではないのである、

#### 四 雞林の意義

東大陸の森林帯は、滿洲に於て最も其の蒼鬱を極むるのである、今日に於ても松花江の上流、鴨綠江の沿岸は、唯一の老森林としてゐる、今日の朝鮮を望むに瀋目悉く緒山の傾きがある、然るも往時の朝鮮は決して今日の緒山を視なかつた、即ち雞林といふ字義を解釋すれば、如何に朝鮮半島の老

林に富めりしかを證據立てらるゝのである、滿洲語の窩集といふ文字の集は、雞に通して老林の意義と有する、即ち雞林は、稽林、又は、凡林又は、吉林とも云はれるので、一樣に老林たるの意味である、寧古塔紀略には窩集を鳥稽に作り吉林の地を雞林に作てゐるも其の一證である、

#### 五 弱水考

支那の學者が弱水について書いたものは諸處に散見する、後漢書には夫餘國北有弱水、晉書には、挹婁國東濱大海、北極弱水、三、唐書には、貞觀三年以溪國阿會部爲弱水州云々としてゐる、然も夫餘や、挹婁の地方、即ち朝鮮吉林地方には、これ等の地名を存して居ない、何秋濤氏群疑を排して曰く、

案するに、禹貢の弱水は、今日の甘州府南に在り、人の流沙とする所は、即ち居延澤にて今の額濟納、舊の土爾扈特旗の北にあり、居延澤、沙磧の中に在り、此に至つて已に滯りて流れず、東の方、丈餘、挹婁を去る雷に萬里にして風馬牛、遠く相及ばざるのみに非らず、胡渭素氏は地理學に精しくして而して尙は弱水は流沙にありとなす所以は、想ふに黄河の上流に伏流ありとの説に基き、北方に於ける弱水も亦た之れと同一なりと臆断せしなるべし、

熱ら近人の記述に徴して之を判するに、古の所謂弱水は、即ち今の所謂哈爾濱なり、寧古塔紀略に



曰く、寧古哈は京を去る四千餘里、冬は、氷雪載道、其の深さ丈餘、其の寒さ人をして受くるに能はざらしむ、夏は、哈湯の險あり、數百里の間、俱に是れ泥淖にして其の深さ側られず、邊人水の草中に在りて、渾の如きものを稱して紅銕水といふ、人は草墩に依て行く畧ほ一轉側すれば人馬俱に陥る、ゆゑに商賈の往來する者無し、往來するものは唯だ滿州人のみ、音信得難し、歲僅に一び至る、眞に所謂家畜萬金に抵る也、從來哈湯の上、俱に樹木を舖き、年々修理す、往來の者始めて多し、

哈湯も亦た哈呀に作る、黒龍江外記に曰く、相傳ふ、齊齊哈爾の東北山中も亦人葆を産す、路、紅眼哈呀を隔つるを以て人敢て過らず、紅眼哈呀は淤泥の地なり、人行けば輒ち陥る、萬に生理なし、野鳥も亦敢て落ちず、昔年盜探するものあり、紅眼哈呀既に凍り去る、將に化還せんとなす、俄倫春を以て前導となす、否れば路徑迷ひ易く、虎狼の害尤も側られず、案するに此哈湯の源は、ウナ(窩集)に出づ、蓋し吉林、黒龍江二省の境、東、大海に抵り、北、俄羅斯に至る一帶、皆ハ叢林密樹、鱗次櫛比號して樹海となす、廣袤幾五六千里、東方は甲乙木に屬す、故に此大林あり、林中人跡主らず、陽景罕れに曜き、落葉常に積むこと數尺許、雨水泉水皆流る、能はず、盡く泥淖となる、入る者、必ず陥り、物を載する能はざるを疑ふ、故に、古、稱して弱水といふ、(朔方備乘)

## 六 庫葉島

薩哈連島の漢名は庫葉島である、或は、庫頁とも記されてゐる、又一に黒龍嶼とも云つてゐる、薩哈連とは、前説の如く滿洲語の黒色を意味するのであれば、意譯すれば黒島となる、

## 七 保定府

從來保定府に遊ぶ者は、北京城外西南四里に在る蘆溝橋より鐵路の便をかることであつた、此地は拱極城と相對して居る、所謂蘆漢鐵道の起點である、然るに昨年七八月の交、北京外城の一角を破て正陽門の右側にまで延長したので、保定旅行の客には便宜を與ふことと少くない、蘆溝橋は有名な石橋で桑乾河の下流に架設せられてゐる、西北は太行山の餘脈を仰ぎ、西南東南の二方面は黃河平原に放たれてゐるので、吟呻濶如として無限の曠野を望むことが出来る、古來蘆溝の曉月は屢々詩人の謳詠に入りし所で北支那の一勝地として推されてゐる、此れから大約七里許りにして、長辛店がある、京津鐵路の支線は豐臺より分岐して此地に合するのである、長辛店と涿州との間には、良郷と稱する停車場がある、人口四萬程の都會である、涿州は城壁矮陋にして殊に團匪の焚掠に逢着したる結果、城内大半は敗屋である、此地は有名なる范陽の古城地で唐の時に當り甲兵北方に冠たりと稱せられてゐる、この地が劉玄德を出したのは誰も知る所で、今も尙ほ照烈皇帝廟が城中に奉

祀されてある、廟の碑文は元の郝陵川の製作である、吾輩が此地に遊びし時、汽車の時間に制限され、觀光を恣にする事が出来なかつた、要するに涿州は山東直隸の通衢に中り、交通上兵器上の要地たるは吾輩の斷言するところである、西、秦に入て始皇を刺さんとして壯士燕丹に別れし易水の故地は、涿州と琉璃河鎮との間を流れてゐる、琉璃河鎮以西保定府に至るまで、別に名邑と見るべき者がない、北京保定府間の汽車は六時間餘を要する、此線路は京津線路に比して人口の稠密なると土地の豊饒なるため普ねく開拓され居る點に於て勝て居る、京津鐵道は僅に天津の一市を除きては、黃村や、楊村や、朗坊や、安定や、一として見るに足るものがない、而も京津線路の一歳の平均純益額が三百萬兩に上つてゐるところより推測せば、加何に蘆漢鐵道の有望なるかは知るに難からぬことである、保府に於ては佛人の勢力中々侮るべからず、隨て佛語に精通するもの十人に下らずといふ事である、英語に至ては唯一人通辯的語學者あるのみで、英の勢力は此方面には絶無といふて宜し。

## 八 八股文 其一

八股文は或點に於て支那帝國の統一に利するものである、支那は名山巨川、曠塗絕谷、到處に起伏してある、加之版圖極めて廣大にて南省北省嶺南蒙古各自に言語不通である、此の區々の天下を統一するには、將來は知らず、過去の時代には文字の統一より他に好方便は無かつたのである、支那人

は非常に文字を愛惜する、其愛惜するの結果、文字は聖人の制作として之を尊敬すること日本人及外國人の思及する所ではない、清帝國の八股文を採擇せしは、政畧の然らしむるよりは、寧ろ支那自然の勢が然らしめた者である、試に北京語を會するものにして天津に一遊せば、既に些の差別を知り、山東に遊で嘲哂の甚しきを覺るのである、まして江蘇より浙江に行かば更に通せず、廣東地方の語は兩人にすら九つさり會せないのである、此區々別々の天地なるに關らず、一度唐宋の文を筆述すれば見章走卒皆之を解し得るは、夫の八股の賜ではあるまいか、

## 其二

清朝進關の後、康熙雍正の天子は、頻りに勅を下して宗室の漢俗に化することを禁せられ、百家姓中の姓名に類するものは滿人之を用ゐる勿れとあつた、加之漢字滿字并行して自ら滿字の御批通鑑輯覽を編輯し、出來得る限り滿字を使用せしめんと努力せられしが、漢字漢文の勢力は四千年以來の根柢あるに抵抗する能はずして、滿人も今では滿洲土語を使用せぬ位に漢族に同化された、唯二三父母の稱呼や、日常食物の品などに、滿語が混せられてある位である、此れも清帝が從來の漢字漢文でなくては統一が出来ぬとあきらめられた結果で、これより八股の文章が清朝にも明朝と同一に歡迎せらるゝことになつた、

近頃西安は六回の上諭を煥發して、開國進取の方針を中外に發表せられた、一見するに中々六した上諭である、冗官を淘汰するとか、入股文を停止するとか、入旗の生計を改むるとか、一方には、文武の學堂を開き、他方には貨幣の制度を一定するなどと、随分に思切た上諭がある、然し之が實際に行はる、政策であるかどうか、吾輩は疑を禁じ得ないのである、日本の或支那通的政治家は道般の上諭を讀で、老大帝國之より勃興せんと恭悦がつて居るが、吾輩の視る所では西安の大詔煥發は臨滅の放光であるまいか、瀕死の奮力であるまいか、今、其理由を云へば、澤山あるが第一の疑問は清國の主權が何處に在るか皇上に在るのか、太后に在るのか、果た太監の手中にあるが、主權の所在が甚だ不明白である、第二の疑問は主權の實力である、清國の主權其權能は如何、是未だ誰も明白に答案と與へ得ないのである、既に主權の所在が不明白で且つ無勢力であるとせば、政府は一の假體に過ぎぬ、その假體がどれ程大言壯語したと云つても、何等の効果が收め得らるゝものか、

## 一〇 賑政と巡幸

清國の主權を明にすると、主權の勢力を強むるは今日の一大急務である、此二方面に力を盡さなければ、百の上諭、千の改革案も何の役に立つものか、主權の存在が不明瞭で、その上無勢力とせば、

地方の總督、巡撫、布政使、學政官などいふ連中でも、決して推奉することは無いのである、それで清國の爲に謀る一大急務は、巡幸と歸政の二策である、歸政は太后より皇上に政權を還すのである、昨今の上諭には、無暗に母子一心の四字を用ゐて人目を糊塗して居るが、清國の國體も目下の現勢に照して案するに、太后派は毎に改革の防害となるのである、願ふ所は此機に乗じて太后が潔く歸政の實を擧げ、之を天下に表明せんことである、第二は巡幸である、巡幸は康熙、雍正より乾隆まで數回行はれて、族人の勢力は西南は四川、西は西藏、北は蒙古新疆に及んだのである、巡幸と君權の發張とは帝者王者の必須的關係である、若し此二者を遂行せずして、千百の上諭を雨下せられた所で、一時の姑息策は行はれ様が、帝國の維持は、勿論行はるゝものではない、

## 一一 聲大實小

盛宣懷が嘗て中國通商銀行の資本を漢口、武昌、漢陽の三所に於て六十萬兩を募集した、二た口の合計値に八十萬兩に足らざるに、金融は之が爲めに閉塞し、漢口の票號、錢莊の到産したるもの十四軒であつた、漢口は免れ角も天下の四大鎮ではないか、天津の銀行なども同様だ、自家の資本と預金とを合算したるものを併算したるものより、少くも五十倍以上の錢票を發行して居る、聲大實小とは支那人の本色である、

### 一三 豊資低利

支那人は、決して日本人の夢想して居る様の低利豊資を利用して居る者ではない、唯だ金融機関は幾多の缺點あるに拘らず、或る點に於て非常に發達して居るため、信用取引、信用貸借が非常に多き結果として、一見豊資低利の外観あるのだ、然し韓國商人の様な貧弱なる者ではないが、吾輩は支那に於て、固定資本の多い割合に、流通資本が甚だ少ないと斷言するのである。

### 一四 牛 莊

今の牛莊は、十數年前の牛莊と位地が變て居る、想ふに遼河の三稜洲が年々に下方即ち渤海ボヘイに向ふので、貿易地の位地も、之れに従ふて下方下方と轉下するのであるまいか、牛莊に行て見ると遼河に上下する牛船ニウチヨウセンといふ大豆や豆粕を運搬する船がある、想ふに前年遼陽、通江子地方の牧牛を牛船で運搬して營口に來て生牛の賣買を始めた結果、營口は牛莊即ち牛の市場たるの名を負ふたのでらう。

### 一五 沒溝營

沒溝營とは營口即ち牛莊の事である、遼水に雨水が漲溢すると、營口の各溝は沒して終ふのである、今營口に行て見ると、商人が豆餅マメコウの取引をするに左の如き票ヒヤクを用ゐて居る、

今批賣與

沒	溝	營
永	同	油
房		

年月日

### 一六 遼 河

牛莊の日本領事館は、三千圓か四千圓位の建築で、一見すれば支那中人の棧房に過ぎない、之に對立せる堂々たる衙門は、露國領事館である、吾輩は春寒を破て遼河に泛び、仰で露國の砲艦を視、俯して遼河の平原を望んで感慨に耐へなんだ。

### 一七 白蓮と義和

嘉慶年間に白蓮教の騒動があつた、其始末は噫亭雜錄に委しく記述してある、白蓮教は、ヤハリ一種の義和拳の様な邪教であつた、而して事の起りは宮内の太監等邪教を奉じ、匪首の林清と結托して宮中に匪類を引き入れたのに始まつて居る、今回の團匪が西太后の太監に結托して勢力を宮中に得てより一大勢力となりしと同一の順序である、支那の歴史は毎に同一の事情を繰り返すものに似たり、

### 一七 張德成